

1963年6月27日(第11日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時22分~午後 時 分)

2. 応招議員は次のとおりである。

議席氏名	議席氏名	議席氏名
1番 天久 豪太郎	2番 比 嘉 定 亮	3番 天 久 盛 雄
4番 安次富 盛 信	5番 石 川 真 六	6番 仲 村 泰 果
7番 稲 嶺 正 康	8番 石 田 英 正	9番 安 里 安 明
10番 又 吉 正 弘	11番 石 川 繁	12番 大 川 昇
13番 伊 佐 真 母	14番 仲 村 喜 永	15番 宮 城 盛 昌
16番 宮 里 敏 行	17番 伊 佐 貞 寿	18番 中 里 幸 助
19番 武 島 行 男	20番 仲 村 盛 光	21番 古 波 巖 清 次郎

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 仲 村 泰 勝 助 役 具 屋 真 徳。
警務課長 松川 正統 財政課長 当山 全喜 経済課長 沢し 安一
水道課長 奥里 督俊 建設課長 島袋 昌兼

7 本議会の書記は次のとおりである。

書記長 松川 正統 書記 照屋 毅 伊佐 正統

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 議案第12号, 1964年度宜野湾市才入才出予算について
日程第2. 議案第13号, 1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出予算について。

1963年6月27日(第11日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時22分~午後 時 分)

2. 応招議員は次のとおりである。

議席氏名	議席氏名	議席氏名
1番 天久 豪太郎	2番 比嘉 定亮	3番 天久 盛雄
4番 安次富 盛信	5番 石川 真六	6番 仲村 泰果
7番 稲 嶺 正康	8番 石田 英正	9番 安里 安明
10番 又 吉 正弘	11番 石川 繁	12番 大川 昇
13番 伊 佐 真得	14番 仲 村 喜永	15番 宮 城 盛昌
16番 宮 里 敏行	17番 伊 佐 貞寿	18番 中 里 幸助
19番 武 島 行男	20番 仲 村 盛光	21番 古波蔵 清次郎

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 仲 村 泰 勝 助 役 具 屋 真 徳。
総務課長 松川 正義 財政課長 当山 全喜 経済課長 沢し 安一
水道課長 奥里 将俊 建設課長 島袋 昌兼

7 本議会の書記は次のとおりである。

書記長 松川 正義 書記 照屋 毅 . 伊佐 正義

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 議案第12号, 1964年度宜野湾市才入才出予算について

日程第2. 議案第13号, 1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出予算について。

8. 会議のてん末

議長～出席議員14名であります。市町村自治法第53条の規定より、議会は成立いたしましたので、只今より(第11日目)の会議を開きます。(午前10時22分)

議長～日程第1.議案第12号、1964年度宜野湾市才入才出予算についてを議題といたします。本案は質疑の段階において継続質疑となつておりましたので、昨日に引続き質疑を願います。才出の5款社会及び労働施設費から願います。

16番～貴の中借料と賃金との比較でございますが、現年度予算審議の場合にはどうしても役所の4分の3では無理であると借料損料を180\$予算に計上いたしまして、新年度の場合説明專帳によりまして、120\$賃金の方は逆に多くなつて居りますが、それだけのコツ子があることによつて賃金も殖えんと考えられますが、逆に借料損料が減つた理由について先ず御説明願います。

総務課長～第1点の借料及び損料が去年は180\$今度は120\$に減つておりますが、借料は今までの実績から致しまして去年は大体月15合に見積つておりますが、月1合を想定すれば可能じゃないかと、これは物資が減つたという訳ではありません。却つて今回は前の災害。カン害に対する援助物資などはふえる方でありまして、用度の方においては、政府からの援助物資等によつて増になつたが車の見越しについては1合位で充分間に合ふんじゃないかというふうな想定であります。

16番～そうしますと、前年度予算においては算定のための十分な資料が監つてなかつたということになる訳ですね。そうはいわないけれども借料損料においては3分の1の減であるか。

総務課長～去年の場合にはぼうふう被害とかそういうのが2年度に多かつたので結局63会計年度もそういう災害は一応考えられるんじゃないかということで少々見越し計上というふうな点はございましたが、さいわい63年度の場合にはいわゆるぼうふうによる被害が少かつたので、一応前年度においては次年度よりは却つて少な目に近かつたということになつております。

16番～2項の社会福祉の中の児童福祉費の予算のキザにおける事業の問題としての作文。図書コンクールの賞品となつて現年度予算の賞品となつておりますが、果して子供達に上げる場合に賞品という1事体が正しいかどうかというふうに考えました場合には、図書作文コンクールしよう助費とした方が、或はまた賞品代とした方がいい感じを尋ねるんだと思いますが、予算上の率の問題はどうか。

総務課長～この方は62会計年度においては今おつしやる様に消耗品の節で

8. 会議のてん未

議長～出席議員14名であります。市町村自治法第53条の規定より、議会は成立いたしましたので、只今より(第11日目)の会議を開きます。(午前10時22分)

議長～日程第1. 議案第12号, 1964年度宜野湾市才入才出予算についてを議題といたします。本案は質疑の段階において継続審議となっておりまして、昨日に引続き質疑を願います。才出の5款社会及び労働施設費から願います。

16番～費の中の借料と賃金との比較でございますが、現年度予算審議の場合にはどうしても役所の4分の3では無理であると借料損料を180\$予算に計上いたしまして、新年度の場合説明事項によりまして、120\$賃金の方は逆に多くなつて居りますが、それだけのコウ子があることによつて賃金も殖えると考えられますが、逆に借料損料が減つた理由について先ず御説明願います。

総務課長～第1点の借料及び損料が去年は180\$今度は120\$に減つておりますが、借料は今までの実績から致しまして去年は大体月15台に見積つておりますが、月1台を想定すれば可能じゃないかと、これは物資が減つたという訳ではありません。却つて今回は前の災害。かん害に対する援助物資などはふえる方でありまして。用度の方においては、政府からの援助物資等によつて増になつたが車の見越しについては1台位で充分間に合ふんじゃないかというような想定であります。

16番～そうしますと、前年度予算においては算定のための十分な資料が整つてなかつたということになる訳ですね。そうはいわないけれども借料損料においては3分の1の減であるか。

総務課長～去年の場合にはほうふう被害とかそういうのが52年度に多かつたので結局63会計年度もそういう災害は一応考えられるんじゃないかということで少々見越計上というような点はございましたが、さいわい63年度の場合にはいわゆるほうふうによる被害が少かつたので、一応前年度においては次年度よりは却つて少な目に近かつたということになっております。

16番～2項の社会福祉の中の児どう福祉費の予算のキザにおける事業の問題としての作文。図画コンクールの賞品となつて現年度予算の賞品となつておりますが、果して子供達に上げる場合に賞品という1事体が正しいかどうかというふうに考えました場合には、図画作文コンクールしよう助費とした方が、或はまた賞品代とした方がいい感じを募るんだと思いますが、予算上の率の問題はどうか。

総務課長～この方は62会計年度においては今おつしやる様に消耗品の節でい

いわゆる賞品を差し上げることにしてありますが、しかしこの場合の
学校側の要もございませぬが、6月會計年度からはいわゆる賞品と
いうことにしなすも現在学校で使っている学用品これは各この学
で指定した学用品もあつて、直ぐ役所で買うというよりは、学校の
にこれは1人当りの賞品額はつきりしますので、同達の画は学校の
方の指定した様な学用品が買える様に伺していただいた方がい
うふうな事で報費に回してございませぬが、方法としては御質問の
つた様な方法でも可能だということでもあります。

16番～7日の社会教育費の方でございませぬ。社会教育研修指導者費となつて
おりますが、新しい費目じゃないかと思ひますが、左様でございませぬ
か。社会研修指導謝礼金費の中に突発的に市として社会指導、社会
教育指導として市としての行事をもつた事があるかどうか、もつたと
すればどういふ対象としてやつておられるか、現年度予算の謝礼金と
いふ節がございませぬか。付記の項にはございませぬがどういふよう
な方々を対象として社会教育の研修をやつておられるか。

総務課長～この方はいわゆる節から申しますと新節でございませぬ。内容はこれ
は社会教育という分野になりますと、大變広い訳であります。特に本
市の場合には現在例えはこの社会教育を中心にした新正活動の問題と
か、それから青少年を守る歌とかいろいろ社会関係に対する活動と
ございませぬが、この場合に現在教育長事務所何しておられますか
をなさつた方がいませぬ。この方々が例えれば青少年不良化防止運動
か或は又学校の指導員などそれから警察の青少年係とか、こういう方
が児童どう種しも兼ねまして不良化防止の活動をしていただいております。
その場合にその方々は別にどこからも助成という対象でなく夜間
もぶつ通して街頭指導もするといふふうな状況でございませぬが、そ
ういふ面は一店これは仮支給方法でも助成してうんと活動して
いただいておりますので、本市においてもそういう面の、これは市内に
おける児童どうか或は一設社会教育の段になりますと、若し助成して
その効果が得られるんだつたら助成していきたいといふふうな意味か
ら計上してあります。

16番～趣旨はよく分りますが、市長さんにお尋ねしたいんですけども、こ
ういふふうな内容で教育委員会の方の予算に計上されているかどうか
若し計上されておればどの位の額でどういふふうな事業をやつてお
られるかどうか。

市長～社会教育費は教育委員会の予算にもありますけれども、その額につ
いては。

16番～1定期な事業例においてはどういふふうな予定実績をやられているか

市長～婦人会や青年会主として青年学級或は公民館活動であります。

いわゆる賞品を差し上げることにしてありましたが、然しこの場合の学校側の要望もございませぬが、63会計年度からはいわゆる賞品ということになりますと現在学校で使っている学用品これは各この学校で指定した学用品もあるし、直ぐ役所で買うというよりは、学校の方にこれは1人当りの賞品額ははつきりしますので、調達の方は学校の方の指定した様な学用品が買える様に何していただいた方がいいというふうな事で報償費に回してございませぬが、方法としては御質問のあった様な方法でも可能だということでありませぬ。

16番～7目の社会教育費の方でございませぬ。社会教育研修指導者費となつておりませぬが、新しい費目じやないかと思ひませぬが、左様でございませぬか。社会研修指導謝礼報償費の中に実質的に市として社会指導、社会教育指導として市としての行事をもつた事があるかどうか、もつたとすればどういう対象としてやつておられるか。現年度予算の謝礼金という施策がございませぬか。付記の欄にはございませぬがどういふふうな方々を対象として社会教育の研修をやつておられるか。

総務課長～この方はいわゆる節から申しますと新節でございませぬ。内容はこれは社会教育という分野になりますと、大変広い訳であります。特に本市の場合には現在例えばこの社会教育を中心にした新正活動の問題とか、それから青少年を守る歌とかいろいろ社会関係に対する活動がございませぬが、この場合に現在教育長事務所で何してございませぬ訪問教師をなさつた方がございませぬ。この方々が例えば青少年不良化防止運動とか或は又学校の指導員などそれから警察の青少年係とか、こういう方々が児どう福しも兼ねまして不良化防止の活動をしてございませぬ。その場合にその方々は別にどこからも助成という対象でなく夜間もぶつ通して街頭指導もするといふふうな状況でございませぬが、そういうふうな面に一応これは仮支給方法でも助成してうんと活動してございませぬので、本市においてもそういう面の、これは市内における児どうとか或は一級社会教育の段になりますと、若し助成してその効果が得られるんだつたら助成していきたいといふふうな意味から計上してございませぬ。

16番～趣旨はよく分りますが、市長さんにお尋ねしたいんですけれども、こういうふうな内容で教育委員会の方の予算に計上されてございませぬかどうか若し計上されておればどの位の額でどういふふうな事業をやつておられるかどうか。

市長～社会教育費は教育委員会の予算にもありませぬけれども、その額については。

16番～1定期な事業例においてはどういふふうな予定実施をやられてございませぬか

市長～婦人会や青年会主として青年学級或は公民館活動であります。

16番～市としてのやっている事業以外の事もやつておられるかどうか。今総務課長さんのお話では不良化防止とか或は訪問教師とか或は警察の保護司とか保護係とか少年係とかといった面の主に不良化防止的な市としての助成だとかこういう事だとか考えますが、教育委員においてはその面についてはどういふふうにやつておられますか。

市長～不良化防止については各学校に先生方の夜外指導をやつてもらう様に特に夏休みなんかは従事の先生方に夕食代なんかを教育委員会から出して補導してもらっています。

16番～今まで勝手にしておられるのか、例えば校外補導とか、現在でもやつておられるか。

市長～はい。

16番～やつておられる。じやよく分かりました。

議長～14番、4番、8番、18番議員の出席を報告いたします。

15番～1目の39補助金でございしますが、この場所はどこでございしますか。

総務課長～場所はまだ決定してしておりませんと申上げますのは、この方は政府の方でも兎どう置し法というのがございまして、それに基づいて公共団体に関する助成の適用がございします。それで市のみもいわゆる助成だけでは子供の理想的あそび場を作るというのは不可能だということ、こちらの助成は、いわゆる政府の助成された箇所に不足分を助成していくというのが市のねらいであります。そこで政府の場合には60～70%しか助成されませんので、後の不足額を市が補つて行けば100%をいわゆる政府と市町村の助成によつて各々の都審各々の地域においては完全なあそび場が作り得るんだとかこういうふうな事で結局政府の査定を待つて仮設いたします場所的な問題になる。

15番～これは政府が今にもこの場所なんか計画しておるか、この~~老~~老人福祉の方を具体的に説明願います。それから6目ですれ精神病者、福祉費のこれは管によつてですれ、大へん結構なことだと思ひますが、その算定の基礎について具体的に今政府の方の施設費に入れようということになっておると思ひますが、お伺ひします。

総務課長～~~老~~老人福祉の何んですか。

15番～内容ですれ。

総務課長～この方はですれ、~~老~~老人福祉の何については今神社協とか政府の方

16番～市としてのやっている事業以外の事もやつておられるかどうか。今総務課長さんのお話では不良化防止とか或は訪問教師とか或は警察の保護司とか保護係とか少年係とかといった面の主に不良化防止的な市としての助成だとかこういう事だと考えますが、教育委員においてはその面についてはどういうふうにやつておられますか。

市長～不良化防止については各学校に先生方の夜外指導をやつてもらう様に特に夏休みなんかは従事の先生方に夕食代なんかを教育委員会から出して補導してもらっています。

16番～今まで勝手にしておられるのか、例えば校外補導とか、現在でもやつておられるか。

市長～はい。

16番～やつておられる。じやよく分りました。

議長～14番、4番、8番、18番議員の出席を報告いたします。

15番～1目の39補助金でございしますが、この場所はどこでございしますか。

総務課長～場所はまだ決定してしておりませんと申し上げますのは、この方は政府の方でも児どう福祉法というのづがございまして、それに基づいて公共団体に関する助成の適用がございします。それで市のみもいわゆる助成だけでは子供の理想的あそび場を作るといふのは不可能だということ、こちらの助成は、いわゆる政府の助成された箇所に不足分を助成していくというのが市のねらいであります。そこで政府の場合には60～70%しか助成されませんので、後の不足額を市が補つて行けば100%をいわゆる政府と市町村の助成によつて各々の部落各々の地域においては完全なあそび場が作り得るんだとかこういうふうな事で結局政府の査定を待つて仮設いたします場所的な問題になる。

15番～これは政府が今にもこの場所なんか計画しておるか。このどう人福祉の方を具体的に説明願います。それから6目のですね精神病者、福祉費のこれは借によつてですね、大へん結構なことだと思ひますが、その算定の基礎について具体的に今政府の方の施設費に入れようということになつておると思ひますが、お伺ひします。

総務課長～どう人福祉の何んですか。

15番～内容ですね。

総務課長～この方はですね、どう人福祉の何については今神社協とか政府の方

でもあのほう今年金調度とか、こういう社会保障制度がどう取り
挙げられていないと、それが許す協の度を中心として、そういう段
行つていないと、そういうふうな制度を上げておりますが、この簡
して、そのほうで、もうひとつ、これは、もうひとつ、もうひとつ、
ないか、というふうなもので、これは、もうひとつ、もうひとつ、
の内、これは、もうひとつ、もうひとつ、もうひとつ、もうひとつ、
ので、これを、もうひとつ、もうひとつ、もうひとつ、もうひとつ、
福、向上、これを、もうひとつ、もうひとつ、もうひとつ、もうひとつ、
さ、い、これを、もうひとつ、もうひとつ、もうひとつ、もうひとつ、
の見、これを、もうひとつ、もうひとつ、もうひとつ、もうひとつ、
も、これを、もうひとつ、もうひとつ、もうひとつ、もうひとつ、

15番～関連しますが、そして暫定的に何名が想定してなされたのであるか。

警務課長～この精神病者の保護については、今度精神衛生法というのが制定さ
れまして、身元不名の何については、市町村長が保護義務者になつて
おります。それで一応市町村長としても、そういう放浪精神病者とかい
うものがいた場合は結局保護して食事も与えなくちやんとはい
う意味で、その意味の13節の食料費であります。それからこの手
料投薬費、結局こういう人々の治療をする場合に、これは病院に何す
るの、投薬費その意味の計上であります。それから借料及び損料はこ
れ、通車を借りて病院に送したり、こういう意味の費用であります
す。その後補助金であります。これは、これは、これは、これは、
でございまして、何故これを設けましたかと申しますと、一応市内には
きり保護者が居つて、この何するの、これを、これを、これを、
な情報があります。そういう場合には、保護義務者が居りますので、
市町村長において法的義務ということとは別として、市町村長として
も、そういう所の保護ということについては、留意しなければいかん
と、そういうことは、例えれば、この人々が精神衛生法の法によつ
て手続きをして保護即ち措置をやりたいというふうな場合、
金がなくて、そういう措置もできないというふうになつては困りますが、
で、大体1ヶ月50～100位のこれに、これは、これは、これは、
その範囲において、市案によつて、これは、これは、これは、
う、う、う、う、う、う、う、う、う、う、う、う、う、う、う、う、

16番～先の社会教育研修指導にも関係しますので、5項の職業対策費の中の
3目の職業指導と、こちらの方に本土就職学どう奨励費とあります。
本土就職学どう、一応職業教育をおえた場合には学どうじやないはず
です。それに対しての奨励費それからその下の本土就職子供を守る会

でもあのどう令年金制度とか、こういう社会保障制度がどんどん取り挙げられてちつとございますが、現在政府としては、そういう段階まで行っていないと、それで沖社協の方が中心になつて何とか簡易的な制度によつてもこういうふうな制度を、まあ額にしてはそういうふうにしても、そういうふうな制度を昨り上げるといふようなことが必要でないかというので啓もうされておりますが、こちらとしてもこの予算の内容はそういうものであつて、一応どう人の日、年寄の日というもので、これは全りゆう住民が当日はどう人を敬つて、そしてどう人の福し向上を図るといふことで、法定休日も設定されている様な奨状でございます。それで市内の我々の大先ばいであられるそういうどう人の方々を1日市の方でお招きをしてゆつくり楽しんで現在の社会も充分見て載くと、で過去の社会の感覚も若いものにどんどん植えつけて社会制度の作り上げに大きくこうけんさせるという意味で憩いの意義をもつて労働の費用でございます。

15番～関連しますが、そして暫定的に何名が想定してなされたのであるか。

総務課長～この精神病者の保護については、今度精神衛生法というのが制定されました、身元不名の何については、市町村長が保護義務者になつております。それで一応市町村としてもそういう放ろ精神異状者とかそういうのがいた場合は結局保護して食事も与えなくちやいかんといふ意味で、その意味の13節の食料費であります。それからこの手数料の投票費は結局こういう人々の治療をする場合に或は病院に何する場合の投票費その意味の計上であります。それから借料及び損料はこれの通り車を借りて病院に搬送したり、こういう意味の費用であります。その後の補助金であります、これは新設の新しい保養所の設置でございます。何故これを設けましたかと申しますと一応市内にはつきり保護者が居つて、この何するのがそのまま野放してなつて居る様な情報があります。そういう場合には、保護義務者が居りますので、市町村長において法的義務ということとは別として然し市町村長としてもそういった所の保護ということについては、留意しなければいかんということはいえますので、例えばこの人々が精神衛生法の法によつて手続きをして保護即ち拘置をやりたいといふような何をした場合に金がなくてそういう施設もできないといふふうになつては困りますので、大体1ヶ所50～100位のこれは生計によつて決まりますが、その範囲において市案によつて調整をして拘置所を作つて上げるといふふうな意味の新設の問題であります。内容は計上額に対して新設の意味からであります。

16番～先の社会教育研修指導にも関係しますので、5項の職業対策費の中の3目の職業指導と、こちらの方に本土就職学どう奨励費とあります。本土就職学どう、一応義務教育をおえた場合には学どうじやないはずで、それに対しての奨励費それからその下の本土就職子供を守る会

の所、それから負担金及び補助金の中の沖縄子供を守る会の負担金の
10%があります。その関連、どういふような内容であるか、又学
校が義務教育を終えて就職した学どろということはどういふような見
解であるか。

総務課長～お答えいたします。この職業指導費の本土就職学どろ激励費でござ
いますが、この方はこれも新設でございまして、これは本市の場合と
しては、毎年相当の本土就職の学どろを送り出して居りますが、市
としてこの子供等を直接激励する必要はあるんじゃないかと、特に中
学とか高校卒業して間もない学どろ或は生徒が上の高校外れて来て本
土へいわゆる職業開拓して行くといふようなことになりまして、市
として激励してやるということは大へん意義があるということと、
今回からは一応一堂にそういう方々を兼ねまして、それから市の方で
奨励金を値するといふような意図からのものであります。それからそ
の次の本土就職の子供を守る会の何でありますか、これは各学校のい
わゆる職業指導教師だつたと思つて居りますが、その先生方の集りがござ
います。その方々のいろいろ活動助成といふような意味で市からも奨励金
をその先生方がいろいろあつちこつちからの奨励金を必要とする場合
に或は資料などの安全な職業指導、そういう就職を何して行つても
う活動をしておくための助成といふような意味でございまして、
それから負担金の沖縄子供を守る会の何でありますか、沖縄子供を守
る会、この方との関連でございまして、これは中央のそういう大団
体、何しました全りゆる的な組織、その場合には普通市町村が1つの団
体になつて居ります。そういう意味でもちろんこれはそういう地方の
なしにかかわらず、市としても行政的立場においても協力をし
て行かねばいけない性質のものでありますから、ここに計上してありま
すのは団体の1員としてでございまして、

16番～只今の説明でよく分りましたが、職業指導の面の本土就職関係の激励
費としての補助の件でありますか、教育委員会の場合に予算に計上さ
れておりますか。

市長～生徒委託ですか。

16番～見どろの本土就職の激励費とか助成だとか助成指導の面について、

市長～いわゆる就職指導費といふのはとつてありますが、子供の激励ばかり
の。

16番～いやいや各学校に就職指導、本土就職指導とかあらゆる面の他にもい
ろいろあると思うんですけども、委員会としてはその予算を計上さ
れておりますか。

の所、それから負担金及び補助金の中の沖縄子供を守る会の負担金の10ドルがあります。その関連、どういうふうな内容であるか、又字くが義務教育を終えて就職した学どうということはどういうふうな見解であるか。

総務課長～お答えいたします。この職業指導費の本土就職学どう激励費でございますが、この方はこれも新設でございます。というのは本市の場合としても毎年相当の本土就職の学どうを送り出して居りますが、市としてもこの子供等を直接激励する必要があるんじゃないかと、特に中学とか高校卒業して間もない学どう或は生徒が上の高校外れまして本土へいわゆる職業開拓して行くというふうなことになりますので、市としても激励してやるということは大へん意義があるということで、今回からは一応一堂にそういう方々を集めまして、それから市の方で懇話会を催するというふうな意図からのものであります。それからその次の本土就職の子供を守る会の何であります、これは各学校のいわゆる職業指導教師だつたと思ひますが、その先生方の集りがございませう。そこの方のいわゆる活動助成というふうな意味で市からも援助してその先生方がいろいろあつちこつちからの援助を必要とする場合に或は資料などの安全な職業指導、そういう就職を何して行つてもらう活動をしていただくための助成というふうな意味でございます。それから負担金の沖縄子供を守る会の何であります、沖縄子供を守る会、この方との関連でございますが、これは中央のそういう大体、何しました全りゆる的な組織その場合には普通市町村が1つの構成団体になつて居ります。そういう意味でもち論これはそういう地方のあるなしにかかわらず、市としても行政的立場においても当然協力して行かねばいけない性質のものでありますから、ここに計上してありますのは構成団体の1員としてでございます。

16番～只今の説明でよく分りましたが、職業指導の面の本土就職関係の激励費としての補助の件であります、教育委員会の場合に予算に計上されております。

市長～生徒委託ですか。

16番～見どうの本土就職の激励費とか助成だとか助成指導の面について。

市長～いわゆる就職指導費というのはとつてありますが、子供の激励ばかりの。

16番～いやいや各学校に就職指導、本土就職指導とかあらゆる面の他にもいろいろあると思うんですけども、委員会としてはその予算を計上されてはいますか。

市長～委員会としては、その先生の補導費として指導費として職業指導費としてとつて激励費としてとつて子供への何はとつて居りません。

16番～それから最後の負担金の場合の子供を守る会は委員会が加入しているかどうか。

市長～はい加入して居ります。

16番～それからその他の各種ビテイ工連合会の方も加入しているか。

市長～はい多分加入しているはずです。

16番～多分、じや助成だつたらどうなるか良く分からない訳ですね。各種ビテイ工連合会。

市長～市ですか、教育委員会ですか。

16番～中央の負担金を出す所の法定団体がありません。

市長～はい加入しておりますよ。

16番～それから負担金、補助金の6項のものですけれど、新しくこちらに費目存置された青年会費がございますが、市に対しての要請がなかつたかどうか。また当然市町村としては自分の市内の任意団体を改革しようという役目になつた場合に必要性がないという見通しであるかどうか。

市長～これについては、2、3回呼ばして予算の成立前でないといかんから、あなた方の今年度の事業の計画を見て、そして市としてもそこまで説教を挙げて行きたいと思うから出せといつたけれども一向に出してくれないものですから、とうとう関係。どんな人々をここに呼ぶべきかを検討したんだが、ようやく前の会長（私はもう会長の任期を済んでいますが）といつていたが、その人呼んで何とか今年度の予算成立前にあなた方事業をするなら、補助費を出す意味で予算を組みかえることについて話し合いやりましたが、今年度活動は何もやつておりませんと。何もやらないならこれから補助を出す訳に行かないから、それじや補助金はなくていい訳だねといつたら、去年通りはやつて下さいと。何もやらないのに去年通りやるといふ訳にはいかないから、あなた方がこういう事をやりたいんだが、経費が足りないで市も援助して下さいという事がなければどうしてもこれは市としては、提案できないから、これが上つて上げる訳じやなしに、あなた方の事業に対してこの事業はさせたいんだけど、会自体では費用がないという事であれば、市が補助しようということはいえるけれども、今

市長～委員会としては、その先生の補導費として指導費として職業指導費としてとつて激励費としてとつて子供への何はとつて居りません。

16番～それから最後の負担金の場合の子供を守る会は委員会が加入しているかどうか。

市長～はい加入して居ります。

16番～それからその他の神籠ビテイ工連合会の方も加入しているか。

市長～はい多分加入しているはずです。

16番～多分。じや助成だつたらどうなるか良く分らない訳ですね。神籠ビテイ工連合会。

市長～市ですか、教育委員会ですか。

16番～中央の負担金を出す所の法定団体があります。

市長～はい加入しておりますよ。

16番～それから負担金、補助金の6項のものですけれど、新しくこちらに費目存置された青年会費がございますが、市に対しての要望がなかつたかどうか。また当然市町村としては自分の市内の任意団体を改革しようという役目になつた場合に必要性がないという見通しであるかどうか。

市長～これについては、3.3回呼ばして予算の成立前でないといかんから、あなた方の今年度の事業の計画を見て必~~ず~~、そして市としてもそこまで成績を挙げて行きたいと思うから出せといつたけれども一向に出してくれないものですから、とうとう関係。どんな人々をここに呼ぶべきかを検討したんだが、ようやく前の会長（私はもう会長の任期を済んでいます）といつていたが、その人を呼んで何とか今年度の予算成立前にあなた方事業をするなら、補助育成をする意味で予算を組みかえることについて話し合いやりましたが、今青年会活動は何もやつておりませんと。何もやらないならここから補助を出す訳に行かないから、それじや補助金はなくていい訳だねといつたら、去年通りはやつて下さいと。何もやらないのに去年通りやるという訳にはいかないから、あなた方がこういう事をやりたいんだが、経費が足りないで市も援助して下さいという事がなければどうしてもこれは市としては、提案できないから、これが余つて上げる訳じやなしに、あなた方の事業に対してこの事業はさせたいんだけれども、会自体では費用がないという事であれば、市が補助しようということはいえるけれども、今

の様な状態では補助金は出すことは出さないから1つ早く青年会活動が今まで通りに順調に行く様にこれから準備をしてもらうことをお願いしてそれが出さない限りは市は予算にとることも出きんから一応は費目存置にしておくからということでもって話は終つて、その後どうもなかつたのでそのままにしてあります。

16番～関連いたしまして市の任意団体の助成補助というのは慣例として知り合つておりますが、当面の育成指導という面は教育委員会の社会教育主事の担当だと考える限りでございます。それについての御見解はどうなつておりますか。

市長～社会教育主事の権限ですか。

16番～担当だと。

市長～はいそうです。

16番～どういうふうな内容になつていますか、社会教育主事の指導者の面においてですね、今の市長さんの青年会長を呼んでの言葉通りであるかどうかですね。実際社会教育主事が当然指導管理をすべきだと思ひますけれども。

市長～指導助言は社会教育主事ですが、会に入つて監督という所までは強くは社会教育主事でもまあ指導助言。

16番～指導助言といつた程度ですね。そういう方々の御意見はどんなものか

市長～別に社会教育主事の意見も何も社会教育主事を何せん前に出張とかですれ。そういう場合がありますからこの点話し合つておりません。

議長～5番議員の出席を報告いたします。

4番～只今の質問に関連して市長の御答弁によりますと青年会は全費活動してないということですが、その活動してないという理由はどこにあるか。或は現予算年度において補助金を計上してありましたが、この補助金の交付についてどうなりましたか。この2点についてお答え願ひます。

市長～私呼んで話した場合には年明も入れて、そして後の計画も立てようと何べんも集まる様にいつたけれども、一向に集らないという話でありました。その程度しか聞いておりません。63年度のものですね。出ている様であります。

の様な状態では補助金は出すことは出さないから1つ早く青年会活動が今まで通りに順調に行く様にこれから準備をしてもらうことをお願いしてそれが出さない限りは市は予算にとることも出きんから一応は費目存置しておくからということでそれでもつて話は終つて、その後どうもなかつたのでそのままにしてあります。

16番～関連いたしまして市の任意団体の助成補助というのは慣例として知り合つておりますが、当面の育成指導という面は教育委員会の社会教育主事の担当だと考える訳でございます。それについての御見解はどうなっておりますか。

市長～社会教育主事の権限ですか。

16番～担当だと。

市長～はいそうです。

16番～どのような内容になつていますか、社会教育主事の指導者の面においてですね、今の市長さんの青年会長を呼んでの言葉通りであるかどうかですね。実際社会教育主事が当然指導管理をすべきだと思ひますけれども。

市長～指導助言は社会教育主事ですが、会に入つて監督という所までは強くは社会教育主事でもまあ指導助言。

16番～指導助言といつた程度ですね。そういう方々の御意見はどんなものか

市長～別に社会教育主事の意見も何も社会教育主事を何せん前に出張とかですれ。そういう場合がありますからこの点話し合つておりません。

議長～5番議員の出席を報告いたします。

4番～只今の質問に関連して市長の御答弁によりますと青年会は全然活動してないということですが、その活動してないという理由はどこにあるか。或は現予算年度において補助金を計上してありましたが、この補助金の交付についてどうなりましたか。この2点についてお答え願ひます。

市長～私呼んで話した場合には年期も入れて、そして後の計画も立てようと何べんも集まる様にいつたけれども、一向に集らないという話でありました。その程度しか聞いておりません。63年度のものですね。出ている様であります。

4 番～全然活動していない民主団体に対して交付したという理由を説明願いたい。

市長～現年度でいわゆる今最近ということで補助金が出るまでは、確かに活動はやつたのではないかと思う訳であります。

4 番～その活動事業計画そのものは完全に実施されての補助金であるのか、市に対して補助を。

市長～補助金については、係りの方で監査していただきたいと思いますが、聞いた範囲では個人関係はきつて綿密に監理もしてあるが青年会の方はそういうこともうまく出ておらんという話はきいておりますが、その補助金はその事業にはつきり使われているかどうかは証書の書類によつて分ると思いますが、まだ私としてはその照合はしていません。

4 番～じゃ市長は市内の民主団体である会に補助金を交付した団体に対する突撃のしようは或は又質上については全然分らないかどうかですね、どういった様な活動をしているのか或は又どういった様な状態にその段階はあるのか或は活動していなければ同時に活動出来ない様な理由があるかですね、これに対して当然指導監督或は育成すべきだといった様な立場からすると、その活動状態については当然はあくしなればいかなないということになります、それに対して現在やつているかどうか。

市長～仲々難しいのでそういう機会も私もとらえて様と何か催しもある場合には私に話してくれというんだが、そういう助言をする機会も得られないので、今まで青年会との話合いなどそう余計はなかつたのでありますがこの前も話した様に早くそういう組織を会長も決め計画も立ててそういう視察も以つてもらふ様にとは私から御願ひしてあります。

15 番～関連してお願いを申し上げます。私前会員でありますけれども、現在青年会というものは皆無に等しいものである、これは今から3ヶ年前の会長を境にして全然活動がなされてない様です、したがつてその市青年会がそういうふうな状態でありませぬので、懇会においてはおして知るべしで、全然集りが悪いといった様な状態でありませぬ、最も活況であった所の大山青年会、或は善天閣、真志喜そういった通りでもほとんど代議員制をとつておりますが、本会でもその代議員自体が全然集らんとした様な状態でありませぬ、したがつてその原因はどこにあるのか、この面はもち各個人の問題だと思ひますが、何か知らその青年会自体にもみ力がないといった様な点があるんじゃないかと、こういった青年団体が非常に会活動が活況でないということとは非常に将来にとつてこの室戸市を担う青年が非常に案ぜられるというふう考へて

4 番～全然活動していない民主団体に対して交付したという理由を説明願いたい。

市長～現年度でいわゆる今最近ということでは補助金が出るまでは、確かに活動はやつたのではないかと思う訳であります。

4 番～その活動事業計画そのものは完全に実施されての補助金であるのか。市に対して補助を。

市長～補助金については、係りの方で監査していただきたいと思いますが聞いた範囲では個人関係はき頭面で綿密に整理もしてあるが青年会の方はそういうこともうまく出しておらんという話は聞いておりますが、その補助金はその事業にはつきり使われているかどうかは証拠の書類によつて分ると思いますが、まだ私としてはその照合はしておりません。

4 番～じや市長は市内の民主団体である会に補助金を交付した団体に対する実態のしようはくは或は又質上については全然分らないかどうかですね。どういつた様な活動をしているのか或は又どういつた様な状態にその段階はあるのか或は活動していなければ同時に活動出来ない様な理由があるかですね、これに対して当然指導監督或は育成すべきだといつた様な立場からすると、その活動状態については当然はあくしなればいかないということになりますが、それに対して現在やつているかどうか。

市長～仲々難しいのでそういう機会も私もとらえて様と何か催しもある場合には私に話してくれというんだが、そういう助言をする機会も得られんので、今まで青年会との話合いなどそう余計はなかつたのでありますがこの前も話した様に早くそういう組織を会長も決め計画も立ててそういう復案も以つてもらふ様にとは私から御願ひしております。

15 番～関連してお願いを申し上げます。私前会員でありますけれども、現在青年会というものは皆無に等しいものである。これは今から三ヶ月前の青年会を境にして全然活動がなされてない様です。したがつてその市青年会がそういうふうな状態にありますので、総会においてはおして知るべしで、全然集りが悪いといつた様な状態にあります。最も活発であつた所の大山青年会、或は普天間、真志喜そういつた辺りでもほとんど代議員制をとつておりますが、本会でもその代議員自体が全然集らんといつた様な状態にあります。したがつてその原因はどこにあるのか、この面はもち論個々の問題だと思ひますが、何か知らその青年会自体にもみ力がないといつた様な点があるんじゃないかと、こういつた青年団体が非常に会活動が活発でないということは非常に将来にとつてこの宜野湾市を担う青年が非常に案ぜられるというふうに考へて

おります。したがいまして市長さんも一語にそれから教育委員或は社会指導主事の方々なりでも一語に一堂に集まりましていろいろと青年団の不満や或はどういつたことが、今やりたいのか懇会なりを催してもらつて話し合いをもつていただきたいという事をお願い申し上げます

9 番～7目の社会教育費の中の補助金保母講習会受講費となつておりますがこれは教育委員会のやるべきものではないかと思われませんが、又講習会というのほどうい内容であるか又これによつて何か資格、単位なんか与えるような内容でありますか。

総務課長～市内の保母講習会、この方は今教育委員会の所屬になりますと正式に教育法に基く認可を得なくちやいけません、市内のようち園の場合にはそういう法的手続きをとられたようち園でございませぬ、任意のようち園でございませぬので、こちらの場合には見どう福し法の適用を受けてその面からの指導講習を保母さん方が毎年受けておられますそれでこちらの場合にはいわゆる市の教育委員会の直接行政担当にならぬ体じやないのであります。そういう任意の何であります。結局経費はないと、自分らがその保母さん方が今24名おりますが、その方々が出し合つて講習を受けている様であります。然しこれは突撃の内容からしますと行政的なこちらからも大いにそういうようち園の先生方の質の向上ということとはかん心じやないかと、それで自分等が出し合わぬ様にその分は市から助成して上げる。で保母さん方無料で自発的に講習を受ける様にといいふうなことにした方がよいんじゃないかという意味のものであります。

9 番～教育委員会からの補助ということは考えられませんか。

市長～一寸今の問題に補足いたしますが、課長の説明にもありましたように社会教育の都面においては教育委員でもつべきものとも市の予算でもつべきものとその限界にしては非常につきりし得ないものが出てくるので、今のようち園の問題であります、清7才のほとんど公認されたようち園ならば文教局が見るべきである。これにはこの保母もちやんと資格があつて施設もちやんと基準があつて、そこで小学校に入習する前の子供を教育するにつたのが文教局が見るもの、それから社会局で7才に達しないのがいわゆる託児所とか或は保育所、これは社会局で見ている社会の夫婦共かせぎとかいろいろお母さんが困つて居る事柄を見ている所の子供を預つたり、これを養つたりするよ様な仕事をするのが保育所、社会局が見る都面がいわゆる市の事柄である、文教局が見る都面が教育委員の方で見るとなると、これは、これと似た様なものはもう一つの社会教育では何があります、婦人会指導はこれは文教局の持場になります所が婦人会の中の生活、歌、舞、グループという、まああれは男も入りますけれども主として女の方

おります。したがいまして市長さんも一語にそれから教育委員或は社会指導主事の方々なりでも一語に一堂に集まりましていろいろと青年団の不満や或はどういつたことが、今やりたいのか懇会なりを催してもらつて話し合いをもつていただきたいという事をお願い申し上げます

- 9 番～7目の社会教育費の中の補助金保母講習会受講費となつておりますがこれは教育委員会のやるべきものではないかと思われませんが、又講習会というのはどういう内容であるか又これによつて何か資格、単位なんか与えるような内容でありますか。

総務課長～市内の保母講習会、この方は今教育委員会の所屬になりますと正式に教育法に基く認可を得なくちやいけません、市内のようち園の場合にはそういう法的手続きをとられたようち園でございませぬ、任意のようち園でございませぬ、こちらの場合には見当り法適用を受けてその面からの指導講習を保母さん方が毎年受けておられますそれでこちらの場合にはいゆる市の教育委員会の直接行政担当になる団体じやないのであります。そういう任意の何であります。結局経費はないと。自分らがその保母さん方が今24名おりますが、その方々が出し合つて講習を受けている様であります。然しこれは實際の内容からしますと行政的なこちらからも大いにそういうようち園の先生方の質の向上ということはかん心じやないかと、それで自分等が出し合わぬ様にその分は市から助成して上げる。で保母さん方無料で自発的に講習を受ける様にとりうふなことにした方が良いんじやないかという意味のものであります。

- 9 番～教育委員会からの補助ということは考えられませんか。

市長～一寸今の問題に補足いたしますが、課長の説明にもありましたように社会教育の部面においては教育委員でもつべきものと市の予算でもつべきものとその限界にしては非常にはつきりし得ないものが出てくるんです。今のようち園の問題であります、満7才のほとんどの公認されたようち園ならば文教局が見るべきである。これにはこの保母もちやんと資格があつて施設もちやんと基準があつて、そこで小学校に入る前の子供を教育する様になつたのが文教局が見るもの、それから満7才に達しないのがいゆる託児所とか或は保育所、これは社会局で見たいゆる社会の夫婦共かせぎとかいろいろお母さんが困つて居る手の足りない所の子供を預つたり、これを養育したりする様な仕事をするのが保育所で社会局がまあ社会局が見る部面がいゆる市の何であり、文教局が見る部面が教育委員会の方で見るとなるのです。これといた様なのはもう1つの社会教育では何があります。婦人会指導はこれは文教局の持場になります所が婦人会の中の生活改善グループという、まああれは男も入りますけれども主として女の方

々の生活改善グループあれは又経済局の方が見えています。良くそういう所で問題が出ますけれども一応はそういう先々に行くと言員会でも市町村でも見なければならぬ様なものが出てくる。特に宜野湾市の場合においては、ようち園とはいうものの実際のようち園ではなげしに保育所も兼ねた様なかつこうになっておりますので、ここに先の様な講習会の費用を出してある訳であります。

1 番～先程の問題に戻りますが、青年会の問題でございますが、先程も市長の答弁の中には青年会の方から要求事項がなかつたために補助費を削除して計上しないという事でございますが、市長としては青年会にその資料の提出を求めたとなつておりますが、聞く所によりますと、青年会は現在まひ状態にあるということでございます。そして今後これを放棄しておきますと先程1番議員からの御要望もありました様に将来の市の将来を担う青年の非常に重要な問題がござつてくると、つまりこのゆう慮される重要な問題に對しまして市長として94条の款指の発動これを考へた事がありますかどうか、又今後青年会の活動に對してどういふ保護をして行かれる考へであるか、御伺いいたします。

市長～とにかく保護という所では行つてないと、方法は先の宮城議員のいわれたような方法でしか生み出すことは出きんじやないかと思ひますが、いわゆる社会教育主事ともよく話して今までの不振になつた、その活動がうまく行かなくなつた原因なんかよく聞いてとにかく何とかして盛り立てて宜野湾市に青年会がないということは面目ないこととありますし、いざこれをほんとうに立派な青年会が出き上るには先のお話の様に区長さんも議員さんも或は社会教育主事も一語になつて協力して今後立派な青年会を盛り立てたいという気持ちであります。

1 番～青年会は非常に重要な要素を占めておりますので、早急に問題を究明いたしましてその原因を追究してその対策を講じられる様御要望申し上げます。それから社会、これは1目の扶助費の9節でございますか、1,092万も算定されております。その算定基礎と社会困窮者等の救済について具体的に説明願います。2番目に災害救助費の39節仮住住宅の方これは建設及び資金となつておりますが、この算定基礎でそれから社会身体障害者の資金の計上額は非常にうまくいつておりますか。これについて事業を考へて為されたかどうか、それからもう1点精神保護費でございますが、精神病者の根と補助金の基礎算定について御説明願います。

総務課長～第1点の扶助費のいわゆるい問品代の所のことだと思ひますが、この方は今度はいわゆるかん管によるものもふえてくるんじやないかと思ひまして1,560名の人員を見越してあります。そしてそれに対して1人当たり3万5千の4回分、ほんとに5月の2回に分けてい問品を差し上げようという訳でございます。それから2点目の災害救助費の編

々の生活改善グループあれは又経済局の方が見えています。良くそういう所で問題が出ますけれども一応はそういう先々に行くに委員会でも市町村でも見なければならぬ様なものが出てくる。特に宜野湾市の場合においては、ようち園とはいうものの実際のようち園ではなげしに保育所も兼ねた様なかつところになっておりますので、ここに先の様な講習会の費用を出してある訳であります。

1 番～先程の問題に戻りますが、青年会の問題でございますが、先程も市長の答弁の中には青年会の方から要求事項がなかつたために補助費を削除して計上しないという事でございますが、市長としては青年会にその資料の提出を求めたとなつておりますが、聞く所によりますと、青年会は現在まひ状態にあるということでございます。そして今後これを放棄しておきますと先程1番議員からの御要望もありました様に将来の市の将来を担う青年の非常に重要な問題がさつきしてくると、つまりこのゆう慮される重要な問題に對しまして市長として94条の軌程の発動これを考えた事がありますかどうか、又今後青年会の活動に對してどういふ保護をして行かれる考えであるか、御伺いいたします。

市長～とにかく保護という所では行つてないと、方法は先の宮城議員のいわれたような方法でしか生ますことは出きんじやないかと思ひますが、いわゆる社会教育主事ともよく計して今までの不振になつた、その活動がうまく行かなくなつた原因なんかもよく聞いてとにかく何とかして盛り立てて宜野湾市に青年会がないということは面目ないことでもありますし、いざこれをほんとうに立派な青年会が出き上るには先のお話の様に区長さんも議員さんも或は社会教育主事も一語になつて協力して今後立派な青年会を盛り立てたいという気持であります。

1 番～青年会は非常に重要な要素を占めておりますので、早急に問題を究明いたしましてその原因を追究してその対策を講じられる様御要望申上げます。それから社会、これは1目の扶助費の9節でございますが、1,092ドル算定されております。その算定基礎と社会困きゆう者の数について具体的に説明願ひます。2番目に災害救助費の39節仮設住宅の方これは建設及び資金となつておりますが、この算定基礎ですなそれから社会身体障害者の資金の計上額は非常にうまくいつておりますか。これについて事業を考へて為されたかどうか、それからもう1点精神病保護費でございますが、精神病者の根と補助金の基礎算定について御説明願ひます。

総務課長～第1点の扶助費のいわゆるい問品代の所のことだと思ひますが、この方は今度はいわゆるかん害によるものもふえてくるんじやないかと思ひまして1,560名の人員を見越してあります。そしてそれに対して1人当り3ラセントの4回分、ほんと正月の2回に分けてい問品を差し上げようという訳でございます。それから2点目の災害救助費の繰

金の所てございしますが、この方は政府に災害救助法という法律がござ
 います。この法律の適用を受けるとは、1つ以上の法によつて、
 基準がございします。例へば、10人以上の家が50以上の割合によ
 り、災害救助法の適用を受けて救助活動が開始する、というふうな
 始りである。災害救助法の適用を受けて救助活動が開始する、とい
 うふうな方法で助成しております。生活面に対しては、もちろぬ救済
 を考えておりますが、最終的には救済は考え得るんだが、今度
 は、応急貸出をやつたり、そういうふうな方法がとられる訳で、然し、
 こに計上してあります。管金の方は、いわゆる仮設住宅、これは、去
 年のほうの、場合、各部、管立、小屋、み、た、様、な、住、居、が、こ
 れは、破、壊、の、い、わ、ゆる、何、で、な、つ、て、い、ま、す、が、こ、の、假、設、住、宅、と、い、う、の、を、政、府、が、全、政、
 府、が、保、障、す、る、そ、し、て、こ、の、費、用、と、し、て、1、戸、当、り、4、6、ド、ル、の、費、用、を、
 計、上、し、ま、す、そ、の、こ、の、場、合、は、5、0、戸、見、て、お、り、ま、す、そ、れ、か、ら、
 今、度、は、1、件、す、ぐ、建、て、ら、れ、る、ん、じ、や、な、く、て、少、々、の、補、給、を、す、ら、ば、可、能、な、う
 何、れ、な、修、修、資、材、が、安、給、さ、れ、ま、す、が、こ、の、資、材、を、買、つ、て、補、修、す、る、工
 賃、は、1、件、当、り、1、8、ド、ル、を、こ、の、5、0、戸、を、見、て、お、り、ま、す、
 こ、の、方、は、以、上、の、様、な、積、算、で、計、上、し、て、お、り、ま、す、が、全、額、を、政、府、が、管、理、支、全、と、
 出、す、受、け、と、い、う、ふ、う、な、式、の、も、の、で、あ、り、ま、す、予、算、の、性、質、か、ら、す、と、全、寸
 部、こ、の、運、用、は、出、き、る、だ、い、う、ふ、う、に、な、る、訳、で、あ、り、ま、す、そ、れ、か、ら、第、3、点、は、一

1 番～社会事業費の身体障害者福祉です。この50ドルの内訳が交渉費に
 振り向けるということになつて、他の事業が考えられなかつかどうか

事務課長～身体障害者の福祉の面については、身体障害者福祉協会とか、そういう
 うふうなたくさん協会がございします。それと併行して、政府の方でも、
 積極的に何をしております。それで、市として出きる範囲は、特に身障者の
 場合には、その子供に、いわゆる身体障害者の障害の除去、というものと、
 それから、それと併行して、厚生補導という2点が大きな施策になる訳で、
 あります。一応、この障害の除去、というものは、政府が、定、期、的、な、
 に、各、市、町、村、を、回、り、ま、し、て、福、祉、か、ん、護、所、を、こ、の、こ、の、食、料、食、費、を、そ、
 り、こ、の、場、合、に、医、生、が、医、療、費、を、や、つ、て、お、り、ま、す、そ、の、こ、の、食、料、食、費、を、そ、
 う、い、う、場、合、に、そ、の、先、生、が、お、り、ま、す、そ、の、こ、の、食、料、食、費、を、そ、
 上げると、日程は、こちらの場合、1回は、1回しか、ないんだが、2回は、
 呼んで、お、り、ま、す、そ、の、こ、の、場、合、に、一、回、は、お、り、ま、す、そ、の、こ、の、
 の方は、今、傷、い、軍、人、の、会、の、職、業、補、導、所、の、方、に、身、体、障、害、者、の、職、業、補、導、所、が、こ
 ざいます。ここの方は、各市町村から送り出して、現在の所

替金の所でございますが、この方は政府に災害救助法という法律がござい
ますが、この法律の適用を受けるということは1つの法によつて
は基準がございまして、例えば3万以上でしたら人家が50以上倒れよ
うしたというふうな場合には災害救助法の適用を受けて救助活動が開
始できるというふうな例規がございまして、そういうふうな場合には
災害救助法の適用を受けて救助活動が開始できるというふうな例規が
ございまして、そういうふうな場合に一応政府の方では今までそうい
うふうな方法で助成しております。生活面に対してはもち論救済とい
う考えをもっておりますが、最終的には救済は考え得るんだが、今度
は応急貸出しをやつたりそういうふうな方法がとられる訳で、然しこ
こに計上してあります繰替金の方はいわゆる仮設住宅これは去年と昨
年のほうふうの場合に各部落に頻立小屋みた様な住居がございまして、
これは彼ふうのいわゆる何ですが、この仮設住宅というのを政府が全
額助成して造るというふうになつていますが、この場合被害は一切政
府が保障する。そしてこの建設費として1戸当り46ドルの建設費を
計上しましてそれのこちらの場合は50戸見ております、それから、
今度は一戸ずつ建ててくるといふやなくて少々の補給をすれば可能だとい
うふうな例で補修資材が支給されますが、この資材を使つて補修する工
賃は1件当り18ドルそしてこれの50戸を見ております。
この方は以上の様な積算で計上してありますが、全額を政府が振替支
出すると一応市町村が負担で執行するのだが才入でもつてこれだけ全
部又受けというふうな式のものであります。予算の性質からすると
これの運用は出きるだけない方がよい。いわゆる多くても少くても全
部トネルだというふうになる訳であります。それから第3点は一寸

1 番～社会事業費の身体障害者福祉ですね。この50ドルの内訳が交渉費に
振り向けるということになつて、他の事業が考えられなかつたかどうか

総務課長～身体障害者の福祉の面については身体障害者福祉協会とか、そうい
うふうなたくさん協会がございまして、それと併行して政府の方でも
積極的に何しております。それで市として出きる範囲は特に身障者の
場合にはその子供のいわゆる身体障害者の障害の除去というものと、
それからそれと併行して厚生補導という2点が大きな施策になる訳で
ありますが、一応この障害の除去というものについては政府が定期的
に各市町村を回りまして、福祉かん護婦それからそういうふうな班を
組織してその班が医療養育をやっております。それでこの食料費はそ
ういふ場合の先生方お医者さんそれからかん護婦に対する中食接待費
であります。それからもう1つはそういう医師に対して一応謝礼を申し
上げると、日程はこちらの場合は1回しかないんだが、2回も3回も
呼んで謝礼来るといふことになれば一応は謝礼ということも考えられ
ると、それと後は扶助費の厚生課上の職業習取助成であります。こ
の方は今傷い軍人会の職業補導所の方に身体障害者の職業補導所が
ございまして、この方は各市町村から送り出しておりますが、現在の所

は本市からは行っておりません。この前希望者をつのりましたが、年令の関係で一すいかないということになつておりますが、一応費目としましてはもつておりますけれども、次年度としてもどんどんそういう方々を送り出したいという気持はもつております。それから尚文面は積りますが、一応この問題につきましては中央部の活動に対しては積極的に~~市は積極的に~~同行するという態勢にもつて行く以外には方法はないのではないかというふうに考えて、神についてはこういう感じもつております。

1 番～それからもう1件。

総務課長～それからもう1件は今度は精神。

1 番～精神病患者保護費ですね、現在市内における精神病患者が何名おるか、それから32箇の補助金の基礎算定ですね。

総務課長～現在の何は確実な数字は何でありますか、27名だつたと思つております。まあ20名から30名位であります。若し確実な数を必要でしたら後でお知らせいたします。

1 番～その精神病患者の数の中にきょうほうな精神病患者がいるかですね。その取扱いはどういうふうになつておるか。

総務課長～現在2人ございますが、この方は市の方で強制的に精神病院に収容をさせてあります。後1人そういうふうなのがございますが、この方は家での前設置の措置をとつてあります。

1 番～最近精神病患者によるきょう悪なはん行がひん繁に起つておりますのでその対策については充分御留意されていただきます様に願います。それからもう1件でございますが、先程も質問いたしました、補助金の450ドルの算定について御説明願います。

総務課長～只今の要領については、我々も充分留意していき費いと、それからこういう事態ということはおたくさんと人がこういう面に當て留意するということも大変重要な事でありまして、若し皆様方がそういうお感じの場合は早速連絡していただくというふうに御協力をお願いいたします。それから補助金の内容でございますが、この方は2つに分けてございます。入院保証費というものと、保護内東所設置というものの2つに分けてあります。この保証費といひますのは政府立の病院に収容する場合であつても1人当り50ドルという保証金を入れないと政府病院に入院することが出ないのではありません。それで各家庭、そういう家ていになりまして一応向こうには連れていくんだが、いわゆる保証金の関係で出ないと、それでこういうこととて、市としても困つた事ともございましたが、これは一応入院を必要とするということになると、そういうきょうほう性の関係もありますので、日時を合

は本市からは行っておりません。この前希望者をつのりましたが、年令の関係で一応いかなないということになっておりますが、一応費目としてはもっておりますけれども、次年度としてもどんだんそういう方々を送り出したいという気持はもっております。それから尙文面にありますが、一応この問題につきましては中央部の活動に対して市は積極的に市は積極的に同行するという態勢にもつて行く以外には方法はないのではないかというふうに考えて、枠についてはこういう感じをもっております。

1 番～それからもう1件。

総務課長～それからもう1件は今度精神。

1 番～精神病患者保護費ですね、現在市内における精神病患者が何名おるか。それから32節の補助金の基礎算定ですね。

総務課長～現在の何は確実な数字は何であります、27名だつたと思っております。まあ20名から30名位であります。若し確実な数を必要でしたら後でお知らせいたします。

1 番～その精神病患者の数の中にきょうほうな精神病患者がいるかですね。その取扱いはどういふふうになっておるか。

総務課長～現在2人ございますが、この方は市の方で強制的に精神病院に収容をさせてあります。後1人そういうふうなのがございまして、この方は家ていの前監置の措置をとっております。

1 番～最近精神病患者によるきょう悪なはん行がひん繁に起つておりますのでその対策については充分御留意されて載きます様に要望します。それからもう1件でございまして、先程も質問いたしました、補助金の450ドルの算定について御説明願います。

総務課長～只今の要望については、我々も充分留意していき度いと、それからこういう事態ということとはたくさんと人がこういう面に常に留意するということも大変重要な事ですので、若し皆様方がそういうお感じの場合は早速連絡していただくというふうに御協力をお願いいたします。それから補助金の内容であります、この方は2ツに分けてございまして。入院保証費というものと、保護~~所~~東所設置というものの2ツに分けてありますが、この保証費といひますのは政府立の病院に収容する場合であつても1人当り50\$という保証金を入れないと政府病院に入院することが出きないのであります。それで各家てい、そういう家ていになりますと一応向こうには連れていくんだが、いわゆる保証金の関係で出きないと、それでこういうことで、市としても困つた事例もございましたが、これは一応入院を必要とするということになると、そういうきょうほう性の関係もありますので、日時を争う

と、1日延すことによつて又ゆう慮すべき事態が起ることもあるとい
うことで結局今50\$の保証金これは市が5名位を想定しまして、そ
れ位は助成してもその後の入院の何については当然保護義務者が負担
すると、保証金程度はそういう1刻を争う者の処置として助成したい
というふうな意味からの算定であります。それから保護所設置の何は先
申上げました100\$の2ヶ所の方であります。

5 番～災害救助費の38節振替であります。これについて質問いたします
この2,280ドルの予算執行に移る場合執行対象は法の該当者の認定を
するにどういふ方法をとつていますか。法的に該当者であると認定を
するまでの過程ですね。

総務課長～これは災害救助法の場合に全体にかん管の場合にはまだ災害救助法
の適用はされておられません。普通ほうふうとか、そういう何が適用の
対象になりますが、一応災害が発生した場合に各部落でいわゆる突
調査をしております。その突調査評価にもとづいて政府に申請いたしま
すと、その中からあの種の仮設住宅或は補修住宅の認定がなされると
いうふうになります。その中間に市のいわゆる福祉担当者の方々が
各部落から提出されたものをちやんと1件1件突調査をいたしまし
て、その突調査の結果一応決定する訳であります。相手の対象とし
てはひん困とかそういう事は第2項約でございます。あくまでも損
害に対するいわゆる救助でございますので、いわゆる損害の程度によ
つてこれを決定するというふうなことになる訳です。

5 番～只今の説明はいわゆるその家ていがひん困であるかどうかは二項的とい
うことですね。その場合その災害による被害を受けた相手はその復
旧にいかなる力がある方もやはり該当者ですね。

総務課長～一応はまあ原則的になると思いますが、大体政府の方がいわゆるこ
の法を適用して決定して交付するのは。

議 長～暫休憩いたします。(午後11時40分)

議 長～再開いたします。(午後11時41分)

8 番～福祉金庫に500ドルの補助額が計上されておりますが、衆議の宣
海市社会福祉協議会の福祉金庫その実質にもあります様に生活の困
ゆう者に対していろいろと出資資金、医療資金或は生活資金とい
うふう貸付けておりますが、御伺いいたしたいは現在市におい
てその社会福祉金庫の5衆の内容の資金を利用しては生活困きゆう
者がどれ位いるか、更にこの資金をこの規定からすると3ヶ月間の借
還期間となつておりますが、突際の間といたしまして、これの利
用者は生活困きゆう者であるんだが、この償還率がうまくいつているか

と、1日延すことによつて又ゆう慮すべき事態が起ることもあるといふことと結局今50\$の保証金これは市が5名位を想定しまして、それ位は助成してもその後の入院の何については当然保護義務者が負担すると、保証金程度はそういう1刻を争う者の処置として助成したいといふふうな意味からの積算であります。それから保護所設置の何は先申上げました100\$の2ヶ所の方であります。

- 5 番～災害救助費の38節振替であります。これについて質問いたします。この2,280ドルの予算執行に移る場合執行対象は法の該当者の認定をするにどう方法をとつていますか。法的に該当者であると認定するまでの過程ですね。

総務課長～これは災害救助法の場合に全体にかん害の場合にはまだ災害救助法の適用はされておられません。普通ほうふうとか、そういう何が適用の対象になりますが、一応災害が発生した場合に各部落でいわゆる実態調査をしております。その実態評価にもとづいて政府に申請いたしますと、その中からあの枠の仮設住宅或は補修住宅の認定がなされるというふうになりますが、その中間に市のいわゆる福祉担当者の方々が各部落から提出されたものをちやんと1件1件実態調査をいたしまして、その実態調査の結果一応決定する訳であります。相手の対象としてはひん困とかそういう事は第2義的でございます。あくまでも損害に対するいわゆる救助でございますので、いわゆる損害の程度によつてこれを決定するというふうなことになる訳です。

- 5 番～只今の説明はいわゆるその家がひん困であるかどうかは二義的といふことですね。その場合その災害による被害を受けた相手がその復旧にいかなる力がある方もやはり該当者ですね。

総務課長～一応はまあ原則的になると思いますが、大体政府の方がいわゆるこの法を適用して決定して交付するのは。

議 長～暫休憩いたします。(午後11時40分)

議 長～再開いたします。(午後11時41分)

- 8 番～福祉金庫に500ドルの補助額が計上されておりますが、条例の宜野湾市社会福祉協議会の福祉金庫その要綱にもあります様に生活の困きゆう者に対しましていろいろと生業資金、医療資金或は生活資金というふうに貸付けしておりますが、御伺いいたしたいのは現在市においてその社会福祉金庫の5条の内容の資金を利用している生活困きゆう者がどれ位いるか、更にこの資金をこの規定からすると5ヶ月間の償還期間となつておりますが、実際の問題といたしまして、これの利用者は生活困きゆう者であるのだが、この償還率がうまくいつているか

どうか、この辺を御説明願います。

総務課長～只今の御質問は福し金庫の運用の状況についてだと思っておりますが、現在資金が繰額にして2,200ドルの資金がございます。この資金の何で現年度において後700ドル位まだいわゆる償還によつて出てきておりますが、大体支給上においてはそういうことになっておるのでありますが、貸付けの状況は2.5世帯位、2.5世帯に現在貸付けられておりますが、この貸付けの方法は条例にもございます様に、一応限度として50ドルの限度にしております。この償還の状況でございますが、特にこれは貸付けの場合においても福し金庫というものの意味、それを充分説明をしまして、これは貴方々が御借りして厚生にあつた場合に返済はしないでどんどん償還してもらつて他人にもどんどんそれを利用せしめる、いわゆる皆の力で助け合いをして、~~だ~~こうというのが大きなねらいだということで充分説明をしておりますので、償還については現在のところ順調にいつております。

8 番～結局生活の困きゆう者或は厚生を図る目的のために貸付けをやるのでありますが、考えようによつては生活困きゆう者だからこれは資金返済がいきないうふうにはもうこれは生活困きゆう者ではないというふうに解しやくできますが、然しこういう条例規定からしまして、それぞれの資金を貸付けして100%と償還できるという見返しに対して金庫も利用され又利用するんじゃないかと思ひますが、実際問題として、この生活の困きゆう者或は厚生を図るためということだが、生活困きゆう者の申請は区長を通じて申請があると思うんですが、こういった場合の審査の内容つまり生活困きゆう者はどの程度が生活困きゆう者であるかという様な内容について一寸伺ひたい。

総務課長～申請の方法は一寸今おつしやつた様に各部署の区長さん方の御申をつけていただいております。そして償還については金庫の性質を圧かすためにも自由に運用するというのが必要でありますので、保証人を確実な方々を何していただいております。

8 番～つまり生活困きゆう者の内容ですね、この審査に対する内容についてお伺ひいたします。

総務課長～一応区長の方によつて御申をつけていただきますが、基準であります。これは今政府の方の生活保護法という法律がございますが、この保護法の法律によつて最低生活基準というものが決定されております。家族構成、それからいわゆる家族の人員或は財産の関係、そういう何んで所得の関係これによつて1人暮らし以下の場合には生活困きゆう者だと、そしてこの次に今度はその線にはいかないが生活自体においては最低の生活基準というのは維持できるんだが、福し生活以外の例えば病入とかそういうふうなのが出た場合には特別出費

どうか、この辺を御説明願います。

総務課長～只今の御質問は福祉金庫の運用の状況についてだと思っておりますが、現在資金が総額にして2,200ドルの資金がございます。この資金の何ぞ現年度において後700ドル位まだいわゆる償還によつて出てきておりますが、大体支給上においてはそういうことになつておるのでありますが、貸付けの状況は25世帯位、25世帯に現在貸付けられておりますが、この貸付けの方法は条例にもございます様に、一応限度として50ドルの限度にしております。この償還の状況でございますが、特にこれは貸付けの場合においても福祉金庫というものの意義、それを充分説明をしまして、これは貴方々が御借りして厚生にあつた場合に滞納はしないでどんどん償還してもらつて他人にもどんどんそれを利用せしめる、いわゆる皆の力で助け合いをしてまゐつていこうというのが大きなねらいだということでも充分説明をしておりますので、償還については現在のところ順調にいつております。

8 番～結局生活の困きゆう者或は厚生を図る目的のために貸付けをやるのでありますが、考えようによつては生活困きゆう者だからこれは資金返済が出きないというふうに考えられます。資金返済が出きないということとはもうこれは生活困きゆう者ではないというふうに解しやくできますが、然しこういう条例規定からしまして、それぞれの資金を貸付けして100%と償還できるという見透しに対して金庫も利用され又利息するんじゃないかと思ひますが、実際問題として、この生活の困きゆう者或は厚生を図るためということだが、生活困きゆう者の申請は区長を通じて申請があると思うんですが、こういった場合の審査の内容つまり生活困きゆう者はどの程度が生活困きゆう者であるかという様な内容について一寸伺ひたい。

総務課長～申請の方法は一寸今おつしやつた様に各部落の区長さん方の副申をつけていただいております。そして償還については金庫の性質を生かすためにも自由に運用するというのが必要でありますので、保証人を確実な方々を何していただいております。

8 番～つまり生活困きゆう者の内容ですね、この審査に対する内容についてお伺ひいたします。

総務課長～一応区長の方によつて副申をつけていただきますが、基準であります。これは今政府の方の生活保護法という法律がございますが、この保護法の法律によつて最低生活基準というものが決定されております。家族構成、それからいわゆる家族の人員或は財産の関係、そういう何んで所得の関係これによつて1人当りいくら以下の場合には生活困きゆう者だと、そしてこの次に今度はその線にはいかないんだが生活自体においては最低の生活基準というのは維持できるんだが、相当生活以外の例えば病人とかそういうふうなのがした場合には特別出費

の必要があるというふうな場合にはそれによつて生活がおびやかされるといふ、いわゆる次の準救済者という段階と大体基準が定められておりますが、これによりまして常時市町村においては工イ級、ジイ級といふふうにして困きゆう者の実態をはあくしております。そのはあくしたものの中から一応区長さん方が厚生資金が必要だといふふうなを副申して本人の申請によつて査定して行く訳であります。然し常時実態のはあくはしているのだが、一応貸付け業務というのは副個の業務でありますから、その都度今度は家ていに行きまして所得の調査、それから資産の調査、そういうものを全部調査しまして、その基準に当てはまるかどうか、そういうことも検討する訳であります。

議長～留休憩いたします。(午前11時50分)

議長～午後12時3分)

4番～生活保護費の5節に職員手当の30%が計上されておりますが、この附記を見た場合特殊勤務手当となつておりますが、この特殊勤務の解しやくと少しは形を変えた所の報酬。まあ給与という様な感じがしますが、これは作業そのものがこの救済物資の配布だと思ひますが、この作業そのものは人夫賃、賃金に90%計上されているし、その人の職務以外の仕事をするためにこの特殊勤務として取扱われておるのかそれからその下の5節の特殊勤務ですね、この2点についてお伺いいたします。

総務課長～御説明申し上げます。この何は特殊勤務でなくて形を変えるという場合には、これは毎日の業務でございませんで、特定の額を決めるという一時的な、からの節一ということは一すむつかしいと、だからその勤務の都度差上げた方が上げる方法においては良いんじゃないかということも報酬、そういう意味で或はそういう事ではやつておりません。只特殊勤務の内容であります。これは大要主体側からいやな仕事であります。というのは冬でも夏でも結局お互いくもりの場合にはネクタイをつけて正装して勤務をやつてはいるのだが、救済福祉課になりますと頭からつめ先までメリケン帽で一杯になると、そしてそのままは仕事にもつけないといふふうな何から、これを職員をその主管職員ですが、その人たちが一応従事しております。然しこれの賃金の何であります。配布の場合にはこの配布も普通の方は失業対策の人夫適格者人夫を利用して、その方々に借いてもらつてはいますが、どうしても車1台にこの配粉係として2名乃至3名を付けないといふかんといふふうな状態でございまして、その人々は完全に1日この重労働の仕事で結局服装も食料も被服も支給しなければいけない状態ではあります。そういうふうないやな仕事でありますので、当然被服支給の代償としてその都度勤務する場合に差上げた方が良いということでもあります。それから2点目の次の特殊勤務はこれは合ふう災害とかそういうことが発生した場合にいわゆる災害活動のためのいわゆる特殊勤務で

の必要があるというふうな場合にはそれによつて生活がおびやかされるという、いわゆる次の準救済者という段階と大体基準が定められておりますが、これによりまして常時市町村においてはE級、J級といふふうにして困きゆう者の実態をはあくしております。そのはあくしたものの中から一応区長さん方が厚生資金が必要だといふような文を副申して本人の申請によつて査定して行く訳であります。然し常時実態のはあくはしているのだが、一応貸付け業務というのは別個の業務でありますから、その都度今度は家ていに行きまして所得の調査、それから資産の調査、そういうものを全部調査しまして、その基準に当てはまるかどうか、そういうことも検討する訳であります。

議長～暫休憩いたします。(午前11時50分)

議長～午後12時3分)

- 4 番～生活保護費の5節に職員手当の30\$が計上されておりますが、この附記を見た場合特殊勤務手当となつておりますが、この特殊勤務の解しやくと少しは形を変えた所の報酬。まあ給与という様な感じがしますが、これは作業そのものがこの救済物資の配布だと思ひますが、この作業そのものは人夫賃、賃金に90\$計上されているし、その人の職務以外の仕事をするためにこの特殊勤務として取扱われておるのかそれからその下の5節の特殊勤務ですね、この2点についてお伺ひいたします。

総務課長～御説明申しあげます。この何は特殊勤務でなくて形を変えるという場合には、これは毎日の業務でございませぬので、特定の額を決めるというは一寸むづかしいと、だからその勤務の都度差上げた方が上げる方法においては良いんじゃないかということに報酬、そういう意味で或はそういう事ではやつておりませぬ。只特殊勤務の内容であります。これは大變主体側からいふやな仕事であります。というのは冬でも夏でも結局お互いもりの場合にはネクタイをつけて正装して勤務をやっているのだが、救済福祉課になりますと頭からつめ先までメリケン粉で一杯になると、そしてそのままは仕事にもつけないといふふうな何から、これを職員をその主管職員ですが、その人たちが一応従事しております。然しこれの賃金の何であります。配布の場合にはこの配布も普通の方は失業対策の人夫適格者人夫を利用して、その方々に働いてもらつていますが、どうしても車1台にこの配粉係として2名乃至3名を付けないといふかんといふふうな状態でございまして、その人々は完全に1日この重労働の仕事で結局服装も実際は被服も支給しなければいけない状態ですが、そういうやな仕事でありますので、当然被服支給の代償としてその都度勤務する場合に差上げた方が良いということになります。それから2点目の次の特殊勤務はこれは合ふう災害とかそういうことが発生した場合にいわゆる災害活動のためのいわゆる特殊勤務で

- 4 番～これは特殊勤務の解説であります、この職員はその仕事をするのが職務だというふうな解しやぐが立つ訳です。そうすると形を變えて給料を多くもらんだといつた様な印象も受けますが、そうしますとこの形を變えるんじやなくして、その人の職務そのものがですね、その救済物資を配布したり、或は倉庫に入れたり或は出し入れしたりということとは、その課の職務じやないかと思いたすがね、その職務そのものが或はその仕事をやつたから特殊勤務取扱いする。もち論その苦勞そのものは負担過重だとかは肉休労働だということとはよく解つておられますがね、特殊勤務だというような解しやぐそのものがですね、納得いかないという訳です。

総務課長～必ずしもそれに担当しているものだけを使つてゐるのではありません。この場合にはですね、この人たちが主体になつてやりますが、この特殊勤務にしなければいけないということは、一応は普通役所の勤務において通常の勤務、こういう担当の配布業務をしていゝものの中申でも、その仕事の中には事務もあるしそういう括活動的な野もあるが事務はもち論そういう主管担当者がやりますが、そういう活動勤務になりますと、事務員は予め活動勤務が出きるといゝ様な人員といゝのは調節はできませんので、そういう活動勤務の場合には他の応援も必要だと、そういうふうな事で勤務の性質においても自らはつきり離した方がよいと通常の勤務というものと、そういう特殊勤務は切り離した方がよいというふうな見解であります。只給与によつて残つていて勤務に従事するものだといゝふうなことで初めから給与をそういう算定でやつて行きますと、これは又職員の給与体系にも問題が出てきますが、若しその人が他の部所に転勤する場合には減ばうしたければいかんといゝふうな事になりますので、給与体系は給与体系として一貫ををし、そして勤務に依じて非常の何をやるといゝふうなのを妥當な支給方法じやないかといゝふうな考へて特殊勤務手当としてゐる訳です。

- 4 番～そうしますと、その人がですね、例へばこの作業をするためにオーバータイムをした時所定の行動時間内に帰つて来れないといゝ場合に超過勤務手当と向それにアルファして、この特殊勤務手当をつけるといゝ様な意味に立つてのものであるか。

総務課長～できるだけこゝろの場合には時間内にできる様な勤務配慮をして、そういう事が無い様な注意をするので心配はない。

- 4 番～それから次の社会事業費の中の見どう償し費であります、32 節の補助金、先程の御説明によるとその設置場所がまだ決つてないといゝ事ですが、これは本市条例の補助金規程がこれに適用してのことであるか、或は又新年度のそういつた様な計画がですね、この設置する地域にもその計画があり、或は又その計画をしておれば當該市に対してですね、こゝろの計画をしてゐるんだと、或は又政府に対して補

- 4 番～これは特殊勤務の解説であります。この職員はその仕事をするのが職務だというふうな解しやくが立つ訳です。そうすると形を変えて給料を多くもらんだといった様な印象も受けますが、そうしますとこの形を変えるんじやなくして、その人の職務そのものがですね。その救済物資を配布したり、或は倉庫に入れたり或は出し入れしたりということは、その課の職務じやないかと思えますがね。その職務そのものが或はその仕事をやつたから特殊勤務取扱いする。もち論その苦勞そのものは負担過重だと或は肉體労働だということはよく解つておりますがね。特殊勤務だというふうな解しやくそのものがですね、納得いかないという訳です。

総務課長～必ずしもそれに担当しているものだけを使つていてはなりません。この場合にはですね。この人たちが主体になつてやりますが、この特殊勤務にしなければいけないということは、一応は普通役所の勤務において通常の勤務、こういう担当の配布業務をしているものの中でも、その仕事の中には事務もあるしそういう靈活動的な分野もあるが事務はもち論そういう主管担当者がやりますが、そういう活動勤務になりますと、事務員は予め活動勤務が出きるといふ様な人員といふのは調節はできませんので、そういう活動勤務の場合には他の応援も必要だと、そういうふうな事で勤務の性質においても自らはつきり離れた方がよいと通常勤務といふものと、そういう特殊勤務は切り離れた方がよいといふふうな見解であります。只給与によつて残つていて勤務に従事するものだといふふうなことで初めから給与をそういう算定でやつて行きますと、これは又職員の給与体系にも問題が出てきますが、若しその人が他の部所に転動する場合には減らさなければいけませんといふふうな事になりますので、給与体系は給与体系として一貫をし、そして勤務に応じて非常の何をやるといふふうなのが妥當な支給方法じやないかといふふうなことを考へて特殊勤務手当としてある訳です。

- 4 番～そうしますと、その人がですね、例えばこの作業をするためにオーバータイムをした時所定の行動時間内に帰つて来れないといった場合に超過勤務手当と前それにアルファして、この特殊勤務手当をつけるという様な意味に立つてのものであるか。

総務課長～できるだけこういう場合には時間内にできる様な勤務配慮をして、そういう事がない様な注意をするので心配はない。

- 4 番～それから次の社会事業費の中の児どう福祉費であります。32節の補助金、先程の御説明によるとその設置場所がまだ決つてないという事ですが、これは本市条例の補助金規程がこれに適用してのことであるか、或は又新年度のそういった様な計画がですね、この設置する地域にもその計画があり、或いは又その計画をしておれば当然市に対してですね。こういう計画をしているんだと。或は又政府に対して補

助金の申請が市を通してこういう補助金の申請が出されるという
 助金の考えが、まだ予算の編成するまでには或は又市としても、どこ
 補助金を計上するというのが分らない補助金をやるならば費用だけども良い
 へ設置するの分らないかと思いますが、

○ 総務課長～この何は場所を今決めてないというのは補助金の効果の面から決め
 てない訳であります。ということとは、この補助金については政府の方
 でも普通工事補助でしたら一応はどれだけの工事だという見積
 りが提出されますが、政府の計上もいわゆる12月この年度に入つて
 12月までに各市町村の計画を何しましてそれから査定して決めると
 いわゆる枠を決めてその枠内で各市町村の需要を充たそうというふう
 な制度をこの補助金に關しての組み方でありまして、それで年度を
 12月で各市町村の申請を受付けまして、それで決定しますので、一
 応はこちらとしてもそれに便乗する訳ではございませんが、補助金を
 より効果あらしめるといふ意味から、その方法がいよいよないかと
 いう事で計上しだしてある訳です。と申しますのは今ここに計上したの
 は大体60万位を想定して4ヶ所の今算で額は計上してございませ
 んが60万でもあそび場というものは何なせせん、実際それでその60
 万に対して結局60乃至70万の程度を助成ということになりま
 すと、それから逆算して作らなすよりは、150万の効果をあらしめる方が適切であるとい
 うふうな考えで場所は今選定はしてない、いわゆる政府から補助される
 ものにこれをプラスして、そして各都府のすねあそび場を作るとい
 うのが、この補助金として最も効果のある補助制度じやないかとい
 うふうに考えられる。あそび場補助金交付規程といふのがありまし
 たね。

4 番～この場合政府からの補助金をもらう場合は当然その市町村の事業とし
 て補助金の申請をやるということですね。

総務課長～そうではございません。この設置する団体の直接助成であります。
 これは市町村長としては願申をして何するもので、市町村事業ではあ
 りません。

4 番～じやですね。一応はこの予算を編成する場合に4ヶ所という算定の蓋
 印ですね。これが出されておりますが、本市において、新年度におい
 てこのあそび場が必設とされている地域を市として評価或は又重点的
 にどうしても新年度はこの地域が最も必要だといつた様な調査がな
 されたかどうか。

総務課長～その点については、現在大田に2ヶ所それから長岡、赤池にそれぞれ～

助金の申請が市を通してこうこういう補助金の申請が出されるという
様には考えませんが、まだ予算の編成するまでに設置する場所も分らんで
補助金を計上するということが果して可能か或は又市としても、どこ
へ設置するのか分らない補助金をやるならば費目存置だけでも良いん
じやないかと思いますが、

総務課長～この何は場所を今決めてないというのは補助金の効果の面から決め
てない訳であります。ということは、この補助金については政府の方
でも普通の工事補助でしたら一応はどれだけのどの工事だという見積
りが提出されますが、政府の計上もいわゆる12月この年度に入つて
12月までに各市町村の計画を何しましてそれから査定して決めるとい
わゆる枠を決めてその枠内で各市町村の需要を充たそうというふう
な制度をこの補助金に関しての組み方であります。それで年度充当を
12月で各市町村の申請を受付けまして、それで決定しますので、一
応はこちらとしてもそれに便乗する訳ではございませんが、補助金を
より効果あらしめるという意味から、その方法がいいんじゃないかとい
う事で計上しなくてはならない訳です。と申しますのは今ここに計上したの
は大体60\$位を想定して4ヶ所の今積算で額は計上してございませ
が60\$であそび場というのは何もありません。実際それでその60
\$に対して結局60乃至70%の程度を助成ということになりますと
少なくとも40%がこの60\$ということになりますと、それから逆算
しますと140～150\$位の工事ができる。只50\$をすぐ指定し
て作らすよりは、150\$の効果をあらしめる方が適切であるという
ふうな考えて場所は今選定はしてない。いわゆる政府から補助される
ものにこれをプラスして、そして各部落のですねあそび場所を作ると
いうのが、この補助金として最も効果のある補助制度じやないかとい
うふうに考えられる。あそび場補助金交付規程といふのがありました
ね。

4 番～この場合政府からの補助金をもらう場合は当然その市町村の事業とし
て補助金の申請をやるということですね。

総務課長～そうではございません。この設置する団体の直接助成であります。
これは市町村長としては副申をして何するもので、市町村事業ではあ
りません。

4 番～じやですね。一応はこの予算を編成する場合に4ヶ所という算定の基
礎ですね。これが出されておりますが、本市において、新年度におい
てこのあそび場が必要とされている地域を市として評価或は又重点的
にどうしても新年度はこの地域が最も必要だといった様な調査がなさ
れたかどうか。

総務課長～その点については、現在大山に2ヶ所それから長田・赤道にそれぞれ

れ設置されておりますが、その他の部署においては一応形ちにおいて
は設置されておりますが、然しこれは全面的に全部を新設した方がい
いというふうに考えております。

4 番～市が結局重点的に新年度によらそういった意図している場所はどちら
か。

総務課長～それは今申し上げました大山・長田・赤萱、それ以外の部署は全部
必要だと思いますので、その他の部署から申請しまして政府の決定を
した場所しかこれは何でできないんじゃないかと思ひます。4ヶ所を
決定をいたしましたのは、これは各市町村勝負でありますので、現在の所は
本市としては4ヶ所位は獲得できる自信はありますので、その程度は
市も具体的に交渉を推進するというふうな計画であります。

4 番～政府に対して何ヶ所が届出でなされているか。

総務課長～これは今先申し上げました様に政府の方でもまだ予算の審議中でござ
いますので、現在の実行委員で獲得して、それから今度は64年度の
のそういう額しの設置事業計画をいわゆる予算の枠内において各市
町村の申請を求めめる訳でありますので、まだ申請はなされてお
りません。12月までにやればよいということでもあります。

4 番～それから多項の労働対策費であります。その中の2目調査費の中の
実態調査員の手当と調査費が組まれておりますが、現在この実態調査
費が計上されているが、それで市内の労働の関係或は組合の活動の状
態或は使用者側と組合側の状態、その実態が充分調査されているか
です。それについてお伺いいたします。
尚又現在市内においてどの程度の組合があるかどうか。

総務課長～この調査費はそういう意味よりは市における市の3万市民の労働条
件或は労働条件を調査すれば当然それに対する事業の状況、どうい
う業種の状況、どういふ業種があるかと云うのか出て来る訳ですが、そ
う云う面の実態調査をしている訳であります。今おつしやる様な組合
とかは政府の方で充分マツチしておりますので、その資料を若し必要
であれば、もたづくと云う何でこちらの意図は、この調査費の意図は
そう云うものじやなくて市における市民の労働のいわゆる働く状況そ
れの調査が趣旨であります。

4 番～では市内の企業者から相当法人税として税金を取つております。そこ
でその業者の健全なる育成だ云つた様な立場からこの労働対策費の
恩恵に浴すべきだ云うふうに考えて居りますが、そういうものが今
後為されないかどうか、或は業種の実態或は特に労働法の無知である

れ設置されておりますが、その他の部落においては一応形ちにおいて
は設置されておりますが、然しこれは全面的に全部を新設した方がい
いというふうは考えております。

4 番～市が結局重点的に新年度にやらそういつた意図している場所はどちら
か。

総務課長～それは今申し上げました大山・長田・赤道・それ以外の部落は全部
必要だと思っておりますので、その他の部落から申請しまして政府の決定を
した場所しかこれは何できないんじゃないかと思っております。4ヶ所と想
定をいたしましたのは、これは各市町村勝負でありますので、現在の所は
本市としては4ヶ所位は獲得できる自信はありますので、その程度は
市も具体的に交渉を推進するというような計画であります。

4 番～政府に対して何ヶ所が届出でなされているか。

総務課長～これは今先申し上げました様に政府の方でもまだ予算の審議中でござ
いますので、現在の実行委員で獲得して、それから今度は64年度の
のそういう福祉の設置事業計画をいわゆる予算の枠内において各市町
村の申請を求める訳でありますので、まだ申請はなされておられません
12月までにやればよいということであります。

4 番～それから5項の労働対策費であります。その中の2目調査費の中の
実態調査員の手当と調査費が組まれておりますが、現在この実態調査
費が計上されているが、それで市内の労使の関係或は組合の活動の状
態或は使用者側と組合側の状態、その実態が充分調査されているか
です。それについてお伺いいたします。

尚又現在市内においてどの程度の組合があるかどうか。

総務課長～この調査費はそういう意味よりは市における市の3万市民の労働条
件或は労働条件を調査すれば当然それに対する事業の状況、どうい
う業種の状況、どうい業種があるかと云うのか出て来る訳ですが、そ
う云う面の実態調査をしている訳であります。今おつしやる様な組合
とかは政府の方で充分タツ子しておりますので、その資料を若し必要
であれば、もたづくと云う何でこちらの意図は、この調査費の意図は
そう云うものじゃなくて市における市民の労働のいわゆる働く状況そ
れの調査が趣旨であります。

4 番～では市内の企業者から相当法人税として税金を取っております。そこ
でその業者の健全なる育成だと言った様な立場からこの労働対策費の
恩恵に沿すべきだと云うふうに考えて居りますが、そういうものが今
後為されないかどうか、或は業種の実態或は特に労働法の無知である

が故にいろんなトラブルが起る或は又その企業が相当行きつまるとい
つた様な事がよくありますが、そういった様な事が実態調査によつて
充分はあくされることによつて、この労働対策の施策がそこに響るん
じやないかと思ひますが、その点について、現在為されないものであ
るかどうか。

総務課長～今のは政府の何とも大分間違いたしますが、今度の市町村のあれで
は労働対策費というのはそれを含まないというのが実際の見当であり
ます。然し沖縄においては特殊な社会状況でありますので、市におい
て為せる範囲はいわゆる労働関係法令の啓もう、それから政府が打ち
出す施策への協力それからこういうふうな市内における労働のありか
た、実際就労の状況そういうものをしようはいたしまして、それが
ひいては課税の資料にもなる。いわゆる市民経済の状況調査の一部に
もなるということとは具体的な何として出てくると思ひますが、今おつ
しやる様な何については政府の施策にタイアップして市町村としては
推進していくという以外にはないんじやないかと思ひます。

4 番～そうしますと市内において労働の実態がどうあるかといった様なはあ
くも必要でないという様なことですか。

総務課長～これはちやんと政府の方で実態はしようはくされて御承知の様に毎
月労働月報という様なのも出ておりますので、こちらの市としての金
を伴う調査費としてはあくまでも市民の労働の実態という面にしぼる
べきでないかというふうな見解であります。

4 番～負担金の先も繰返されておりますが、市長にお伺ひいたします。この
青年会の活動が全然為されてないのが、そこで議会から指摘されて
こういうものも或はどうしなければいけないだといった様なことで
なくして当然補助金を与えて育成をしようということであれば、事前
に担当課長や或は社会課に指示して、そして青年会の活動が全然為
されてないところの原因はどこにあるか。行つて努めてそういった様
な資料も加えてもつてきて答弁できる様な状態じやないかと思ひ
やないかと、そういうふうな事を考へております。そこで監査権という権
限を負わされている。又育成するという義務を負わされておりますので
その取組をいい意味の職権を介入させて体質を改善すると、そして全
青年会が活動を充分為さしめるといった様な観点からもう少し立ち入
つて親身になつてこの実態をはあくしていただきたいと思ひます。尚
またその原因についてはつきり行きつまつている上に全盤活動してな
いことについての原因をどの辺にその原因があるかを、つきとめて、
議会に御報告願ひたい。

10 番～今先の4番議員と間違ひいたしますが、現在労働関係の係がおりますか

総務課長～はい。

が故にいろんなトラブルが起る或は又その企業が相当行きつまるといった様な事がよくありますが、そういった様な事が突態調査によつて充分はあくされることによつて、この労働対策の施策がそこに要るんじゃないかと思ひますが、その点について、現在為されないものであるかどうか。

総務課長～今のは政府の何とも大分関連いたしますが、今度の市町村のあれでは労働対策費というのはそれを含まないというのが突態の見当であります。然し沖縄においては特殊な社会状況でありますので、市において為せる範囲はいわゆる労働関係法令の啓もう、それから政府が打ち出す施策への協力それからこういうふうな市内における労働のありかた、実際就労の状況そういうものをしようはくいたしまして、それがひいては課税の資料にもなる。いわゆる市民経済の状況調査の一部にもなるということとは具体的な何として出てくると思ひますが、今おつしやる様な何については政府の施策にタイアップして市町村としては推進していくという以外にはないんじゃないかと思ひます。

4 番～そうしますと市内において労使の突態がどうあるかといった様なはあくも必要でないという様なことですか。

総務課長～これはちやんと政府の方で突態はしようはくされて御承知の様に毎月労働月報という様なのも出ておりますので、こちらの市としての金を伴う調査費としてはあくまでも市民の労働の突態という面にしぼるべきでないかというふうな見解であります。

4 番～負担金の先も繰返されておりますが、市長にお伺ひいたします。この青年会の活動が全然為されてないとゞ、そこで議会から指摘されてこういうものも或はどうしなければいけないんだといった様なことではなくして当然補助金を与えて育成をしようということであれば、事前に担当課長や或は社会主事に指示して、そして青年会の活動が全然為されてないところの原因はどこにあるか。行つて努めてそういった様な資料も加えてもつてきて答弁できる様な状態じやなければいかんじやないかと、そういうふうにも考へております。そこで監査権という権限を負わされている。又育成するという義務を負わされておりますのでその職権をいい意味の職権を介入させて体質を改善すると、そして全青年会が活動を充分為さしめるといつた様な観点からもう少し立ち入つて親身になつてこの突態をはあくしていただきたいと思ひます。尚またその原因についてはつきり行きつまつている上に全然活動してないことについての原因をどの辺にその原因があるかをゞつきとめて、議会に御報告願ひたい。

10 番～今先の4番議員と関連いたしますが、現在労働関係の係がおりますか

総務課長～はい。

10番～今元の御答弁からいたしますと、この調査そのものは卒々調査として計上されておりますが、そうはあくしてない様な感じが見られる訳であります。その市内のいわゆる働く人はあくです。突進の調査というとは大体どういふような突進調査ですか。

総務課長～これは各過程を経まして、そして各過程の行程のいわゆる世帯主はどのような仕事であるか、またその仕事の分類をいたしまして、軍作業であるか、軍作業であればどのような仕事、それから民の会社であればどのような会社というふうなことや又全員を1人々々調査していくというふうな方法であります。今不十分なというのは調査角度が問題になると思いますが、我々の意図している角度については、その以外の方法で取り上げる問題だと思います。

10番～この調査員というのは今お答えになられたあの分を調査されるということでありませう。いわゆる現在において当局内では市民がいわゆる軍作業が何人いるか或は民間関係がどのような仕事は何人いるか。そういう突進はあくされている訳です。失礼ですがこの係はどなたですか。

総務課長～係は今福しの衛生を兼務している玉城という人です。

16番～負担金、補助金の件について市長さんにお伺いしたんですが、前の市町村長会において負担金、補助金、分組金等について何か審査委員会を設けられて全島では、これこれだと各市町村ではこれこれにと限定されて審査委員会が決められたというふうに市町村長会の事務局長さんはおつしやつておりましたが、新年度予算に計上されました負担金、補助金、分組金の数が全島市町村長会の審査委員会が決められた数を超えていないかどうかその点お伺いします。

市長～市町村長会の審査委員会では負担すべき団体は去年通りで数を増さない様にしよう。額においても去年より増さない様にしようというふうになつて全島的なものは増していないのでありますが、特に全島的な問題じゃなしに中部地区として負担しなければならぬものは中部地区で話し合をもつてこれを負担している訳で、こども今年は特別に増したのではないところ思います。

16番～超えてはいない訳ですか。

市長～はい。

16番～じや市長さんの話では全島においては29地区においては28と全島の市町村長会でお決めになつたというふうにおつしやつておりましたが超えてはいない訳です。もう1つお伺いします。いれいさいの件で

10番～今先の御答弁からいたしますと、この調査そのものは年々調査として計上されておりますが、そうはあくしてない様な感じが見られる訳ですが、その市内のいわゆる働く人はあくですね。実態の調査というとは大体どのような実態調査ですか。

総務課長～これは各過程を経まして、そして各過程の行程のいわゆる世帯主はどのような仕事であるか。またその仕事の分類をいたしまして、軍作業であるか。軍作業であればどのような仕事、それから民の会社であればどのような会社というふうなことや又全員を1人々々調査していくというふうな方法であります。今不十分なというのは調査角度が問題になると思いますが、我々の意図している角度については、その以外の方法で取り上げる問題だと思います。

10番～この調査費というのは今お答えになられたあの分を調査されるということでもありますれば、いわゆる現在において当局内では市民がいわゆる軍作業が何人いるか或は民間関係がどのような仕事は何人いるか。そういう実態はあくされている訳ですな。失礼ですがこの係はどなたですか。

総務課長～係は今福しの衛生を兼務している玉城という人です。

16番～負担金・補助金の件について市長さんにお伺いしたんですが、前の市町村長会において負担金、補助金、分担金等について何か審査委員会を設けられて全島では、これこれだと各市町村ではこれこれにと限定されて審査委員会で決められたというふうに市町村長会の事務局長さんはおつしやつておりましたが、新年度予算に計上されました負担金、補助金、分担金の数が全島市町村長会の審査委員会で決められた数を超えていないかどうかその点お伺いします。

市長～市町村長会の審議委員会で負担すべき団体は去年通りで数を増さない様にしよう。額においても去年より増さない様にしようというふうになつて全島的なものは増していないのでありますが、特に全島的な問題じやなしに中部地区として負担しなければならぬものは中部地区で話し合をもつてこれを負担している訳で、こども今年は特別に増したのではないとこう思います。

16番～超えてはいない訳ですか。

市長～はい。

16番～じや市長さんの話では全島においては29地区においては28と全島の市町村長会でお決りになつたというふうにおつしやつておりましたが超えてはいない訳ですね。もう1つお伺いします。いれいさいの件で

すがいれいさい費は1100万計上されています。市長さんとしても、この前の後援会の方々がいらつしやつた場合にれい地として尚後の部計とも関連して十二分にその意味を重くしつとつしやつたと聞いておりますが、然しながら現状におきましては、まだまだいれい地に取こつされてないものもあるというふう聞いております。戦後主として野ざらしにされているのれい地に対してはどうあるかと部計とも関連して尚又宜野湾自体が高教高地あたりにおいては有二無二とくさんそういう方がおられると思っておりますので、新年度予算にもこの費目計上されていないんだと、いれいさいも現年度においてもやらなかと一昨年においては遺族会と一語になつてはやりましたけれども、納こつ堂とかいつた面もまだ放置の状態であるといつた場合について市長さんの新年度の予算に対して、こういうふうな御計画がなかつたのかどうか、またいれいさい費は前年度もおきませんでしたけれども、どうして予算に計上されていながらもたなかつたのか、尚又前年度同様新年度も同じ額であります、その計画について御説明願います

市長～先ずいれいとうを建設する場合についてであります、これは将来の部計にも関係いたしますのでどの場所が適当であるかは、もつと具体的に申し上げますと今市の蓋地が普天間にあります。それからそういうのを設置しての場所をふうけいからいうと高教の高台も適当な場所であり、今後よく検討していずれに建設するかを先ず場所を決めてからその建設費も予算にとつて行きたいと思うが、今の場所まだここにこれを設置するということを決めたのをもちっておりますので、予算には出してない訳であります。尚いれいさいにつきましては、今度の実施の方法につきましては課長の方からお答えいたします。

16番～取こつこの面についてはどうお考えですか、市として1ペんもやりませんが。

市長～やつております。若しありましたら気付かれる所がありましたらですね。

16番～取こつやなんかは本土の方々が仮に高地の方に作つてありますが、その管理維持面も全額ふれてないようでございますが、尚又高教の方々のお話を伺いますと一部分しかやつてないと、その後はまだ放置された状態だといつておりますが、それに対する弁解は。

市長～納こつ費は各部落でももつておられる様でございますが、市としてはこのひ行場から持ち出されたんじやないかと思ひますが、あちこちにほねの散らされたのを気付き次第集めてこの普天間の納こつ費の方々に對してあります。

事務課長～只今の取こつは何であります、これはいわゆる特定の項として課

すがいれいさい費は110\$計上されています。市長さんとしても、~~この~~この前の後援会の方々がいらつしやつた場合にれい地として向~~後~~後の都計とも関連して十二分にその意味を生かし度いとおつしやつたと聞いておりますが、然しながら現状におきましては、まだまだいれい地に取こつされていないのもあるというふうに聞いております。戦後主として野ざらしにされているこのれい地に対してはどうあるかと都計とも関連して尚又宜野湾自体が嘉数高地あたりにおいては有~~二~~無~~二~~たくさんそういう方がおられると思いますので、新年度予算にもこの費目が計上されていないんだと、いれいさいも現年度においてもやらないと一昨年においては遺族会と一語になつてはやりましたけれども、納こつ堂とかいつた面もまだまだ放置の状態であるといつた場合について市長さんの新年度の予算に対して、こういうふうな御計画がなかつたのかどうか、またいれいさい費は前年度もおきませんでしたけれども、どうして予算に計上されていないながらもたなかつたのか。尚又前年同様新年度も同じ額であります。その計画について御説明願います

市長～先ずいれとうを建設する場合についてであります。これは将来の都計にも関係いたしますのでどの場所が適当であるかは、もつと具体的に申し上げますと今市の墓地が普天間にあります。それからそういうのを設置しての場所をふうけいからいうと嘉数の高台も適当な場所でもありますし、今後よく検討していずれに建設するかを先ず場所を決めてからその建設費も予算にとつて行きたいと思うが、今の場所まだどこにこれを設置するということを決めたのをもっておりませんので、予算には出してない訳であります。尚いれいさいにつきましては、今度の実施の方法につきましては課長の方からお答えいたします。

16番～取こつこの面についてはどう御考えですか、市として1ぺんもやりませんが。

市長～やつております。若しありましたら気付かれる所がありましたらですね。

16番～取こつやなんかは本土の方々が仮に高地の方に作つてありますが、その管理維持面も全然ふれてないようでございますが、尚又嘉数の方々のお話を伺いますと一部分しかやつてないと、その後はまだ放置された状態だといつておりますが、それに対する弁解は。

市長～納こつ堂は各部落でももつておられる様でございますが、市としてはこのひ行場から持ち出されたんじやないかと思いますが、あちこちにほねの散らされたのを気付き次第集めてこの普天間の納こつ堂の方に納めてあります。

総務課長～只今の取こつこの何てありますが、これはいわゆる特定の何として発

見したものを直ちに市の側についで一応安置しておりますが、今の御
 質は高見出きない、道の場所からは見えにくい中では大分ある
 んじやないかというふうな御懸念の上だと思っておりますが、この方は日本
 政府の方が雨道を通しましていわけの道ついで敷設という方がござい
 ますが、それ雨道とか或は他の地域でもそういう事業が為されてお
 りますが、事業そのものとしては一応日本政府の事業として為されて
 おります。それで前からこちらの方としても政府を通して何日か機会
 を見て一つやつてもらいたいというふうに申し上げておりましたが、こ
 ちらにはまだ機会日時の決定はまだ来ておりませんが、然しやるに
 ても市町村からいわゆる計画或は状況を報告するこれによつて日
 本政府の費用でこれは行われることになつております、それで高
 地市の何れは一応連絡申上げて、そういつた置はとりまして本
 市における予算措置はやつておらないのでございませう。
 それからいれいさいの件であります、この面は去つた日の、あ
 の日に行う予定をしておりましたが、然し本市の遊族会青年部の
 が今回本年度新しく青年部が設けられまして、青年部を中心として
 ういう準備を進めておりましたが、日本遊族会青年部の方でその
 いれいさいの日をこちらに見えまして、全りゆめいれいさいの
 やらんだと那覇から今日行軍して南部まで各市町村の青年部を
 しまして参加して向こういれいさいをやらんだという事業が
 できまして、こちらの青年部が参加して全員挙げて参加する
 事になりました、いれいさいの方は今年はそういうふうな関係で
 持ち越そうと、次年度はいれいさいの日ということになりますと
 附帯的な行事が出てきますので、護国神社の、やす国神社の分
 あります。護国神社、そこのいれいさいのためにやす国神社の
 及びこちらに自主体として毎年見えておられるので、この時を
 しまして次年度からは計画しよう、今年には本市の計画がいれ
 近角法定休日というふうなのを設けられたので、その日にや
 う計画が今申上げました様に青年部は、いやこれは日本青年部
 もあるので、それに参加することによつて同意づけられるんだ
 と、そこでそういう申入れでありましたので、一応は見合わせ
 ます。

16番～御要望申上げます。今まで未収この点からもち踏年内には出きない
 と思っておりますが、雨道とか政府との連絡をとられて新年度においては
 非予算もいれいさい費の予算の面も計画的に市としての計画をもつて
 突進していただき度いと御要望申上げます。

1番～6目の補助金と負担金についてももう一度お伺いします。市橋入会に、
 330\$の補助金が計上されておりますが、婦人会からの補助の要
 額はいくらか、またそれについて330\$の予算基準についてはどう
 か。

見したものを直ちに市の納こつ堂に一応安置しておりますが、今の御質問は嘉敷高地一帯あの一帯の山で野ざらしにされているというよりは一寸発見出きない、普通の場所からは発見できない中には大分あるんじゃないかというふうな御想定の上だと思っておりますが、この方は日本政府の方が南連を通しましていわゆる遺こつ収集費というのがござります。それで南都とか或は他の地域でもそういう事業が為されておりますが、事業そのものとしては一応日本政府の事業として為されております。それで前からこちらの方としても政府を通して何日か機会を見て1つやつてもらいたいというふうに申し上げておりますが、こちらにはまだ機会日時の決定はまだ来ておりませんが、然しやるにしてもその市町村からいわゆる計画或は状況を報告することによつて日本政府の費用でこれは行われることになっております、それで嘉敷高地あの一帯の何は一応連絡申上げて、そういった措置はとりまして本市における予算措置はやつておらないのでございます。

それからいれいさいの件であります、この面は去つたいれの日、あの日に行く予定をしておりましたが、然し本市の遺族会の青年部の方が今回本年度新しく青年部が設置されまして、青年部を中心にしてそういう準備を進めておりましたが、日本遺族会の青年部の方が、このいれいの日にこちらに見えまして、全りゆるのないいれいさいを幹部でやるんだと那覇から今日行軍して南都まで各市町村の青年部を総動員しまして参加して向こうえいれいさいをやるんだという事業計画が出てきまして、こちらの青年部が総動員して全員挙げて参加するという事になりました、いれいさいの方は今年はそういうふうな関係で一応持ち越そうと、次年度はいれいの日ということになりますとそういう附帯的な行事が出てきますので、護国神社の、やす国神社の分神であります。護国神社、そのいれいさいのためにやす国神社の官司の方々がこちらに自主体として毎年見えておられるので、この時を時期としまして次年度からは計画しようと、今年は本市の計画がいれいの日折角法定休日というふうなのを設けられたので、その日にやろうという計画が今申上げました様に青年部は、いやこれは日本青年部との何もあるのです、それに参加することによつて尚意義づけられるんだと、そこでそういう申入れでありましたので、一応は見合わせた訳であります。

16番～御要望申し上げます。今まで未収こつの点からもち論年内には出きないと思っておりますが、南連とか政府との連絡をとられて新年度においては是非予算もいれいさい費の予算の面も計画的に市としての計画をもつて実施していただき度いと御要望申し上げます。

1番～6目の補助金と負担金についてももう1度お伺いします。市婦人会に、330\$の補助金が計上されておりますが、婦人会からの補助の要望額はいくらか。またそれについて330\$の予算基礎についてはどうか。

市長～市婦人会からの補助金の要望額は随分大きな額が出ておりました、750\$の要求があつた訳であります。そしてその事業の面、費目の面をながめて見た場合にどうも事業としては取上げられない様な私から見えてすね。例えば懇談会費とか、それから予備費も理由がはつきりしない。それから一番大きな300\$の本土視察研修という名前にしてありますが、これが300\$計上なつておりますが、その他の赤ちやんコンクールとか、その本土以外にも視察元はありますが、これをよく検討した場合は去年と変つて居るのは今の様なのが余計増えて倍位になつて居るのがある。この懇談会とか或は予備費その他の何は、これは会自体として持つなら良いんだが、これをこちらから補助金を出して育成する様な部面じゃないと私はこう思ひまして、特に婦人の場合はどんな方々が行かれるか知りませんが、婦人全体の活動に成可く力を入れてもらつて、1.2のまた子供持ちもおるし又本土行くに於ては、費用は出さなければならぬ、今の様子の研修に行くという事は、ある日月、或は日月を一応要しなければいけませんので、今の様な本土への研修へ行くというのはどうかという様な感じもあつたので、今の様な事業は補助金を上げてまで、今度から出すというのは、特に本市の財源の状況では、それほどゆとりもないし、特に四苦八苦の状態がありますので、一応見合して去年通りの補助金でやつてもらいたいと思ひまして、今の様な案を出して居てあります。

1 番～それからもう1点お伺ひいたします。年々業者の増加に伴ひまして、また交通業の増加に伴ひまして、交通安全に関する施策は市の一環として作り上げられるべきものと思料いたしますけれども、負担金として170\$は計上してあるものの、市当局自体として、この改革について考えた事があるか。またそれに改革として計上されたかどうか。

市長～これについては市としても普天間署の管轄内における交通安全協会に加入いたしまして、負担金も負担するし又その安全週間なんかには大分協力をしてきたという訳であります。

19 番～7目の社会教育費についてお伺ひいたします。これから見ますと、報償費と補助金というのがその大部分であります。従来この報償費というのは、前年度においては組まれていない様でありますけれども、これは大体何回を予想しての計上ですか、又補助金の面における30\$がいきおい倍額に殖えたその根拠はその2点について質問いたします

総務課長～社会教育研究費の配分ではありますが、これは大要分野が広いので現在は3回位想定しております。それから補助金の倍に殖えたということは去年までは、この1部を各自負担をしておつた、残りの1部を負担しておりましたが、内容の性質からするとこれは全額市がいわゆる個人の出費は排除して全額助成していくべきものであるという意味か

ら倍にしてあります。

19番～そうしますと、今の72\$というのは全額を補助するという意味のものでですか。

総務課長～相当する会の各分野について決まると。

19番～それから負担金についてお伺いいたします。地区防はん協会と安全協会の金額がでておりますが、その安全費とはそれについてお伺いします。

総務課長～じゃ私から御説明申し上げます。交通安全協会の場合にはいわゆる管内における管天間地区警察管内が協会の構成になっております。その管内における事件発生の場合(各市町村の事業発生の場合)それと今度はいわゆる交通安全、人の安全保障をしていくと、そういうふうな意味もありますので、今度は人口の場合この2件によって割り出されております。それから防はん協会の場合には専ら人口基準であります。

5番～それに関連いたしまして、只今防はん協会の運営費の運営費の予算費料持合せばないですか。只記おくによる答弁で結構ですから、お答えして下さい。そのものの運営予算はどれ位ですか。防はん協会の運営予算です。本年度的です。それから防はん協会長はどなたがやっていますか。又予算の中個々の支出の北格の場合において主に項目は何が占めておりますか。この北格の場合について多い少いの差はどれ位ですか。

総務課長～本年度の何は伺してありませんが、従来の方法で見当して見たいというように思います。今防はん協会長は知念清一、この人がいらつしやるだろうというお話がございましたが、こんなたくさんちやございません。交通安全協会は相当な額であります。防はん協会の場合にはおそらく4~5100\$になるかと思っております。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時47分)

議 長～再開いたします。(午後12時53分)

5番～市婦人会から補助金申請が市当局に陳情された場合、それに相添えて市婦人会の新年度予算案を提出されたか。

市 長～はい

5番～その中に入る収入は、~~47000~~いくらですか。入る才入は。

市 長～会員の会費収入、本年度の予算で976\$15セント。

ら倍にしてあります。

19番～そうしますと、今の72\$というのは全額を補助するという意味のものでですか。

総務課長～相当する会の各分野について決めると。

19番～それから負担金についてお伺いいたします。地区防はん協会と安全協会の金額がでておりますが、その安全費とはそれについてお伺いします。

総務課長～じゃ私から御説明申し上げます。交通安全協会の場合にはいわゆる管内における普天間地区警察管内が協会の構成になっております。その管内における事件発生の割合（各市町村の事業発生の割合）それと今度はいわゆる交通安全、人の安全保護をしていくと、そういうふうな意味もありますので、今度は人口の割合この2件によつて割り出されております。それから防はん協会の場合には専ら人口基準であります。

5番～それに関連いたしまして、只今防はん協会の運営費の運営費の予算資料持合せばいいですか。只記おくによる答弁で結構ですから、お答えして下さい。そのものの運営予算はどれ位ですか。防はん協会の運営予算です。本年度です。それから防はん協会会長はどなたがやっていますか。又予算の中個々の支出の比格の割合において主に項目は何が占めておりますか。この比格の割合について多い少いの差はどれ位ですか。

総務課長～本年度の何は何しておりませんが、従来の方法で見当して見たいというふうに思います。今防はん協会会長は知念清一、この人がいらつしやるだろうというお話がございましたが、こんなたくさんちやございません。交通安全協会は相当な額であります。防はん協会の場合にはおそらく4～5100\$になるかと思っております。

議 長～暫休憩いたします。（午後12時47分）

議 長～再開いたします。（午後12時53分）

5番～市婦人会から補助金申請が市当局に陳情された場合、それに相添えて市婦人会の新年度予算案を提出されたか。

市 長～はい

5番～その中に入る収入は、~~いくらか~~いくらですか。入る才入は。

市 長～会員の会費収入、本年度の予算で976\$15セント。

5 番 ~これは会費の才入ですね。

市 長~はい会費です。

5 番~1人いくらの会費になりますか。

市 長~信考の方に2,789 X 35となつて居ります。

5 番~3ラセントですか。

市 長~はい3ラセントだろうと思います。会員数が2,789人だと思います。

議 長~暫休憩いたします。(午後12時5分)

議 長~再開いたします。(午後1時)

10 番~郵便貯金払戻し獲得期成会は現在本会はある訳ですか。

事務課長~中央の何はとございます。この前議会を代表なされて副議長さんが議長代理で行かれたこととありますが各支部結成はまだであります。

19 番~6款1項の11節薬品その他、これが110きいわゆる前年度予算より20きの差がありますが、これと関連いたしまして手数料は減額になつて居るが、結局最初より人員が減つたのかどうか。それとも前年度においてははつきりした金額は示されて居りませんけれども、前年度とこれとの対照ですね。それから2目の32節の補助金の件ですがこれは個人にやるのか、団体にやるのか。その場所はどこか。以上お伺いします。

事務課長~第1点の消耗品の薬品であります。この方は役所の職員と混同されますが、今市には公衆衛生かん養所という政府の機関が派遣されて居ります。それで急救の医薬品をその方は公かんの方も當つて居りますが、そこの方で急救薬品というのを常時備えております。そして小さいそういうような程度は公かんの所で処置するという何であります。そしてそこに種やしたい薬品の方を種やしたいという意味の増であります。それから2点の手数料の件であります。これは対象の減ではございません。いわゆる政府の手数料の単額の減です。今まで3ラセントだつたのが2ラセントになつたというふうな単額減によるものであります。それから食糧費の方ですがこれは前年度はなかつたのが、こちらに本年度はでて居りますが、前年度との予算の組み方を少し変えまして、この款の1番終りの方に奨励費それから職員手当とかいうふうな費目を今年度編しまして保健費と環境衛生費をして備原三項目に予算項目を整理してある。結合すべきものは結合するというふうな組み方をしてありますので、奨励費それから両項費に計上されてあつたのが

5 番 ~これは会費の才入ですね。

市 長~はい会費です。

5 番~1人いくらのお費になりますか。

市 長~備考の方に2,789 X 35となつて居ります。

5 番~35セントですか。

市 長~はい35セントだろうと思います。会員数が2,789人だと思ひます。

議 長~暫休憩いたします。(午後12時55分)

議 長~再開いたします。(午後1時)

10 番~郵便貯金払戻し獲得期成会は現在本会はある訳ですか。

総務課長~中央の何はございます。この前議会を代表なされて副議長さんが議長代理で行かれたこともありますが各支部結成はまだであります。

19 番~6 款 1 項の 11 節薬品その他、これが110\$ といゆる前年度予算より20\$ の差がありますが、これと関連いたしまして手数料は減額になつて居るが、結局最初より人員が減つたのかどうか。それとも前年度においてははつきりした金額は示されて居りませんけれども、前年度とこれとの対照ですね。それから2目の32 節の補助金の件ですがこれは個人にやるのか、団体にやるのか。その場所はどこか。以上お伺ひします。

総務課長~第1 点の消耗品の薬品であります。この方は役所の職員と混同されますが、今市には公衆衛生かん護婦という政府の職員が派遣されて居ります。それで急救の医療施設をその方は公かんの方も当つて居りますが、そこの方で急救薬品というのを常時備えて居ります。そして小さいそういうふうな程度は公かんの所で処理するという何でありましてそこに置やしたい薬品の方を置やしたいという意味の増であります。それから2 点の手数料の件であります。これは対象の減ではございません。いゆる政府の手数料の単価の減です。今まで5セントだつたのが3セントになつたというふうな単価減によるものであります。それから食糧費の方ですがこれは前年度はなかつたのが、こちらに本年度はでて居りますが、前年度との予算の組み方を少し変へまして、この款の1 番終りの方に奨励費それから職員手当とかいふような費目を今度戻しまして保健費と環境衛生費そして需要三項目に予算項目を整理してある。統合すべきものは統合するというふうな組み方をしてありますので、奨励費それから兩項費に計上されてあつたのが

そこに切替えられてきたという意味のものである。それからもう1件
 は補助金の件であります。この方はじんかいの新築費所の設置。こ
 れはあくまでも個人でなくて、地域団体部とかそういう団体を対
 象にしてあります。それからその方が今度はこのじんか収集との方
 は一設居住地区、この方で一店清掃法とも条例適用しましてその条
 例によつての業者を認可しまして、その業者が今市内の清掃事業に
 専らして居ります。一般の住民が今市の所、そこで仲々業者
 者を何する様な全住民が何するという事は今の考えられないと、それ
 で業者以外の何として収集されているのがたくさんございます。
 そういうものも今は業者の方に主として委任をするというふうな意
 味でそういうふうな業者、業者と、それから部等に助成をして行きたい
 というふうに考えております。それから上の衛生施設の補助でありま
 すが、これは現在の市内の小さい排水やなくてみぞです。この方
 は大きくしては設けないと、いわゆる排水工事とかそういうふうな投
 資的工事にならない様な小さい規模いわゆるみぞの50も程度かけ
 ばこのみぞがきれいになるんだというふうな経費のいわゆるみぞの整
 理をするというふうな意味のものであります。この方は失票対策事
 とも関係しますが、あの事業でもできない小さいものというふうな
 りで一店は計上してあります。

5 番～薬品その値の235もについてお伺いします。この薬品代というのは
 内訳はどういうものですか。

衛生課長～これは1目のユ1部にも薬品はございますが、2目にある薬品は急
 救薬品でありますので、ヨチンとか或は。

5 番～いやいやそれはいいです。2目

衛生課長～2目の薬品は、リリターとか普通今まで保健所当りで儲けて居りま
 す。消どく薬品であります。この方は保健所の出張所があると、その
 管轄区域の公共的場所、部等とかそういうものにも届かない分野の消
 どくしか今の所保健所としてはやつて居りません。それでこの場の
 場合にはちり捨場も担当出て来て居りますし、これは一店保健所の方
 にもお願いはして居りますが、あれだけでは充分でない、それで特に
 捨場の場合には民間も近いので徹底的に消どくする必要が、あるとい
 う訳で今申し上げましたリンチンとか、リリターそれを今後は割合する
 重油いわゆる油類です。そういうものを必要として計上してありま
 す。

5 番～そういうふうな薬品を費用しての衛生事業は市議員が当たっているの
 ですか。

衛生課長～これは今申し上げた保健所が行っている。対象は純然たる公共の
 場所の中のある公共の場所と、そこが対象になつておりますので、市内

そこに切替えられてきたという意味のものである。それからもう1件は補助金の件であります。この方はじんかいの紙集積所の設置。これはあくまでも個人じやなくて、地域団体部落とかそういう団体を対象にしてあります。それからその方が次はこのじんかい収集との方は一設居住地区、この方で一応清掃法とも条例適用しましてその条例によつての業者を認可しまして、その業者が今市内の清掃事業に従事していらして居りますが、一般の住民家ていの所、そこで仲々業者を何する様な全住民が何するという事は今の考えられないと、それで業者以外の何として収集されているのがたくさんございます。そういうものも今固は業者の方に主として委任をするというふうな意味でそういうふうな者、業者と、それから部落に助成をして行きたいというふうな考えております。それから上の衛生施設の補助であります。これは現在の市内の小さい排水じやなくてみぞです。この方は大きくしては扱えないと、いわゆる排水工事とかそういうふうな投資的工事にならない様な小さい規模いわゆるみぞの50\$程度かければこのみぞがきれいになるんだというふうな住民のいわゆるみぞの整理をするというふうな意味のものであります。この方は失業対策事業とも関係しますが、あの事業でもできない小さいものというふうな積りで一応は計上してあります。

5 番～薬品その他の235\$についてお伺いします。この薬品代というのは内訳はどういうものですか。

総務課長～これは1日の11節にも薬品はございますが、1日にある薬品は急救薬品でありますので、ヨチンとか或は。

5 番～いやいやそれはいいです。2日

総務課長～2日の薬品は、リリターとか普通今まで保健所廻りで使つて居ります消どく薬品であります。この方は保健所の出張所があると、その管轄区域の公共的場所、部落とかそういうものにも属さない分野の消どくしか今の所保健所としてはやつて居りません。それでこちらの場合にはちり捨場も相当出て来て居りますし、これは一設保健所の方にもお願いはして居りますが、あれだけでは充分でないと、それで特に捨場の場合には民間も近いので徹底的に消どくする必要があるという訳で今申し上げましたリンデンとか、リリターそれを今度ば調合する重油いわゆる油類です。そういうものを必要として計上してあります。

5 番～そういうふうな薬品を使用しての衛生作業は市職員が当たっているのですか。

総務課長～これは今申上げました保健所が行つている。対象は純然たる公共の場所の中のある公共の場所と、そこが対象になつておりますので、市内

のこの自主的計画による場合には一応は市の計画で、入次もこちらの計画の人夫で施行すると消どくの突論は行方というふうな訳であります。

5 番～これはこの薬品の使用は全地域ですか、特別にまた指定するののか。

総務課長～現在考えて居りますのは、捨場、ちや現在3ヶ所こんどは自然に出きた捨場があるとそういうものと一応は対象にして居ります。

議長～3議員の出席を報告いたします。

10 番～保健衛生費の中ですわね、一般質問の中にも指摘されて居りましたが公衆衛生便所の掃除が行届いていないと指摘されて居りましたが、現在行届いていると思われるか、それとも現年度予算と次年度予算の場合には相当差額が出てきている様であります、その点についてお伺いいたします。

総務課長～公衆便所の掃除については、この前の御質問は、いないとお話されたかどうかよく分かりませんが、こちらとしては1週間に1回ずつと入次を雇いまして清掃させて居りますので、公衆便所についてはこれは神慮でも一寸伺のないきれいな運営が為されているものと思つて居ります。それから額の減については今回は一応は100日延100日の規定であります。大体3.5日に1回位の算定であります。

19 番～環境衛生費のくみ取料がちよ度倍額になつて居りますが、新しく建設したのか、又その周囲が町にでもなつて人間が急に殖えて使用者が多くなつて居るのかどうか。それから借料及び損料が前年度において、180\$から300\$になつて居りますが、これはどういう意味のものであるか。それから26部の原材料費の28\$の減額になつて居るが、これはどうして減額になつたのか。以上お伺いします。

総務課長～御説明申上げます。第1点の手取料の何であります、これは額において減つて居りますが、蓋しこの方はですね当初は水せん便所というふうな想定をして居りましたが、水せん便所にしますと特に管理者のいない公衆便所という所の水せんになつたらこれは、もうきりが無いということに現在そのタイプは排水に使う(水せんの排水)それはむしろこうはいかに配管をしてしまひましてそこには増さないようなくふうをして居りますので、一応半分位で可能だと思ひます。それから借料及び損料の何であります、この方はもつぱら共同清掃の場合の車借料これが主であります。現在掃除はしないから清掃通問とか減はそういう場合には車を減る程度減して居りますが、それでも足りない、各部署においても共同清掃をその区の実施する上においても車でそのそれを運搬して来た附ける車は是非市が何するんだという考えで今回は、その清掃業務をもつとひん繁に行わせるという意味から増額してある訳でございます。それから原材料費の減であります

のこの自主的計画による場合には一応は市の計画で、人夫もこちらの計画の人夫で施行すると消どくの実施は行うというふうな訳であります。

5 番～これはこの薬品の使用は全地域ですか。特別にまた指定するののか。

総務課長～ 現在考えて居りますのは、捨場。ちや現在3ヶ所こんどは自然に出きた捨場があるとそういうものと一応は対象にして居ります。

議長～3議員の出席を報告いたします。

10番～保健衛生費の中ですわね、一設質問の中にも指摘されて居りましたが公衆衛生便所の掃除が行届いていないと指摘されて居りましたが、現在行届いていると思われるか、それとも現年度予算と次年度予算の場合には相当差額が出ている様であります、その点についてお伺いいたします。

総務課長～公衆便所の何については、この前の御質問は、いないとお話だつたかどうかよく分かりませんが、こちらとしては1週間に1回ずつと人夫を雇いまして清掃させて居りますので、公衆便所についてはこれは沖端でも一寸例のないきれいな運営が為されているものと思つて居ります。それから額の減については今回は一応は100日延100日の想定であります。大体3.5日に1回位の算定であります。

19番～環境衛生費のくみ取料がちよ度倍額になつて居りますが、新しく建設したのか、又その周囲が町にでもなつて人間が急に殖えて使用者が多くなつて居るのかどうか。それから借料及び損料が前年度において、180千から300千になつて居りますが、これはどういう意味のものであるか。それから26千の原材料費の28千の減額になつて居るが、これはどうして減額になつたのか。以上お伺いします。

総務課長～御説明申し上げます。第1点の手数料の何であります、これは額において減つて居りますが、然しこの方はですね当初は水せん便所というふうな想定をして居りましたが、水せん便所にしますと特に管理者のいない公衆便所という所の水せんになつたらこれは、もうきりがないうこととて現在そのパイプは排水に使う(水せんの排水)それはむしろこうはい地に配管をしてしまひましてそこには落さないようなくふうをして居りますので、一応半分位で可能だと思ひます。それから借料及び損料の何であります、この方はもつぱら共同清掃の場合の車借料これが主であります。現在臨検はしないから清掃週間とか或はそういう場合には車を或る程度派遣して居りますが、それでも足りない、各部落においても共同清掃をその区の実施する上においても車でのそれを運搬してかた附ける車は是非市が何するんだという考えで今回は、その清掃業務をもつとひん繁に行わせるといふ意味から増額してある訳でございます。それから原材料費の減であります

この方は当初の方はやはり石油をかけてその石油によつてやき捨てる計画でございました去年は然し御承知の様に香天間中校の東側の捨て場の方がございよう却による処理方法を取つて居つたんですが、けむりの方がひどいと、それで貸住地域からあの一帯の日常生活上大変困るという訳で本市の現在の状況からはやき捨てによる処理方法は不可能だという事になりまして結局しよう却による考えを棄てていきまして、それでその石油代が減つたという訳であります。

- 1 番～保健費の集団検しん手数料についてお伺いします。ツベルクリン反応とツベルクリンの人員の対象が1,000人と500人になつて居りますがこれはどういう基準に基いて算定したものであるか。

総務課長～1万人と5千人

- 1 番～ まちがいでございますか。3万市民を対象に或可く多数を対象にする考えで、一応やつてもらふべきと早うが。

総務課長～1万と5千でツ反が1万、レントゲンが5千人であります。

- 1 番～ 健康環境衛生費の中の先程も質問がございましたけれども、1,400萬の補助金だつたと思ひますが、補助金ですね。32箇の補助金2項の環境衛生費の補助金につきましては失火工事を対象にして取扱われるということでございますけれどもどういつた方法で、この工事を進めて行かれるか、工事を推進して行く方法です。

総務課長～これは市内の工事という名称での取扱いに実際には不適当である。いわゆるみぞの補修それから終りになりますと各窓でいからでてる所の小さい排水とかみぞなど一寸金があればすぐ出きるんだがという状況が市内にはたくさんございまして、それでそういうふうのを実際の調査はまだ終つておりませんが、一応各部署単位の状況を掴みまして、その結果によつて主体はいわゆる部署に形を寄せて。

- 1 番～もう1点お伺いいたします。ゾーブの券につきまして、所費を求めになつた場合には結果的にはどういふことになるか。

総務課長～こちらに計上してありますゾーブは大体そういうふうな面に使つていふふうな計画で御座ります。去年の7月からいわゆる水浸法が適用されて今年2月に御座る例を決定して元々申上りました様に設置者を各地域別に配置をしてあります。それで既に衛生行政という場合には直回指導というのが大きな一つの業務の主体として取上げられる課題であります。又そのことは現在の業者の実態の処理状況を調査してもらふとか或は現在のやり捨て、これは毎日でもまわらなければいけないというふうな現状であります。それから今度市内の今いつたそ

この方は当初の方はやはり石油をかけてその石油によつてやき捨てる計画でございました去年は然し御承知の様に普天間中校の東側の捨て場の方がむしろ却による処理方法を取つて居つたんですが、けむりの方がひどいと、それで貸住宅地域からあの一帯の日常生活上大変困るという訳で本市の現在の現状からはやき捨てによる処理方法は不可能だという事になりまして結局しよう却面による考えを變えていきまして、それでその石油代が減つたという訳であります。

- 1 番～保健費の集団検しん手数料についてお伺いします。ツベルクリン反応とツベルクリンの人員の対象が1,000人と500人になつて居りますがこれはどういう基礎に基いて算定したものであるか。

総務課長～1万人と5千人

- 1 番～ まちがいでございますか。3万市民を対象に成べく多数を対象にする考えで、一応やつてもらふべきと思うが。

総務課長～1万と5千でツ反が1万。レントリンが5千人であります。

- 1 番～保健環境衛生費の中の先程も質問がございましたけれども、1,400\$の補助金だつたと思ひますが、補助金ですね。32節の補助金2項の環境衛生費の補助金につきましては失対工事を対象にして取扱われるということでございますけれどもどういつた方法で、この工事を進めて行かれるか。工事を推進して行く方法です。

総務課長～これは市内の工事という名称での取扱いは実際には不適當である。いわゆるみぞの補修それから終りになりますと各家でいからでてくる所の小さい排水とかみぞなど一寸金があればすぐ出きるんだがという状況が市内にはたくさんございます。それでそういうふうなのを實際の調査はまだ終つておりませんが、一応各部落単位の状況を伺いまして、その結果によつて主体はいわゆる部落に母体をおきまして。

- 1 番～もう1点お伺いいたします。ジーフの件につきまして、新車を求めになつた場合には結果的にはどうということになるか。

総務課長～こちらに計上してありますジーフは大体そういうふうな面に使うといふふうな計画で御座居ます。去年の7月からいわゆる水道法が適用されまして今年の2月に清掃条例を設定して先き申上ました様に業者を各地域別に配置をしております。それで特に衛生行政という場合には巡回指導というのが大きな1つの業務の主体として取上げられる課題であります。又そのことは現在の業者の實際の処理状況を調査してもらつとか或は現在のチリ捨場、これは毎日でもまわらなければいけないというふうな現状であります。それから今度市内の今いつたそ

949

ういう実質的な補修すると、そういう面の実態調査すると一応こうい
うふうな事が仕事を対象としてこの車が是非必要だと特に重要意識
やなくて、これはわき道もどんどん入って行く調査でありますので、
そういう意味から是非車が必要だと、それからジープにしましたのは
普通の大乗車じゃなくて、山にも野原にもいわゆる特に捨場の方は
けに近いかか乗びな所でもありますので、どこにも入り込める様な事が
必要だと人数にしても沢山人員輸送を必要とするものじゃなくて、2
・3名人がかかけめぐるというふうな調査内容で御座います。いわゆる
仕事内容と車の通る場所の内容そういう面からジープが良いというふ
うにしてあります。それから新車については予算について一応伺する
が出来れば新車とは思いますが、しかし現状においては何であります
ので、中古でも是非必要だというふうな程度の計上であります。

- 1 番～乗びな所に伺いたいという形で特にジープを選定されるということ
でございますが、特にジープでなくちゃいけないのかという事が現には
つきりしている訳でございますか。それはある程度に蓋づいてそうい
う事もあつた場合はやっぱりジープが良いという事でございますか。

事務課長～

各都府内にもどんどん入りこんでいきますのでジープじゃないと一寸無理じゃ
ないかと、新車にしてもジープじゃないと困るんじゃないかと思ふんです。

- 1 番～私の考えとしてはですね、今の小型乗用車も一般には良いと思つてお
りますが、価格もその額からするとたいした差額はないですよ、これは
あと200か300位追加すれば5名乗りの良い新車が買える訳で
ございますがね、特に大体ジープでのぼる。ジープでないといけない
という質所はそうさうの急な坂とか、てこぼこの道でないといジープで
ないといかんということになります。市内では全然そういう質所
は余り見当たらない訳ですよ、従つてこれを乗用車にして維持費の節減
を計つた方がですね、はるかに経済的に良くなるんじゃないかと考
えておりますので、特にこの件について、御検討して欲しいと思
つております。

- 5 番～長野市役所のびん間前の車の状況は何か主のない嫁のにはみたに難
題としておりますが、これはいわゆる福祉美術といった点で何か環境
衛生費がたらないんですか。まず福祉精神衛生という事も重要であり
まして、そこをてこぼこの道を通つて来てまず門から入つて来て研
究な気持ちで自分の所について仕事をやるというふうな考えの場合には、
私はこれはある他の市町村の方からも聞きましたが長野市のびん間
の前はいわゆるぼつたらかしてある。福みたいであるというふうな事
をいわれた事がありますが、又現にこれ程じゃなくてもとにかくだれ
も頼る人がいないのかなあという印象を受けたことがございまして、
それは2～3ヶ月に1時間の人手を借りればすぐ出来るはずと思いま
すが、これも環境衛生費の不足ですか。

ういう実質的な補修すると、そういう面の突進調査すると一応こうい
うふうな事が仕事を対象としてこの車が是非必要だと特に主要道路じ
やなくて、これはわき道もどんどん入って行く調査でありますので、
そういう意味から是非車が必要だと、それからゾーブにしましたのは
普通の大車じゃなくて、山にも野原にもいわゆる特に捨場の方はが
けに近いか突びな所でもありますので、どこにも入り込める様な事が
必要だと人数にしても沢山人員輸送を必要とするものじゃなくて、2
、3名人がかけめぐるというような調査内容で御座います。いわゆる
仕事内容と車の通る場所の内容そういう面からゾーブが良いというふ
うにしてあります。それから新車については予算について一応何する
が出来れば新車とは思いますが、しかし現状においては何であります
ので、中古でも是非必要だというような程度の計上であります。

- 1 番～突びな所に使いたいという訳で特にゾーブを選定されるということ
でございますが、特にゾーブでなくちやいけないのかという事が現には
つきりしている訳でございますか、それはある想定に基づいてそうい
う事もあつた場合はやつぱりゾーブが良いという事でございますか。

総務課長～

各部落内にもどんどん入りこんでいきますのでゾーブじゃないと一寸無理じゃ
ないかと、新車にしてもゾーブじゃないと困るんじゃないかと思うんです。

- 1 番～私の考えとしてはですね、今の小型乗用車も一概には良いと思つてお
りますが、価額もその額からするとたいした差額はないですよ、これは
あと200か300位い追加すれば5名乗りの良い新車が買える訳で
ございますがね、特に大体ゾーブでのほる。ゾーブでないといけない
という箇所はそうとうの急な坂とか、そこほこの道でないといふゾーブ
ないといかんということになります、市内では全然そういった箇所
は余り見当たらない訳ですよ、従つてこれを乗用車にして維持費の節限
を計つた方がですね、はるかに結果的に良くなるんじゃないかと考え
ておりますので、特にこの件について、御検討して載きたいと思
つております。

- 5 番～宜野湾市役所のげん関前の車の状況は何か主のない家にはみたに雑
然としておりますが、これはいわゆる清掃美化といった点で何か環境
衛生費がたらないんですか。まず清潔精神衛生という事も重要であり
まして、そこをでこぼこの道を通つて来てまず門から入つて来て新た
な気持ちで身分の席について仕事をやるというふうに考えた場合には、
私はこれはある他の市町村の方からも聞きましたが宜野湾市のげん関
の前はいわゆるほつたらかしてある。畑みたいであるというふうな事
をいわれた事がありますが、又現にこれ程じゃなくてもとにかくだれ
も顧る人がいないのかなあという印象を受けたことがございますが、
それは2～3ヶ月に1時間の人手を借りればすぐ出来るはずと思いま
すが、これも環境衛生費の不足ですか。

総務課長～この方はたしかにおつしやる通りであります。我々も直接に感じまして表げん関係に市町村宜野湾における表げん関係でありますので、こちらにお見えになつていらっしゃる方の第1印象、宜野湾はこうだからという第1印象を良い印象を植え付けるためにもげん関係の整備というのは大変必要だということを考えまして、現在建設課の方で表げん関係のいわゆる模様作りですか、非常にりつばなデザインの色を今設計中で職員にもお諮りいたしました。さつそくこれはきれいに整備したいというふうに考へております。

16番～先き1番さんがじんかい処理場の補助金関係が御座居ましたが、2ヶ年程前に市として普天間に2ヶ所設置して補助金を出したと思つておりますが、その後の状況はどうなつておるか（管理状況）

総務課長～1ヶ所の方はそこが今度は解放になりましたので、いわゆる都市計画の対象地域になつたという関係で撤去されております。

16番～どこからだれが撤去した訳ですか。

総務課長～これは都庁の方が要求をしております。それから後1ヶ所の方は現在充分利用されております。管理の方は都庁の方で充分やつております。

16番～うまくやつておられますか。もう1つ助役さんに聞きたいんですけど今後の事務分しようにおきましてと場の方が経済課の方で見えておりましたが、財政課です。今場と場の管理維持の問題が経済課の方に移りますけれども予算自体からいつて母体には保健衛生費といふようにはつきりしてありますが、本市の場合の課長の計画の中に繰り込ませるべく産業経済費に持つて行つた場合に予算形態から不都合の点があるかどうか。

助 役～この方は予算形態から不都合の式の方がと場費は6款の保健衛生費の方で組むべきだという予算様式が示されておりますので、どこの市町村においても6款の保健衛生費で組まれております。

16番～そうなくちやならぬですね。

助 役～自治法の予算様式準用がこういうふうになっております。

16番～それからと場費の中の問題ですけど光熱水費の方が従来の額数からしてもその半分には減つてない様な感じがする訳ですけど、光熱水費が半分に減つているというのはどういう点でそういえるのか。

助 役～光熱水費は主に水の値でございまして、この方は去年の半ばから水道

総務課長～この方はたしかにおつしやる通りであります。我々も直接に感じまして表げん関特に市町村宜野湾における表げん関でありますので、こちらにお見えになつていらっしゃる方の第1印象。宜野湾はこうだからという第1印象を良い印象を植え付けるためにもげん関の整備というのは大変必要だという事を考えまして、現在建設課の方でげん関のいわゆる模様作りですか、非常にりつばなデザインの何を今設計中で議長にもお諮りいたしました、さつそくこれはきれいに整備したいというふうに考ております。

16番～先き1番さんがじんかい処理場の補助金関係が御座居ましたが、2ヶ年程前に市として普天間に2ヶ所設置して補助金を出したと思つておりますが、その後の状況はどうなつておるか（管理状態）

総務課長～1ヶ所の方はそこが今度は解放になりましたので、いわゆる都市計画の対象地域になつたという関係で撤去されております。

16番～どこからだれが撤去した訳ですか。

総務課長～これは部落の方が要求をしております。それから後1ヶ所の方は現在充分利用されております。管理の方は部落の方で充分やつております。

16番～うまくやつておられますか。もう1つ助役さんに聞きたいんですけど今後の事務分しようにおきましてと場の方が経済課の方で見えておりましたが、財政課です。今度と場の管理維持の問題が経済課の方に移りますけれども予算自体からいつて母法には保健衛生費といふふうにはつきりしておりますが、本市の場合の課長の計画の中に織り込ませるべく産業経済費に持つて行つた場合に予算形態から不都合の点があるかどうか。

助 役～この方は予算形態から不都合の式の方がと場費は6款の保健衛生費の方で組むべきだという予算様式が示されておりますので、どこの市町村においても6款の保健衛生費で組まれております。

16番～そうなくちやならんのですね。

助 役～自治法の予算様式準用がこういうふうになっております。

16番～それからと場費の中の問題ですけど光熱水費の方が従来の頭数からしてもその半分には減つてない様な感じがする訳ですけど、光熱水費が半分に減つていっているのはどういう点でそういえるのか。

助 役～光熱水費は主に水の何でございまして、この方は去年の半ばから水道

が施設されましたので、水代を今まで業者の方から買っておつたのが水道利用する事によつて減額になつております。

16番～それから監督の問題ですけど過去の監視人自体が向うにおられる監視も清掃も兼ねているというふうに受けますが、先きの監視人と又別に清掃人夫賃を設けた理由はどこにありますか。と場の場合に勤務時間は短かくて重労働であるという事は、良くわかりますが、特別に清掃人夫というのを新たにおくつもりであるのか、その方に専任させるつもりでありますか。

助 役～これは時宜約の雇用でありまして平常は監視人の方で充分間に合つております。

16番～持宜約と申しますのは。

助 役～というのは政府の検査があるとか、そういう場合に特別の何として特別の場合を見越してやつておりまして、しかし現在の何からしまして資金として清掃の方に使つた何はございません。

16番～しかし過去の監視人の勤務時間は短いし、常時その方がやるとするならば、別々に設けなくても責任を持たせた方が良いんじゃないかと思ひますが、時宜約の問題と申しますと、そういう場合については新たな人を臨時採用してさせるとか、或は人夫を頼んでさせる訳ですか。

助 役～応援の何として雇つている訳ですが常し今の所そういう何は別にやつておりません。これは仮と場の場合にはそういう何があつた訳でございます。現在本建築されて周囲も美化されておりますので必ずあるという事は見越しておりません。

16番～それだけ施設がりつばになる程そういうふうな経費は削減されるべきだと考えますが、どうしてもその資金の費目をおかなくちやいかない訳ですか。

助 役～これはそういう場合を見越してやつておりますのですが実際には今までは使われておりません。

12番～じんかい処理場について一寸お伺いします。現在市指定のじんかい場所が1ヶ所ございましてとつておりますが、どちらですか。

事務課長～指定の処理場所はございません只いわゆる幹旋によつて取つた場所がございますが指定場所はありません。現実には1ヶ所あると申上げましたのは指定場所ではありません。

議 長～暫休いたします。(午後3時35分)

が施設されましたので、水代を今まで乗客の方から買っておつたのが水道利用する事によつて減額になっております。

16番～それから監督の問題ですけど過去の監視人自体が向うにおられる監視も清掃も兼ねているというふうに受けますが、先きの監視人と又別に清掃人夫賃を設けた理由はどこにありますか。と場の場合に勤務時間は短かくて重労働であるという事は、良くわかりますが、特別に清掃人夫というのを新たにおくつもりであるのか、その方に専任させるつもりでありますか。

助 役～これは時宜的の雇用でありまして平常は監視人の方で充分間に合つております。

16番～持宜的と申しますのは。

助 役～というのは政府の検査があるとか、そういう場合に特別の何として特別の場合を見越してやつておりまして、しかし現在の何からしまして賃金として清掃の方に使つた何はございません。

16番～しかし過去の監視人の勤務時間は短いし。常時その方がやるとするならば、別々に設けなくても責任を持たせた方が良いんじゃないかと思ひますが、時宜的の問題と申しますと、そういう場合については新たな人を臨時採用してさせるとか。或は人夫を頼んでさせる訳ですか。

助 役～応援の何として雇つている訳ですが然し今の所そういう何は別にやつておりません。これは仮と場の場合にはそういう何があつた訳でございます。現在本館築されて周囲も美化されておりますので必ずあるという事は見越しておりません。

16番～それだけ施設がりつばになる程そういうふうな経費は削減されるべきだと考えますが、どうしてもその賃金の費目をおかなくちやいかない訳ですか。

助 役～これはそういう場合を見越してやつておりますのですが実際には今までは使われておりません。

12番～じんかい処理場について一寸お伺いします。現在市指定のじんかい場所が1ヶ所ございますといつておりますが、どちらですか。

総務課長～指定の処理場所はございません只いわゆる幹旋によつて取つた場所はございますが指定場所はありません。現実に1ヶ所あると申し上げましたのは指定場所ではありません。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時35分)

議長～再開いたします。(午後3時39分)

12番～現在はその1ヶ所で間にあうと考えておられますか。

事務課長～これは1ヶ所で間にあうという事は考えられないと思います。というのは現在の市の状況からしまして場所的に真中がひ行場に取りまわして、その周辺に居住部があるという事で場所的に全然確保する術がないというふうな現状で現在の段階としては、一応ひ行場部隊の了承をえて行う方が適当だと思いますが、将来においてはいつかの機会にも市長から御説明がありました様にいわゆる干拓ですか、ああいうのと関係してそういうふうな合理的な処理の方法をやつて行きたいと思ひます。

12番～現在あのじんかい処理場において管理はどこがやつておりますか。

事務課長～管理はこれは業者がやつている様であります。

12番～現在非常に悪いです。あの衛生はですね、今日の当分の答弁では去年は石油をかけてこの石油でじんかいをやいて処理するという様な事があつたそうですが、あの捨場になつてからはその石油を買つてその点でそのまま放置していいかどうか。

事務課長～石油費用だからしよう却処理方法はやつて好ましくないが、この場所的からやいて処理するのはいけないという事で、結局酒とく面に重点をおく以外はないんだとゆうふうな見解であります。

12番～御説明申上ります。非常にあの環境は又付近が迷惑しておりますので、是非市としてもはつきりした指定場所として設けてもらつて管理に当つてもらふよう要望します。

3番～去年か1昨年かに公衆健康衛生面の趣旨徹底させる意味におきましてそごいう所の講習会開くか或は現物によるほんとの物を示して住民に知らしめずという様な面でも又げん灯会か何があつた様におぼえておりますが、そのげん灯機による講習会を実施するに現年度は出来てない。又突置もない様であります。果してげん灯機の又それに対する材料とかそういう物も必要と思ふんですけど、それは果して取料されているかどうかですね。

事務課長～この方はげん灯機資料であります。この方は今政府の方でこの計画が検討されております。一応保健所にこれを設置しまして。

5番～保健所にですか。

議長～再開いたします。(午後3時39分)

12番～現在はその1ヶ所で間にあると考えておられますか。

総務課長～これは1ヶ所で間にあるという事は考えられないと思います。というの
うのは現在の市の状況からしまして場所的に真中がひ行場に取り込ま
れて、その周辺に居住部落があるという事で場所的に全然確保する何
がないというふうな現状で現在の段階としては、一応ひ行場部隊の了
承をえて行く方が適当だと思えますが、将来においてはいつかの議会
にも市長から御説明がありました様にいわゆる干拓ですか。ああいう
のと同様にそういうふうな合理的な処理の方法をやつて行きたいと
思います。

12番～現在あのじんかい処理場において管理はどこがやつておりますか。

総務課長～管理はこれは業者がやつている様であります。

12番～現在非常に悪いんです。あの衛生はですね。今先の当局の答弁では去
年は石油をかけてこの石油でじんかいをやいて処理するという様な事
があつたそうですが、あの捨場になつてからはその石油を買つてその
点であのまま放置していいかどうか。

総務課長～石油費用だからしよう却処理方法はやつて好ましくないといふ。この
場所的からやいて処理するのはいけないという事で、結局溝とく面に
重点をおく以外はないんだというふうな見解であります。

12番～御要望申上ます。非常にあの環境は又付近が迷惑しておりますので、
是非市としてもはつきりした指定場所として設けてもらつて管理に当
つてもらふよう要望します。

3番～去年か1昨年かに公衆保健衛生面の趣旨徹底させる意味におきまして
そういう面の講習会開くか或は現物によるほんとの物を示してして住
民に知らしめずという様な面であつた様におぼえて
おりますが、そのげん灯機による講習会を実施するに現年度は組まれ
てない。又実績もない様であります。果してげん灯機の又それに対
する材料とかそういう物も相当要ると思ふんですけど、それは果して
無料されているかどうかですね。

総務課長～この方はげん灯機資料であります。この方は今政府の方でこの計
画が検討されております。一応保健所にこれを配置しまして。

5番～保健所にですか。

秘書課長～保健所にフィルムを配りまして、それを保健所の方で各市町村単位
の巡回啓もう宣伝ですか、そういうふうのをやっております。然し
こちらの場合にはいわゆる部署にのり込んで行つての指導はまだやつ
ておりませんけれども。

3 番～市でげん灯機を買つて各部署に乗り込んで行つて、そういう働きをさ
せるという様なねらいを持つている様であります。そういう含み
があるかどうか。

秘書課長～だからげん灯機の方は今持つておりますが、これの活用は充分な
されてない訳です。これは衛生分野だけじゃなくして市のいわゆる
報、公報活動とか、この面で活用して見るというような前提であり
ます。

19 番～借費のですね保健指導員手当というのがございますが、この保健指導
員というのはどういう性質のものであるか。そしてどこから深置され
て来たものであるかですね。それとも又月額にした場合11\$という
金にしかならないと。

議長～暫休いたします。(午後3時42分)

議長～再開いたします。(午後3時45分)

19 番～420\$計上されておりますけれども、これを月額にして23\$にな
りますが、1ヶ月間の水道の使用水量これは何立方ですか。概算で
かこれ位いで良いだろう。想じようですか。

財政課長～今までの実績を押えて計上してあります。

19 番～はい良いです。

4 番～保健衛生費の予算を見た場合に消耗品は少消費的な面が相当ふえて
この中に薬品代みたいなものがへつていていつた様なところでありま
す。なるべくそういった様な経費節減でいつた保健衛生の効果を上げ
るといつた面からすると、非常に薬品あたりが相当増えなくちやいけ
ませんが、その趣向、それと前年まではそういつた職員手当は全く
で、賃金だけしか計上されておりました。ほとんど賃金の
外に職員手当というふうな計上されております。それについて従来
の通りではどうにもならなかつたのかですね。それから湯費でありま
すが、収入に対して維持管理費がどの位になつておるのか、そのパー
セントと成はるその差額を説明願います。その維持管理費の中に
相当な賃金をかけて作つておりますので、ある利子も含めて収入から
差引いた残額がどの位残るかですね。

総務課長～保健所にフィルムを配りまして、それを保健所の方で各市町村単位の巡回啓もう宣伝ですか。そういうふうのをやっております。然しこちらの場合にはいわゆる部落にのり込んで行つての指導はまだやっておりますけれども。

3 番～市でげん灯機を買つて各部落に乗り込んで行つて、そういう施設をさせるという様なねらいを持っている様であります。そういう含みがあるかどうか。

総務課長～だからげん灯機の方は今持つておりますが、これの活用は充分なされてない訳です。これは衛生分野だけじゃなくて市のいわゆる情報、公報活動とか、この面で活用して見るというふうな前提であります。

19番～簡要費です。ね保健指導員手当というのがございますが、この保健指導員というのはどういう性質のものであるか。そしてどこから派遣されて来たものであるかです。それとも又月額にした場合11\$という金にしかならないと。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時42分)

議 長～再開いたします。(午後3時45分)

19番～420\$計上されておりますけれども、これを月額にして23\$になりますが、1ヶ月間の水道の使用水量これは何立方ですか。概算ですかこれ位いで良いだろう。相じょうですか。

財政課長～今までの実績を押えて計上してあります。

19番～はい良いです。

4 番～保健衛生費の予算を見た場合に消耗品いは少消費的な面が相当ふえてこの時に薬品代みたいなのがへつているといった様なことであります。なるべくそういった様な経費節限で特にこの保健衛生の効果を上げるといった面からすると、非常に薬品あたりが相当増えなくちやいけません。その理由、それと前年度まではそういった職員手当はなく、賃金だけしか計上されておりましたが、ほとんどの賃金の外に職員手当というふうに計上されております。それについて従来の通りではどうにもならなかつたのかです。それからと場費であります。収入に対して維持管理費がどの位になつておるのか、そのパーセンテージと或はその差額をご説明願います。その維持管理費の中に相当な賃金をかけて作つておりますので、ある利子も含めて収入から差引いた残額がどの位に残るかです。

総務課長～第1点、2点をご説明申し上げます。薬品の方は一応費目において
簿というような事になつておりますが、~~返~~今回の場合にはいわゆる
き申上げました処理場の徹底的ないわゆる繰ざいきん布によつて消ど
く料も主体に持つて行きたいというふうに考えておりますが、これだ
けの積算で充分だと思つております。
それから第2点の職員の手当と賃金の関係であります。これは前年
度の当初予算にはございませぬが、いわゆる現年度すなわち、当初予算
にはございませぬが、追加更正でなされております。この方は職員の
場合にいわゆる伝せん病予防というふうな立場で勤務する場合には特殊
勤務する場合が手当が支給されると、それから普通の場合には時間外
勤務で適用するといふようなことと今回の場合には例えば小児マヒの
予防注しや、これも定期的に一済に行いましたが、それからコレラ
の緊急予防注しや、こういうのが相当さくそうされておると又今後にお
いても特に今年度は非常に契機的な年であると、そういうふう
な事から一応これは是非必要のものであります。今内閣については、
今申上げました様に職員手当としては職員が普通の引継ぎ勤務に従事
した場合には時間外であると、特にこの危険を伴う伝せん病予防、こ
れに従事する場合には特殊勤務を支給しそれから賃金の方は各々の
環境衛生費の賃金の方は主に公衆衛生の改善のための賃金であります
それから保健衛生費の場合には賃金はないと思つております。

4 番～保健衛生の場合にはないですか。

総務課長～保健費の所では賃金はございませぬ。環境衛生の所で賃金はござい
ます。

助 役～と揚費の件について、私の方からお答えいたします。今年度のと揚運
管費の方が1,580 \$計上してありまして、この外に利子の方が約550
~~やなでかす。それだけ~~ \$となつております。そうしますと約2,130 \$と
いふふうになつております。現在の収入の方が3,600 \$見込んでおり
ますので、結局約1,500 \$から1,600 \$の間の差があるということにな
る訳です。そうしますと結局は当初の計画では借入れそのものは5年
年借入といふふうになつております。計画そのものは10年
の計画としてやられておりますので、今の所計画通りには行くといふ
ふうなことになる訳です。

4 番～私が経費といふのは、今の維持管理費の中に今年利息の550 \$、更に
職員がそれにタッチしている経費についても当然経費とみなすべきじ
やないかというふうに考えますが、それでいいですか。

助 役～それとしまして結局は約1,600 \$ということになりますので、職員
の方がどれだけそれに振り向けられておるかということは、今敬学的に
は申上げられませんが、そうしましても約1,500 \$というかつこ

総務課長～第1点、2点をご説明申し上げます。薬品の方は一応費目において減というような事になっておりますが、~~必~~今回の場合にはいわゆる先き申上げました処理場の徹底的ないわゆる薬ざいさん布によつて清どく料も主体に持つて行きたいというふうに考えておりますが、これだけの積算で充分だと思っております。

それから第2点の職員の手当と賃金の関係であります。これは前年度の当初予算にはございませぬが、いわゆる現年度ですね、当初予算にはございませぬが、追加更正でなされております。この方は職員の場合にいわゆる伝せん病予防というふうな立場で勤務する場合には特殊勤務する場合が手当が支給されると、それから普通の場合には時間外勤務で適用するというふうなことで今回の場合には例えば小児マヒの予防注射や、これも定期的に一済に行いましたが、それからコレラの緊急予防注射や、こういうのが相当さくそうされておると又今後においても特に今年度は非常に変則的な気候の年であると、そういうふうな事から一応これは是非必要なものであります。今内容については、今申上げました様に職員手当としては職員が普通の引続き勤務に従事した場合には時間外であると、特にこの危険を伴う伝せん病予防、これに従事する場合には特殊勤務を支給しそれから賃金の方は各々の環境衛生費の賃金の方は主に公衆衛生の改善のための賃金でありますそれから保健衛生費の場合には賃金はないと思ひます。

4 番～保健衛生の場合にはないですか。

総務課長～保健費の所では賃金はございませぬ。環境衛生の所で賃金はございませぬ。

助 役～と揚費の件について、私の方からお答えいたします。今年度のと場運営費の方が1,580 \$計上してありまして、この外に利子の方が約550 \$となつております。それととそうしますと約2,130 \$となつております。現在の収入の方が3,600 \$見積つておりますので、結局約1,500 \$から1,600 \$の間の差があるということになる訳です。そうしますと結局は当初の計画では借入れそのものは5ヶ年借入というふうになつております。ですが、計画そのものは10ヶ年の計画としてやられておりますので、今の所計画通りには行くというふうなことになる訳です。

4 番～私が経費というのは、今の維持管理費の中に今度利息の550 \$、更に職員がそれにタツチしている経費についても当然経費とみなすべきじゃないかというふうに考えますが、それでいいですか。

助 役～それとしまして結局は約1,600 \$ということになりますので、職員の方がどれだけそれに振り向けられておるかということは、今数字的には申上げられませんが、そうしましても約1,500 \$というかつて

うになりますので、1,500\$で10ヶ年というふうな借入の方は1,500\$
000 \$でございます。

4 番～10ヶ年

3 番～元金償還

助 役～年3,000 \$です。

4 番～年間3,000 \$は償還に対して約1,500\$ですか。それだけの収入しかない
ということになりますと、これは独立採算性からいうと全然健全な
事業でないという事はつきりいえるんじゃないかと思いますが、そう
いう見解ですか。

助 役～先も申上げました通りに、10ヶ年採算で計画されておりますが、借
入れについては5ヶ年借入れになっておりますので、結局は当初の5
ヶ年も負債だということになって10ヶ年後にしか独立採算は取れな
いということになる訳です。

4 番～じゃ10ヶ年間は全然別途会計もせずにつつと一般会計でやられる
お考えであるかどうかですね。

助 役～この方は現段階においては、結局独立採算が取れませんので、5ヶ年
後になつたら独立採算が取れるというふうな格好になる訳です。しか
しての方も結局はそうなれば一般会計の方から、結局は5ヶ年分は訂
ちこまれておるといふふうなかつころになりますので、実際に独立採
算が取れるのは、5ヶ年後ということになる訳ですか、しかし借入本
角度からの何にした場合には10ヶ年を過ぎた後というふうなかつ好
になります。現在の所では独立採算的の何は今の所考えておりませ

4 番～それから3目の借入金の中のローブ購入費であります。800計上
されております。主にどういった面に使うか。それとも現在ある中規
で済む。ビックアップで今まで市長専用車もない。ローブもなかつた
前後年度でさえ充分に合つておつたということになりますと、この
ローブがどういった面に使われるかそれについて御説明願います。

助 役～先き1番さんの質問がありましたので、お答えはしてありますが、御
お聞きになるという御でしたら部長から御説明させていただきます。

4 番～いいですよ。

10番～第のじんかい処理の件ですが16番さんの質問には入り所あるという

うになりますので、1,500⁶\$で10ヶ年というふうな借入の方は1,500 \$でございます。

4 番～10ヶ年

3 番～元金償還

助 役～年3,000 \$です。

4 番～年額3,000 \$は償還に対して約1,500 \$ですか。それだけの収入しかないということになりますと、これは独立採算性からいうと全然健全な事業でないという事はつきりいえるんじゃないかと思いますが、そういう見解ですか。

助 役～先も申し上げましたように、10ヶ年採算で計画されておりますが、借入れについては5ヶ年借入れになっておりますので、結局は当初の5ヶ年も負債だということになって10ヶ年後にしか独立採算は取れないということになる訳です。

4 番～じゃ10ヶ年間は全然別途会計もせずにつつと一般会計でやられるお考えであるかどうかですね。

助 役～この方は現段階においては、結局独立採算が取れませんので、5ヶ年後になつたら独立採算が取れるというふうな格好になる訳です。しかしこの方も結局はそうなれば一般財源の方から、結局は5ヶ年分は打ちこまれておるといふようなかつこうになりますので、実際に独立採算が取れるのは、5ヶ年後ということになる訳ですか、しかし精密な角度からの何にした場合には10ヶ年を過ぎた後というふうなかつ好になります。現在の所では独立採算的の何は今の所考えておりません

4 番～それから3目の需要費の中のジープ購入費であります、800計上されております。主にどういつた面に使うか。それとも現在ある中型ですね。ピックアップで今まで市長専用車もない。ジープもなかつた前後年度でさえ充分に合つておつたということになりますと、このジープがどういつた面に使われるかそれについて御説明願います。

助 役～先き1番さんの質問がありましたので、お答えはしてありますが、尚お聞きになるという何でしたら課長から説明させて載せます。

4 番～いいですよ。

10番～先のじんかい処理の件ですが16番さんの質問には1ヶ所あるという

ふうなお答えがあつたし、それから12番さんのものに対しては何かそれと違つた様な産物でありましたので、滑捕条例の21条を適用してあの場所は決定されたのですか。

事務課長～16番さんに申上げましたのは市の予定によつて部署で作られた処理場であり、それから12番さんに申上げましたのは市の問題です。

10番～では向うの場所はいわゆる21条によつて指定された場合なんですか

事務課長～21条による指定じゃございません。

10番～これだけ御要望申上げます。いわゆる市全体として非常に汚物処理上に困つておることとさせていただきます。よつて早くこの21条を適用なされその場所を決定されて向うは早目に撤去して置く御要望申上げます。

事務課長～大変立派な御意見だと思つております。場所的には軍用地ではありますけれどもあんまり適当な場所じゃないということは我々も考えておりますが、早急にこれについての努力はして行きたいと思つております。

議長～進行いたします。次は7款に入ります。

1番～産物経済費の3の4化費について費目存置だけになつていますが、これについて御説明願います。それから10目のちくぎゆう奨励費の450千のその利息の補助となつておりますが、これは予算説明によりますと、前年度の繰越額となつておりますが、どういふ理由で繰越しされたのか。本年度はそういう積極な計画はお持になつていないかどうかそれから14目の奨励ゆう改良増進費の内の内訳の物説明と18目の災害対策費それは本年度のかんばつの被害予想が267,000千を調査する事になつていますが、これだけの被害の対策に充ててこの目の額で適切であるかどうか。この内容の御説明更に2項共進会費の1百借費のうちのその借料及び損料の1,020千計上されておりますが、これはとうぎゆう費の借料となつております。いかなる理由でこのとうぎゆうを借料なされるか。共進会ではどうしてもとうぎゆうが必要であるのかどうか。どういふ理由でこの多額の金を計上してとうぎゆうを借料するか。その理由の御説明願います。

事務課長～御承知の様に会りゆうに林業協会というのがございましてそれによつて毎年みどりのは根の募金運動がなされております。そしてその配分金が募金の60千が還却される額であります。これは組織は市長が支部長というかつこうになつております。それで、それから相當のな

ふうなお答えがあつたし、それから12番さんのものに対しては何かそれと違つた様な程度でありましたので、清掃条例の21条を適用してあの場所は決定されたのですか。

総務課長～16番さんに申上げましたのは市の予定によつて部落で作られた処理場であります。それから12番さんに申上げましたのは市の問題です。

10番～では向うの場所はいわゆる21条によつて指定された場合なんですか

総務課長～21条による指定じゃございません。

10番～これだけ御要望申上げます。いわゆる市全体として非常に汚物処理上に困つておることでございます。よつて早くこの21条を適用なされその場所を設定されて向うは早目に撤去して載く様御要望申上げます。

総務課長～大變立派な御意見だと思つております。場所的には軍用地ではありますけれどもあんまり適当な場所じゃないということは我々も考えておりますが、早急にこれについての努力はして行きたいと思つております。

議長～進行いたします。次は7款に入ります。

1番～産業経済費のどつ化費について費目存置だけになつていますが、これについて御説明願います。それから10目のちくぎゆう奨励費の450\$のその利息の補助となつておりますが、これは予算説明によりますと、前年度の繰越額となつておりますが、どういう理由で繰越しされたのか。本年度はそういう精密な計画はお持になつていないかどうかそれから14目の果じゆう改良増植費の内の内訳の御説明と18目の災害対策費それは本年度のかんばつての被害予想が267,000\$を調査する事になつていますが、これだけの被害の対策に果してこの目の額で適切であるかどうか。この内容の御説明更に2項共進会費の1目需要費の必料の中その借料及び損料の1,020\$計上されておりますが、これはとうぎゆう買の借料となつております。いかなる理由でこのとうぎゆうを借料なされるか。共進会ではどうしてもとうぎゆうが必要であるかどうか。どういう理由でこの多額の金を計上してとうぎゆうを借料するか。その理由の御説明願います。

総務課長～御承知の様に全りゆうに林業協会というのがございましてそれによつて毎年みどりのは根の募金運動がなされております。そしてその配分金が募金の60%が還元される訳であります。これは組織は市長が支部長というかつこうになつております。それで、それから相当のな

え木の配分がございますので、一応それで充分当分はまにあつているという訳で費目存置にした訳でございます。それから10目のこれはいいですか。6目はいいですか。

1 番～6目はいいです。それから後で予算の追加があれば説明してもらいたい。

経済課長～6目では全額考えていません。ぞ

1 番～そうしますとこの60万の還元費はということになりますか。

経済課長～あれは今予算に入れてあります。

1 番～今費目存置にした後で追加更正すると。

経済課長～あれは市の予算を通してでなくて直接政府の方からの事案です。

10目の方は施政方針にも説明されておりますが、従来このウシの増殖をはかるといふ意味で農協から資金を融資しまして、そしてそれに対しまして利子を全額市が補助をしている訳であります。それが過去3ヶ年実施に空いた訳であります。ある程度頭数も増えてまいつて来た訳であります。その頭数の増え方におきましては我々も見てつております所の養ちく戸数の増え方を1番我々としては全額においてこの市補助金を設置した訳であります。3ヶ年の経過をみてみますと頭数そのものは増えておりますけれども、養ちく戸数というものは増えて来ないといふこととていゆる同じ人が頭数を1.2頭、1.1頭のものを2頭に増すと、2頭を3頭に増すとかいう様なことは増えておりませんが、戸数そのものは増えて来ないと、そして今の補助規程からいいますと、1入に対する飼料がございせんので同じ人が沢山用するといふ様な傾向になつております。それでほとんど同定されたので、来々したの、これは一応この補助金は一応の目的を果したの補助規程によりましてウシの補助金は会計年度で打ち切りをさせていただきます。そのウシそのものに對しては過去1ヶ年の補助対象、費格がございませぬ。いゆる63年度において購入補助金を受ける人が1ヶ年に達しなくて、64年度まで持ち越すのがある訳であります。その分は規程に従いまして繰り越して補助金をして締めくりをつけようという考えでこれを計上してございませぬ。

14目の果じゆう改良増殖費であります。その方は市で直接のびよほを持つております。それでこれは土地は小作であります。場所は野がけの方の東側で互野崎と中城の境界の近くにあります。そこで今3ヶ年になります。現会計年度で2ヶ年目になります。大分このミカブのなえ木を買いました。(シークワサーを買いました)それに他の方ブチーとか或はオートとかこういうものの接合を築まして接

え木の配分がございますので、一応それで充分当分はまにあつて
いるという訳で費目存置にした訳でございます。それから10目のこれは
いいですか。6目はいいですか。

1 番～6目はいいです。それから後で予算の追加があれば説明してもらいた
い。

経済課長～6目では全然考えていません。丿

1 番～そうしますとこの60%の還元費はどういうことになりますか。

経済課長～あれは今予算に入れてあります。

1 番～今費目存置にした後で追加更正すると。

経済課長～あれは市の予算を通してでなくて直接政府の方からの事業です。

10目の方は施政方針にも説明されておりましたが、従来このウシの増
殖をはかるといふ意味で農協から資金を融資しまして、そしてそれ
対しまして利子を全額市が補助をしている訳であります。それが過去
3ヶ年実施してまいつた訳であります。ある程度頭数も増えてまいつ
て来た訳であります。その頭数の増え方におきましては我々がくる
つております所の養ちく戸数の増加を1番我々としては念頭において
この市補助金を設置した訳であります。3ヶ年の経過をみてみます
と頭数そのものは増えておりますけれども、養ちく戸数というのは増
えて来ないといふことといわゆる同じ人が頭数を1.2頭・1頭のの
を2頭に増すと、2頭を3頭に増すとかいふ様なことは増えており
ますけれども、戸数そのものは増えて来ないと、そして今の補助規程
からいいますと、1人に対する制限がございせんので同じ人が沢山利
用するといふ様な傾向になつております。それでほとんど固定化され
て来まして、これは一応この補助金は一応の目的を果しましたの
で、次年度からはこれを廃止しようといふ訳であります。しかし補助
金規程によりますとウシの補助金は利子補助金は会計年度で打ち切り
ますけれども、そのウシそのものに対しては前1ヶ年の補助対象、資格
がございます。いわゆる63年度において購入補助金を受ける人が前
1ヶ年に達しなくて、64年度まで持ち越すのがある訳であります。
その分は規程に従いまして継続して補助金をして締めくくりをつけよ
うといふ考えでこれを計上してございます。

14目の果じゆう改良増殖費であります。この方は市で直営のびよ
ほを持つております。それでこれは土地は小作であります。場所は野
だけの方の東側で宜野湾と中城の境界の近くにあります。そこで今3
ヶ年になりますが、現会計年度で2ヶ年目になりますが、大分このミ
カンのなえ木を買ひまして（シークワサーを買ひまして）それに他の
カーブチとか或はオートとかこういうものの接ほを集めまして接

木を経済課の職員と普及員でやつてそして養生して出すつもりで、ミカンを大分養生しております。それからパンセローと又パパヤを種子を買ってまいってパパヤについては一回改良してあります。それから又年々こうブドウを奨励する意味で大分ブドウをさし木しまして又養生して配っております。こういうものの費用でございまして、資金はそのまじようほを管理するためのいわゆる人夫賃になつております。これの算定通額は。

1 番～よろしゆうとございます。

経済課長～いいですか。

じや18日の災害対策費であります。この方はもち論今年の冷害害によります所の農家の損害というのは前に資料を上げました様に260,000多にもものぼるといふ予想をたてておりますが、これは前にも説明した通りキジ以外の作物については、この被害を軽減することはおそらく不可能でございましてキジにつきましては今が生長期であるためにいくらかその損害を軽減出来ると、現在47多の被害をあの資料によつては見積つておりますけれども、これをもつとちぢめて20多内外までは今後の天候如何によつては被害を軽減出来るというふうに考へております。その面につきましては、適当な管理の指導という面とそれから被害ちゆう防除という面で努力すれば充分可能だと思ひます。現在は被害ちゆう防除に職員を毎日従事させている現状であります。それでこれだけの被害に対してそれだけの見合え得るだけの損害の補償という事は市の財源におきまして到底不可能な問題でございまして、それでこれにおいては何が1番どういふ面をいふゆる市としてなすべきかという問題につきましては、いろいろ検討した訳でありまして、特にいもの被害によりまして資料がなくなる事によつて家畜の餌が非常に減つて来るということを先ず1番心配しまして、その面の資料確保という面を一応考へて、その資料購入補助金というものの必要があるんじゃないかと思つて充分いろいろ資料を集めて検討をして見た訳であります。実際問題としてこれを奨励する場合にどうも補助金としてはしようはくし兼ねるといふようなことになりまして、奨励不可能だといふことにはいたつた訳であります。それで方法はいろいろ考へた訳でありますけれども一応農家としては今度かん管によつて沢山こう世任不能の土地が沢山出て来ると、もち論この夏まで右当の面積を夏種に向けますけれども秋作物、いわゆる秋から冬にかけての作物であります所、このホレイシよといふものを沢山作らうとしようによつてある程度食料の確保し料の確保になるんじゃないかといふ面を1番やりやすい方法じゃないかと思つて、この検討をした訳であります。それで農協が毎々種いもの予約注文をしておりますが、その注文の状況を調べてみました所が毎年と何らかわりのない種ない種とをさしやうと思ひましたので、これではやつぱり農家もまだ充分考へてないといふので、それでこの面を補償しようといふ面を考へて、これを200多を納入しまして農家に配布しようといふふうな考へ方を

木を経済課の職員と普及員でやつてそして養生して出すつもりで、ミカンを大分養生しております。それからパンゼローと又パパヤを種子を買ひましてまいてパパヤについては1回改良してあります。それから又年々こうブドウを奨励する意味で大分ブドウをさし木しまして又養生して配っております。こういうものの費用でございまして、賃金はその並びようほを管理するためのいわゆる人夫賃になつております。これの算定基礎は。

1 番～よろしゅうございます。

経済課長～いいですか。

じゃ18日の災害対策費であります。この方はもち論今年の冷害害によります所の農家の損害というのは前に資料を上げました様に260,000\$にもものぼるといふ予想をたてておりますが、これは前にも説明した通りキジ以外の作物については、この被害を軽減することはおそらく不可能でございましてキジにつきましては今が生長期であるためにいくらかその損害を軽減出来ると。現在47%の被害をあの資料によつては見積つておりますけれども、これをもつとちぢめて20%内外までは今後の天候如何によつては被害は軽減出来るというふうに考へております。その面につきましては、適当な管理の指導という面とそれから病害ちゆう防除という面で努力すれば充分可能だと思ひまして、現在は病害ちゆう防除に職員を毎日従事させている様な現状であります。それでこれだけの被害に対してそれだけの見合え得るだけの損害の補償という事は市の財源におきまして到底不可能な問題でございまして、それでこれにおいては何が1番どういふ面をいふゆる市としてなすべきかといふ問題につきましては、いろいろ検討した訳でありまして、特にいもの被害によりまして資料がなくなる事によつて家ちくの頭数が非常に減つて来るといふことを先ず1番心配しまして、その面の資料確保という面を一応考へて、その資料購入補助金といふものの必要があるんじゃないかと思つて充分いろいろ資料も集めて検討をして見た訳であります。実際問題としてこれを突進する場合にどうも補助金としてはしようはくし兼ねるといふうな事になりまして突進不可能だといふことにいたつた訳であります。それで方法はいろいろ考へた訳でありますけれども一応農家としては今度かん害によつて沢山こう植付不能の土地が沢山出て来ると、もち論この夏植えてで相当の面積を夏植に向けますけれども秋作物。いわゆる秋から冬にかけての作物であります。このパレイシよといふものを沢山作らすことによつてある程度食料の確保し料の確保になるんじゃないかといふ面を1番やりやすい方法じゃないかと思つて、この検討をした訳であります。それで農協が毎年種いもの予約注文をしておりますが、その注文の状態を調べてみました所が例年と何らかわりはない様な注文でございましたので、これではやつぱり農家もまだ充分考へてないし又たりないと思ひましてこの面を補きゆうしたいという訳で種いものを500はこを購ひまして農家に配布しようといふうな考へ方で

ございます。その額につきましてはもち論私達としましては今度の
お客に對しましては充分な額でないということは認めております。

1 番～そうすると現在の段階においてはバレイショの購入が1番重要である
という考えのもとにこの例えは種バレイショを購入するにいたしま
しても、500はこ分が計上されておりますが、この額でこの借入を
充たせるかどうか。

経済部長～これは一応作付面積からいいますと現在各農家から注文を受けて
いるのが約1,000はございまして、大体1,000はこ位が例年の裁
ばい量になつておりますので、それに一ぱい半になりますので、大体
その程度しか又畑の関係もありませんので、作付出来ないんじゃないか
と、それ以上になりますと無だも生れて来るんじゃないかと思つて、
大体例年の一ぱい半だという面積で500はこを見積つた訳であります。
それから何か客についてはこの外の面のいわゆる被害管理それによ
つての低減ということは、又外の面で行きたいと思つておられます
ので、共進会の借料及び損料のうち借料の1,000の間の
でございまして、共進会の余興がうち以外にや出来ないという理由の
そういう理由があるのか、という質問でございまして、別にこれは何
もこう東される様な理由はない訳ではあります。しかし共進会の従
来のあり方が過去2、3年においてとうきゆうをやつております。その
前は毎年どこか借金を借りました。ひよう賞授付式を行なつた
訳であります。その場合には余興の福合なんかはこれは問題に関係
したかどうかよく分りませんが、どうも集りが非常に悪いと、
共進会の目的というものが沢山人を衆めて、そしてその共進会の内
容そのものを皆なが知つてもらうことによつて、正常なこの健康心
をかき立てることによつて市の発展をはかるというのが大きな目的
になつておりますので、人が集まらなれば共進会の意味はないんじゃない
かということがいわれまして、前の共進会からよくこういふように
指摘されてとうきゆうでもやれば沢山人が衆つて来るんじゃない
かという様な前共進会の方々からも大分こう指摘を受けて来まして、
それで現在とうきゆうをやつております。それでその現在の反省から
いたしまして別に是非これではいけないかという道徳はない訳であ
りますけれども、共進会の余興としては、沢山人が衆つて来るとい
う意味において適當でないかというふうに考えております。

1 番～この問題につきましては、集まる様にするためにとうきゆうをする
ことによつて人が寄るといふ様な理由でとうきゆうの借料をもうい
ちを計上してあると思つておりますが、しかし本来の共進会の目的から申
しますと、この1,000の余の共進会費の中の借料及び損料として1,020
をこれは半額を上回る数字でございまして、数字的にこの借入を投資
してはならないかという事について、これはどうもよく分らないので
500はこに計上してはならないかという事について、これはどうもよく分ら

ございます。その額につきましてはもち論私達としましても今度のかん害に対しましては充分な額でないということは認めております。

- 1 番～そうすると現在の段階においてはバレイショの購入が1番妥当性であるという考えのもとにこの例えば種バレイショを購入するにいたしましても、500はこ分が計上されておりますが、この額でこの需要を充たせるかどうか。

経済課長～これは一応作付面積からいいますと現在各農家から注文を受けているのが約1,000はございまして、大体1,000はこ位が例年の栽培量になつておりますので、それに一ぱい半になりますので、大体その程度しか又畑の関係もありますので、作付出来ないんじゃないかと、それ以上になりますと無だも生れて来るんじゃないかと思つて、大体例年の一ぱい半だという面積で500はこを見積つた訳であります。それから尚かん害についてはこの外の面のいわゆる被害管理それによつての低減ということは、又外の面をやつて行きたいというふうに考へております。共進会の借料及び損料のウシの借料の1,000 \$の問題でございますが、共進会の余興がウシ以外じゃ出来ないという理由のそういう理由があるのか。という質問でございますが、別にこれは何もう東される様な理由はない訳ではあります。しかし共進会の従来のあり方が過去2ヶ年においてはとうぎゆうをやつております。その前は毎年どこかけき場なんかを借りましてひよう賞授与式を行なつた訳であります。その場合には余興の場合なんかはこれは問題は関係したかどうかよく分かりませんが、どうも集りが非常に悪いと。共進会の目的というものが沢山の人を集めて、そしてその共進会の内容そのものを皆なが知つてもらうことによつて、正常なこの競争心をかき立てることによつて市の産業発展をはかるというのが大きな目的になつておりますので、人が集まらなければ共進会の意味はないんじゃないかということがいわれまして、前の議会からもよくこういうふうに指摘されてとうぎゆうでもやれば沢山人が集つて来るんじゃないかという様な前議会の方々からも大分こう指摘を受けて来まして、それで現在とうぎゆうをやつております。それでその現在の反省からいたしましても別に是非これでなければいかんという理由はない訳でありますけれども、共進会の余興としては、沢山の人が集つて働くという意味において適当でないかというふうに考へております。

- 1 番～この問題につきましては、集まる標にするためにとうぎゆうを催することによつて人が寄るといふ様な理由でとうぎゆうの借料そういう事を計上してあると思うんですが、しかし本来の共進会の目的から申しますと、この1,000 \$余の共進会費の中の借料及び損料として1,000 \$これは半額を上回る数字でございまして、数字的にこの経費を投資

面から考えました場合にとうぎゆうが主であるのか。共進会が主であるのか。全くこの主客が転倒している様な感を受けたいと厚意を以てお出しただけ経費を節約するとうぎゆうが主であるのか。共進会が主であるのか。出ておらず、必ずしもとうぎゆうが主であるのか。共進会が主であるのか。半ば実行化されておらず、むしろこのちく屋の趣旨からはずれた傾向もございまして、その辺をよく研究なさいまして、この問題を巻戻してまいらう。

経済課長～おつしやる点については感達としても充分感じております。

19番～1日は費目存置だと思ひまして、4台分まで書いてありますね。4台分はこれはミスプリントだと思つております。次に講評会、とう業奨励費それから倒産ちゆう防除費、3目とも減額されておるんだが、これは必要額であるのかどうか、それから7目も同じ様に必要額であるのかどうか、それから8目の生涯給費の項で前年度が200千本年度が260千。これは置水器によるかんがい対策費の補助というふうになつておりますけれども、他にまだなかつたかどうか。

議 長～定刻4時であります。全日程がまだ終了しませんので、時間を延長したいと思ひますが、ご賛成をございせんか。

(賛成なしと呼ぶ)

議 長～御賛成がないものと認め、時間を延長することにいたします。

19番～9日ですれ生涯資材購入費でございませうけれども、これは申請されて計上されたのか又すでに購入されておるのか。それから市経費の問題ですが、その管理費の手数料30千とあります。そのじんかい処理まで市がやらなくちやいかないのかどうか。光熱費の150千は街灯と思つておりますけれども、月に10千以上もかかるのかどうか。

経済課長～じやお答えします。1日、2日、3日ですれ、4日まではなつておりますが、1日の方は一応予算の都合もございまして、費目存置にございまして、それから2日これは前工祭の講習会費でありますがいわゆる商店経営の講習会、それから店員の講習会この2階座を計上してありますが、商工会議所も今後出来ることとありませうし、その面は商工祭所でもいくらか取り上げられるんじゃないかと思ひまして減額してあります。それからとう業奨励費の方はこのびようほの目的がいわゆる品種のレタテン管理のホビーで行くというのが目的に

面から考えました場合にとうぎゆうが主であるのか。共進会が主であるのか。全くこの主客が転倒している様な感を受ける訳でございます。従いましてこの面についても執行部として充分検討されて載きまして出来るだけ経費を節約するという見解からご検討をお願いしたいと思っております。必ずしもとうぎゆうでなくてはいかんとする事は考えられない訳でございます。しかも最近のとうぎゆうに至りましては半ば興行化されておまして、むしろこのちく産の奨励になる所か金もうけのために本来のちく産のいわゆる趣旨からはずれた傾向もございまして、その辺をよく研究なさいまして、この問題を善処してもらいたい。

経済課長～おつしやる点については私達としても充分感じております。

19番～1目は費目存置だと思ひまして、4台分まで書いてありますね。4台はこれはミスプリントだと思つております。次に講習会。とう業振興費それから病害ちゆう防除費。3目とも減額されておるのだが、これは必要減であるのかどうか、それから7目も同じ様に必要減であるのかどうか、それから8目の生産施設費の項で前年度が200\$本年度が26\$。これは量水器によるかんがい対策費の補助というふうになつておりますけれども、他にまだなかつたかどうか。

議 長～定刻4時であります。全日程がまだ終了しませんので、時間を延長したいと思ひますが、ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、時間を延長することにいたします。

19番～9目のですね生産資材購入費でございますけれども、これは申請されて計上されたのか又すでに購入されておるのか。それから市場費の問題ですが、その管理費の手数料30\$とあります。そのじんかい処理まで市がやらなくちやいかないのかどうか。光熱費の150\$は街灯と思つておりますけれども、月に10\$以上もかかるのかどうか。

経済課長～じやお答えします。1目。2目。3目です。4目まで減になつておりますが、1目の方は一応予算の都合もございまして、費目存置にしてあります。それから2目。これは商工業の講習会費であります。いわゆる商店経営の講習会、それから店員の訓練講習会この2講座を計画してありますが、商工会議所も今後出来ることとありますし、その面は商工業議所でもいづらか取り上げられるんじゃないかと思ひまして減にしてあります。それからとう業奨励費の方はこのびようほの目的がいわゆる品種のレツテン普通のホセイで行くというのが目的に

なっております、大体標準が3ヶ年更新ということになつておりますので、現在の小作面積からいいますと大体まだ少し多いくらいであります。従来多かつたのはいわゆるキジをとる業を奨励するために単にキジの品種更新だけでなくして、いくらかその種びようを農家に援助するという意味で必要以上に純然たる更新というよりは面積が多かつた訳であります、これを年次的にちく次本来更新のいわゆる判定に戻して行きたいという様な考えで減にしてあります。それから病害ちゆう防除の補助金の減であります、この方は年々農家の農薬購入の需要というのは年を追つて増加して行く様な傾向であります。それで現在までは50%の補助金を出しておりますけれども、次年度当りからは確実に50%多でなくして大体農薬の種類によりまして定額いくらかというふうに農薬ごとに補助金の率を考へて補助額を決めたいと思つております。大体30%程度までに下げたいというふうに考へております。そうすることによつていくらか農家の方も農薬の経済的な使用。そういう様なことも^{養成}出来ぬんじゃないかというふうな考へ方でもあります。それから~~衛生~~予防費の方はこの方はこの方もフタの頭数が大分減つておりますので、一応その必要経費も減るもんだという訳で減額してあります。それから生産施設補助金の方はこれは農家から補助申請によつて予算を計上する様になつておりました、補助申請がこれだけしかございませんでしたので、これだけ計上してあります。補助規程によりまして、申請するようになつておりました、これだけになつております。それから生産資材の方は今後購入するものに対する補助金であります。いわゆる補助申請を5月10日まで申請するものころいうのが該当することになつております。市場費の光熱費の方であります、これは市場内のいわゆる個人の借りている所の中はですね。

19番～街灯だと思ふんですがね。

経済課長～いや、ろろ下の方になつております。中のろろ下の方の電気が市の負担になつております。これは実績であります。大体の負担現在の実績は大體その位に行つておりますので、この現年度の実績を押えてそういうふうにしてあります。少しオーバーしておりますが、訳9%というのが現在の^{大體}の実績になつております。

手数料はこれはですね今度農産市場を仮設することになつておりますので、農産市場になりますと、どうしてもそこには相当な手りが出ると思ひます。屋外でありますので、これは市場使用人が管理する訳にもいけませんので、市でやらなければいかんと思ひましてその手数料を計上してあります。

19番～もう1つですが、8目ですね生産施設々置補助の何んですねけれどもこれはこういつたいいわゆる生産施設を設置することによつて生産の向上が出来るといった様な場所がですね。まだあればこういつた面をよ

く検討し奨助することによつてですね、それだけ生産も向上するんじゃないかとかう考える訳ですね。

経済課長～その面につきましては、我々も特定の人にもたびたびこういう問題は話してある訳でありますけれども、なかなか実際にやりたがらないと又こういうものが知らなくても補助金申請がなされない場合があるかも知れないと思ひまして区長会のたび毎にこういう問題も大体予算の資料は5月10日までそろわなければいかんという訳で補助金の交付申請は5月10日というふうになつております。ほとんどの補助金申請がそれで2～3月頃からは区長会のたび毎にこういう問題は充分に徹底する様にいうておりますけれども。

19番～これはかんがい施設に対する補助ですから、これは当然ふえるべき性質のものだとかう考えますけれども、道に就いている訳です。よろしく御奨励指導並に奨助なさつて欲しい。

5番～4項2目の施設費。この1,532万が農産物集積所に計上されておりますが、先きの臨時議会だつたか定例会で、区農産物を先にやる予定の箇所はいわゆる現在農道が成はその他の排水が工事が必要と思われる場合でも都計上と関連して実施したいから差当り実施しない方が好むというふうな関係者の説明でありましたが、この農産物集積所はどこに設置される予定でありますか。

経済課長～これは市場設置の当初からの予定でありました。

5番～どちらですか。

経済課長～今あの建物の西側。建物の向こう側の広場に

5番～この建物ですか。

経済課長～いや市場の建物。

5番～市場の建物ですか。

経済課長～向こうに予定されておる敷地がある訳です。

5番～これはそすと前の説明と関連して我々は断片的に建設したいと思ひますが、前の排水の場合も結論これは管かつ外ですが、経済課は市当局の方針は都計事業の時に実施する。そこでそれまでに今新しく作つても或排水こうを作つてもその時に又必要がなければ、それだけ無効になるといつた根本説明でありましたが、都計事業に別計開されてゐる大塚名の地区における中央市場あればその時にその市場が設置さ

く検討し奨励することによつてですね、それだけ生産も向上するんじゃないかとかう考える訳ですね。

経済課長～その面につきましては、我々も特定の人にもたびたびこういう問題は話しておる訳でありますけれども、なかなか実際にやりたがらないと又こういうものが知らなくても補助金申請がなされない場合があるかも知れないと思ひまして区長会のたび毎にこういう問題も大体予算の資料は5月10日までにとそろわなげやいかんという訳で補助金の交付申請は5月10日というふうになつております。ほとんどの補助申請がそれで2～3月頃からは区長会のたび毎にこういう問題は充分農家に徹底する様になつておりますけれども。

19番～これはかんがい施設に対する補助ですから、これは当然ふえるべき性質のものだとかう考えますけれども、逆に減つてゐる訳です。よろしく御説明指導並に奨励なさつて載きたい。

5番～4項2目の施設費。この1,532 \$が農産物集積所に計上されておりますが、先きの臨時議会だつたか定例会で、区画整理を先にやる予定の場所はいわゆる現在農道が或はその他の排水が工事が必要と思われる場合でも都計上と関連して実施したいから差当り実施しない方針であるというふうな関係者の説明でありましたが、この農産物集積所はどこに設置される予定でありますか。

経済課長～これは市場設置の当初からの予定でありました。

5番～どちらですか。

経済課長～今あの建物の西側。建物の向こう側の広場に

5番～この建物ですか。

経済課長～いや市場の建物。

5番～市場の建物ですか。

経済課長～向こうに予定されておる敷地がある訳です。

5番～これはそすと前の説明と関連して我々は総括的に審議したいと思ひますが、前の排水の場合もち論これは管かつ外ですが、経済課は市当局の方針は都計事業の時に実施やる。そこでそれまでに今新しくこう作つても或排水こうを作つてもその時に又必要がなければ、それだけ無だになるといつた様な説明でありましたが、都計事業に別計画されている大田名の地域における中央市場あれはその時にその市場が設置さ

れてもこの農産物集積所はやはり必要である訳ですか。

経済課長～ご質問は都計におけるいわゆる公設市場ですか。名称ははつきりおぼえておりませんが、こういう市場が都計上に大規模なものであつても、その農産市場はあれよりは規模はもちろ小さい訳でありまして、さし当り今現在農家が生産している所の農産物が市内には売場がないため、各農家にゴザあたりを持って行って売つていたり、或は中には各農家を回つて小売で売つていたりする様な現状であります。市場を作りまします最初の目的からしまして、こういう様な農家の販売形態をいわずに、是非市内の農家産物又は市外の農産物も集めて集めて卸的にそこで販売をして農家はすぐそこで卸して売つて又自分の生産費に充てさせるといふ様な意味で、これは最初から計画されたものでありまして、最初から農産市場は作られる様に市場計画からされている様なものであります。

5 番～農協は農民の農業の生産に関して購入販売その面でも重要な存在の意識がありますが、この農産物集積所の設置に関しまして農協との関連もありませんか。

経済課長～今の所農協とは関連はございませんが、農協にも一応はこういう話をしてあります。農協の計画としましては、そこを本格的な集積所として、そして下は公設市場にして二階、三階はいわゆる公営住宅とか色々そういうものに向けた方がいいという様な計画という様な農協からいいますと公営かも知れませんが、いわゆる貸家ですか、そういう様なものを農協も考えておつて、敷地を貸してくれということ、上司に組合長から話があつたと思つて、設置の必要の計画とも充分検討する必要があるという訳で、そういう不確実な事は待つた方がよくはないかという訳で、さし当り、これは仮設的に設置をしておきまして、とにかく農家がそこで早急に売場を作りたいというのが、この予算の目的になつております。

5 番～このいわゆる集積所というのはそこに持って来て販売する場所ですが販売する場所である訳ですか、その場合にはそこはそれなりのいわゆる恒久的なものである訳ですか。

経済課長～いやあの建物としましては、ただ日除け程度のものになります。

5 番～ただ場所を築き出せる程度の施設をするという訳ですね。

経済課長～農産物の市場ですね、あの程度のいわゆるどちかというところもありません、ただそういう様な意味はなくて早に日除け程度のものです。

れてもこの農産物集積所はやはり必要である訳ですか。

経済課長～と質問は都計におけるいわゆる公設市場ですか。名称ははつきりおぼえておりませんが、こういう市場が都計上に大目名ですか。設置されるというふうな計画になつておりますけれども、その農産市場はあれよりは規模はもち論小さい訳でありまして、さし当り今現在農家が生産している所の農産物が市内には売つて行く所がないためにコザあたりに持つて行つて売つていたりとか。或は中には各家でいを回つて小売で売つていくという様な現状であります。市場を作りまます最初目的からしまして、こういう様な農家の販売形態ではいわゆる困ると、是非市内の農産物又は市外の農産物も1ヶ所に集めて卸的にそこで販売をして農家はすぐそこで卸で売つて又自分の生産業に従事させると1個1個売りに行く様なその不経済とは改善させる必要がある。という様な意味で、これは最初から計画されたものでありまして、最初から農産市場は作られる様に市場計画からされている様なものであります。

5 番～農協は農民の農業の生産に関して購入販売そういった面で重要な存在の意義がありますが、この農産物集積所の設置に関しまして農協との関連もありますか。

経済課長～今の所農協とは関連はございませんが、農協にも一応はこういう話しはしてあります。農協の計画としましては、そこを本格的な建物にしてまして、そして下はこう農産市場にして二階、三階はいわゆる公営住宅とか色々そういうものに向けた方がいいという様な計画という様な農協からいいますと公営かも知れませんが、いわゆる貸家ですか、そういう様なものを農協も考えておつて、敷地を貸してくれということ、上司に組合長から話しがあつたと思つて、設置の将来の計画とも充分検討する必要があるという訳で、そういう本建物は当分待つた方がよくはないかという訳でかし当り、これは仮設的に設置をしておきまして、とにかく農家がそこで野さいを売りさばく場所を作りたいというのが、この予算の目的になつております。

5 番～このいわゆる集積所というのはそこに持つて来て販売する場所ですが販売する場所である訳ですか、その場合にはそこはそれなりのいわゆる恒久施設となる訳ですか。

経済課長～いやあの建物としましては、ただ日除け程度のものであります。

5 番～ただ場所を集荷出来る程度の施設をするという訳ですね。

経済課長～農連の市場ですね、あの程度のいわゆるどちらかというと再もしない様なそういう様な意味じやなくして単に日除け程度のものです。

5 番～その今農協の考え方である二階云々というのはこれと関連している訳ですか。同じ場所で。

経済課長～市としましてはもち論そういうことまで当然考えなければいけない問題なんです。将来は

5 番～もしそうであれば、この限られた土地は都市地区においてはあくまで上の方に立体的にいわゆる利用価値の面を考えた場合には当局の考えも一理はあると思いますが、こういった面を両方から資金を出し合つて利じゆんは両方とか、そういった様な点を組合長とよく関連した事業でありますから、とにかく全然関係がない行き方をなさらないで、もつとこの合理的なあり方に據つて行く様にこの際要望をしておきます。

11 番～4目の病害ちゆう防除費の補助金の2,000 \$について経済課長さんにお伺いします。これはほとんど農家の方が該当なさると思いますが、補助金の払い出があつた場合には一応調査をしてから補助金を出しておるのか。又調査をしないでこのまますぐ出しておるのか。それからあと1点農薬を支給したらその後施しておるかどうか。調査したことがありますかお伺いいたします。

経済課長～これは別に調査はしておりません。やり方としましてはいわゆる農家の方が経済課に來まして、そして農薬の購入補助金の証明書をくれて、ということになりまして、そうしますとかた一方がいわゆる農協当分の通知みたいのが行く訳であります。いわゆるこれだけこの人は買うから何々を買うからという事で通知になりまして、かた一方は領収書になります。いわゆる補助金の領収書にかた一方はなりましてそれを発行している訳であります。その場合にはその使途についてはそこで口頭で充分いろいろ聞き取りをしております。現地までいつての調査というのはとうてい出来ませんので、何のためにどういふことに使うためにこの農薬を買うかいわゆるどういう病害が発生しているのか一応聞いております。そして中にはその現物を持つて來て我々に見せる場合もあるし、ほとんどがしかし口頭で見えております。それは1日に件数にしますと、これが1ヶ年に約7,000 案件から約10,000\$位になりますので、とうていそれを現地に行つて調査するという様な事は不可能な問題であります。そういうふうな件数が何しろ多いものですから一応聞き取りで農薬の使途の問題。或はその使用法について又面積とその規模、購入数量とのつり合の問題とかこういうものを非常にがみがみといつていい位農家の方からは思われる位聞いておりますけれども、これはしかし適切に補助金を使うという意味からも又農薬の使用法をあまりささないためからもそういう面は少し農家に対しましてはやがましいといわれる様な事もあり得るかも知れませんけれども大分こういう面ではきつくやつております。それで

入して行つて後のこの使用の確證でございませぬけれどもこういうものは別に確證の手段は取つておりませぬけれどもあくまでも、しかし農薬を買う以上はそれ以外には全然使用しないんじゃないかと考えております。

11番～課長さんの前の話では年々農薬の仕入をしておつしやつておりましたが、その農薬は100多本市で使われている様に考えられます。

経済課長～今の問題については私達も充分気をつけております。例えばもち論この場においでになつて農薬を購入される方は市内の人でありますけれども、例えば他市町村の人に頼まれて本市の人が買いに来るといつた様な事もあるかも知りませぬけれども、それについては私達としましてはよくは考へませぬけれども、それでそのために農薬の使用料を償う面がこれが口やかましい程追求しておるために非常にいやな感じをうけられる方々が多いんじゃないかと思つておりますけれども、これははやむおえない。どうしても市の補助金は市内に有効に使われなきやいかんという意味から非常にこれは少し過ぎるくらいやつておりますので、中には非常に感じを悪くした方もおると思ひますが、その面に非常に神経をとがらしておりますけれども、これは全然あり得ない事じゃないかということはおぼろげに思つております。

4番～助役にお伺いします。26,000のこんどのかんがいによる被害額を2割まで軽減するというをいつておりますが、その面はこの費目のどこに表われているのかです。はたしてそれだけの期待ができるかどうか。

助役～ほうふう時の何としても、ほうふうも来なくて雨もそう大してふつていないんだが、しかし管段よりは職員の報告によるとキビなんか相当復活しておるといふ話も聞いて喜んでおりますが、2割にとどめるというのは天候の何でありまして予算で処置しておるといふ意味ではございませぬ。

4番～特に被害の大きいさとうキビのときはこれからの被害管段の面では20多以内で軽減出来るという様な事もありましたが、そうしますとこの予算は逆の方向に私は向つておるんじゃないかと私はこう思つております。3項のとう薬の費用においても220の減になつております。それから7日に関連するかと思ひますが、今度のかんがいによつてブタの頭数が相当に減つておると、その対策としてし料が極端に不足しておると、当面の間はそのし料を確保することにあらんやないことにはつづいておりましたが、これについてどの様な処置を取つてこの予算に組んであるのかです。それからちくぎゆうのでもちくぎゆうの英助費そのもの持ち方において私はある程度の頭数を増すこ

入して行つて後のこの使用の確認でございますけれどもこういうものは別に確認の手段は取っておりませんけれどもあくまでも、しかし農薬を買う以上はそれ以外には全然使用しないんじゃないかと考えております。

11 番～ 課長さんの前の話では年々農薬の仕入をしておつしやつておりましたが、その農薬は100多本市で使用されている様に考えられますが。

経済課長～今の問題については私達も充分気をつけております。例えばもち論こつちにおいてになつて農薬を購入される方は市内の人でありますけれども、例えば他市町村の人に頼まれて本市の人が買いに来るといった様な事もあるかも知りませんが、それについては私達としましてはよくは知りませんが、それでそのために農薬の使用料を使う面積これが口やかましい程追求しておるために非常にいやな感じをうけられる方々が多いんじゃないかと思つておりますけれども、これはやむおえない。どうしても市の補助金は市内に有効に使われなきやいかんという意味から非常にこれは少し過ぎるぐらゐやつておりますので、中には非常に感じを悪くした方もおると思ひますが、その面に非常に神経をとがらしておりますけれども、これは全然あり得ない事じゃないかということとは思つております。

4 番～ 助役にお伺いします。26,000 のこんどのかんがいによる被害額を2割まで軽減するというをいつておりますが、その面はこの費目のどこに表われているのかですね。はたしてそれだけの期待ができるかどうか。

助 役～ ほうふう時の何としても、ほうふうも来なくて雨もそう大してふつていないんだが、しかし普段よりは職員の報告によるとキビなんか相当復活しておるといふ話しも聞いて喜んでおりますですが、2割にとどめるといふのは天候の何でありまして予算で処置しておるといふ意味ではございません。

4 番～ 特に被害の大きいさとうキビのときはこれからの被害管理の面では20多以内に軽減出来るという様な説明でありましたが、そうしますとこの予算は逆の方向に私は向つておるんじゃないかと私はこう思つております。3項のとう薬の振興費においても220多の減になつております。それから7目に関連するかと思ひますが、今度のかんによつてフタの頭数が相当に減つておると、その対策としてし料が極端に不足しておると、当面の問題はそのし料を確保することにあるんだといふことをはつつりいつておりましたが、これについてどの様な処置を取つてこの予算に組んであるのかですね。それからちくぎゆうの面でも大家ちくもかん害によつて減つておるといひますが、このちくぎゆうの奨励費そのものの持ち方において私はある程度の頭数を増すこ

とが可能だということを考えますが、当局としてはどう考えておられるかですね。

経済課長～一応かん容の20多に軽減出米とこの私の前明につてもう
 少し補足は不可能で被管つ可能は去つた決は農業者の明にはおいては後物
 候如何に定する病ちゆる病ちゆる病ちゆる病ちゆる病ちゆる病ちゆる病ちゆる病ちゆる
 除を病ちゆる病ちゆる病ちゆる病ちゆる病ちゆる病ちゆる病ちゆる病ちゆる病ちゆる
 ぞいをうに方
 うもこの新
 の目これと確
 保して従
 りまされ
 せられ
 ばそ
 らま
 分
 れる
 うて
 の他
 利と
 買
 け

～一応かん容の20多に軽減出米とこの私の前明につてもう
 少し補足は不可能で被管つ可能は去つた決は農業者の明にはおいては後物
 候如何に定する病ちゆる病ちゆる病ちゆる病ちゆる病ちゆる病ちゆる病ちゆる病ちゆる
 除を病ちゆる病ちゆる病ちゆる病ちゆる病ちゆる病ちゆる病ちゆる病ちゆる病ちゆる
 ぞいをうに方
 うもこの新
 の目これと確
 保して従
 りまされ
 せられ
 ばそ
 らま
 分
 れる
 うて
 の他
 利と
 買
 け

とが可能だということを考えますが、当局としてはどう考えておられるかですね。

経済課長～一応かん害の20%に軽減出来るという私の前の説明についても少し補足しますが、これは今後の天候如何によつてはキビ以外の作物はもち論これは不可能でありますけれども、キビにおいては今後の天候如何によつては被害管理を充分やることによつて或は病害ちゆう防除を設定することによつて可能性があると説明であります。それで病害ちゆう防除につきましては去つた可決になりました所の追加更正でいわゆる病害ちゆう防除対策としましては農薬の購入をしております。それで現在すでに共同防除を毎日連続して実施中であります。こういうことによつて被害の軽減は2割程度を目標に軽減をして行く様に努力をしたいということでもあります。それから予算において反対の方向といいますが、とう業振興費の場合はこれはいわゆるびようほというものの本質というものは品種のれつ勢をを防ぐためのいわゆる更新の目的であります。それで実際の面積からいいますと、まだ実際はこれは多い位であります。現在のキビ全体の作付面積からいいますと従来多かつたといふのはいわゆるとう業振興奨励の意味で種びよう確保という意味から必要上の面積を持つておつたということでありまして、これを本来のすがたにちく次年次的に下げていくということとは従来の方針でありまして、63年度においても62年度より下げております。これは規定の方針でありまして別にかん害に対する処置がなされてないといふ様なことは全然関係がない問題であります。それからとんえき予防費の場合は頭数を減らす予算想を立てておるといふことはかん害に対する対策はないといふ様な御質問だと思つていますが、それは実際問題として急激にそう頭数をいくら対策を立ててみた所が急にこう増すといふことは不可能な問題でありまして対策の費用の問題にしてしましても、農家自体がどうしてもこのフタのし料というものをイモに求める限りは急激には増えないといふ考えをしておる訳であります。しかしそれゆゑにこれが余剰農産物が入るといふうわさもありますし、そのし料として相当入るといふ予想がありますし、そういうものの農協で一括購入して農家に販賣する様な方式を一応とらせれば出来るんじゃないかと思つていろいろ検討してみた訳であります。その物資がまだいつ入るか分かりませんし、又その物資の内容が分かりませんので、仮にそれがし料として購入して又外のものに転用されるおそれはないかどうか確認はどうするかという問題になつて、とうていこれは実施が不可能であると、これが仮に今出来ております所のフタの粉し料ですね。これを全面的に農家が使用するならばあれを他に転用も出来ないといふ充分出来るが、しかし皆んながそれをばたして利用するかどうか。現在のし料のあの値段からしまして1～2頭の養とんではどうい引き合わない問題でありまして、多頭し育て100頭以上にもなりますと、あの購入し料でも採算が取れる様になりますけれども、今現在どやしなつてゐる様な1～2頭ないし10頭位の

費とんではとうてい又あのし料を買つても引き合わないと、それに対
 して、いくらか補助をしましてもトフトンの結果しか出ないんじ
 ないかとかいう様ないろいろの問題がございまして、相当そこま
 だし料対策という問題までには予算の問題もありませんし、とうてい突
 前可だという様な意味でこれは取り上げることが出来なかつたので
 ありません。それからちくぎの奨励補助金の問題は先き明申し上げてま
 した様に我々がねらっている所の奨励ちくぎ戸数というのが全然増えこ
 ないというこの現実はどうしてもウラを買う戸数というのほほとんど
 固定しているという様なかつこうでありますので、そうなりますと
 専ら同じ人についても同じことを繰り返して補助金を出している様
 になつこうで一部の市民をこれはいわゆる援助している様な結果にな
 りまして、そういう事よりはもつと方向を変えて、新しい方向を見
 出す様にしまして、又沢山のの人々におん意をおぼせざる様にする
 だという意味で今後これは3ヶ年続けてまいりましたので、一応目
 録は具されたもんだという考えに達した訳であります。

4 番～ 只今の説明である程度予算があれば可能だという様なことである
 訳ですね。そうするとこの予算からした場合に、この災害対策費にお
 ぶてられる予算が相当計上されております。只単なる天候如何によつ
 て、最少限度にいく止めるといつた様な天候にあまんじるという事じ
 やなくして、ある程度は施策によつて、この当面の問題を切りぬける
 という様な事が計上されないかどうかですね。私はこの間当政方針の
 時には今年度の政策面において、ある程度可能だと施策如何によつて
 は、その被害額も最少限度にいく止めることが出来るんだという事は
 、そういった様な面が重点的に予算に表われるんだという期待をして
 おつた訳であります。だがしかし残念ながら、その筈が得られなかつ
 ったということになります。この先程の予算があれば、何とかその
 フタの調致でもある程度増せるという様な御説明であるならば、19
 日の購買費の中に車購入費が含まれております。もち論経済課におい
 てはこの必要経費や或は不自由を感じているということとは充分わかつて
 おります。だがしかし自分等の不自由はある程度しのいでも、この大
 きく被害を受けている所の農家に還元すると、或は又少しでもこの被
 害を救つて上げたいといった様なお気持ちがあるならば1ヶ年位は、我
 どもまんしてでも、このし料の購入の補助金だとか、或は買えないフタを
 購入出来ない所はその資金を貸してでもこのフタを買わして我どもを
 させるといった様な配慮がなされなかつたかどうかですね。それにつ
 いてお答え願います。

経済課長～これはいろいろ考え方がございましてしようけれども、今更の
 かん管に對しましても処置としましては、もち論これは農家のそれだけの
 損害を補償するのが最善の方法であり、健全な災害対策だといえる訳
 でありますけれども、これはおそれるだけ考えても不可能な問題で
 あります。それで今受けている損害をいづれかでも被害を軽減させる

養とんではとうてい又あのし料を買つても引き合わないと、それに対して、いくらぬかの補助をしましてもトントンの結果しか出ないんじゃないかという様ないろいろの問題がございまして、相当そこまです料対策という問題までは予算の問題もありますし、とうてい実施不可能だという様な意味でこれは取り上げることは出来なかつたのであります。それからちくぎう奨励補助金の問題は先き説明申し上げました様に我々がねらつてゐる所の養ちく戸数というのが全然増えてこないというこの現実はどうしてもウシを買う戸数というのはほとんど固定化してゐるという様なかつこうでありますので、そうなりますと簡単に同じ人にいつても同じことを繰り返して補助金を出している様なかつこうで一部の市民をこれはいわゆる援助している様な結果になりまして、そういう事よりはもつと方向を変えまして、新しい方向を見出す様にしまして、又沢山の人々におん恵をあずかゝらず様にすべきだという意味で今後これは3ヶ年続けてまいりましたので、一応目的は果されたもんだという考えに達した訳であります。

- 4 番～只今のご説明である程度の予算があれば可能だという様なことである訳ですね。そうするとこの予算からした場合に、この災害対策費にあづかる予算が相当計上されております。只単なる天候如何によつて、最少限度にくい止めるといつた様な天候にあまんじるといふ事じやなくして、ある程度は施策によつて、この当面の問題を切りぬけるという様な事が講じられないかどうかですね。私はこの間施政方針の時には今年度の政策面において、ある程度可能だと施策如何によつては、その被害額も最少限度にくい止めることが出来るんだという事は、そういつた様な面が重点的に予算に表われるんだという期待をしておつた訳であります。だがしかし残念ながら、その答えが得られなかつたということになります。この先程の予算があれば、何とかそのブタの頭致でもある程度増せるといふ様な御説明であるならば、19日の需要費の中に車購入費が組まれております。もち論経済課においてはこの必要性や或は不自由を感じてゐるということは充分わかつております。だがしかし自分等の不自由はある程度しるんども、この大きく被害を受けてゐる所の農家に還元すると、或は又少しでもこの被害を放つて上げたいといふ様なお気持ちがあるならば1ヶ年位は、我まんしてでも、このし料の購入の補助金だとか、或は買えないブタを購入出来ない所はその資金を貸してでもこのブタを買わして養とんをさせるといつた様な配慮がなされなかつたかどうかですね。それについてお答え願います。

経済課長～これはいろいろ考え方がございましてしょうけれども、今度のかん害に対しましても処置としましては、もち論これは農家のそれだけの損害を補償するのが最善の方法であり、完全な災害対策だといえる訳でありますけれども、これはおそらくだれが考えても不可能な問題であります。それで今受けてゐる損害をいくらかでも被害を軽減させる

という、いわゆるこれをいくらかでも回復させるという意味からい
 ならば、早く適切なひばい管理を使用する方が一番今の問題としては
 適切な方法じゃないかところ考へる訳であります。それでいわゆる我
 々が車を欲しいということは、そういう機動力を持つことによつて
 適切なひばい管理の指導も或は今農家のさん布をやつておられます
 もその場合なんか車がない場合には、いわゆる思つた通りの計画
 りの仕事が出来ないと又そこに車を手配してみたりなんかするた
 無だな時間をそこに生ずると、そういうこともありまして、結局今
 現段階において我々としては完全にそういう補償をす金頼がない
 限りはこういう問題でいわゆる指導員によつて損害を軽減した方が
 もつとも効果が上がるという様な見解に立つて車を購入するという考
 え方になつて居る訳であります。

4 番～更に共進会費であります。先程もこのとうぎゆうの持方について
 担当検討されましたが、特に本年度においてはこういった様な非常時
 にありますので、特に農家においては非常に最悪の状況だということ
 であります。その他にもう少し農家に対する救済対策或はいくなり
 でも奨励の方法が考えられないのか。或はこういった様なおまつり
 さわぎによつて農家に与える影響は充分効果をもたらすかどうかで
 ね。それについて。

経済課長～この面につきましては、共進会が単に経済課の共進会だけじゃござ
 いませんし、担当の部面だけではございせんし、総合共進会という
 ことになつておりますので、私が今その見解はちよつと述べるのはど
 うかと思ひますけれども、しばしば各市町村におきましてそういう
 緊急の災害の場合にはそういう業事的なものは停止して、そういう対策
 にむけるという例は沢山あります。それで今後とも天候如何によつては
 そういう事も当然考えられなげやいかんじやないかと私は思つてお
 りますけれども、これは私がはつきり申上げられる問題じやないので、
 以上で説明をおわりたいと思ひます。

助 役～もち論かん害対策の方も必要ではございすが、産業経済の興衰を
 かる上においてはそういう農家の或は生産部門の意欲を高めるという
 観点からしまして、共進会の方が高く評価されて、各市町村において
 毎年々々やられておる事でありまして、又職前からずつとそういうこと
 はやられておる何でございまして、干害対策或は非常対策という面
 からすればそういうことをとりやめるということも一応は理のあるこ
 とではないかと思ひますが、しかしその反面又その償還の
 的は何からして生産のちん気味ない何をこういう機会をもらえて
 をはかるといふ事又一策じやないかという考へを持つておられて
 今の所すぐやめる。どうするといふ事については見解はひかえさせて
 置きたいと思つております。

という、いわゆるこれをいくらかでも回復させるという意味からいうならば、早く適切なひばい管理を使用する方が一番今の問題としては適切な方法じゃないかと思う訳であります。それでいわゆる我々が車を欲しいということは、そういう機動力を持つことによつて適切なひばい管理の指導も或は今農薬のさん布をやつておりますけれどもその場合なんかも車がない場合には、いわゆる思つた通りの計画通りの仕事が出来ないと又そこに車を手配してみたりなんかするために無だな時間をそこに生ずると、そういうこともありまして、結局今の現段階においては我々としては完全にそういう補償をする金額がない限りはこういう問題でいわゆる指導督励によつて損害を軽減した方がもつとも効果が上がるという様な見解に立つて車を購入するという考え方になつている訳であります。

- 4 番～更に共進会費であります、先程もこのとうぎゆうの持方について相当検討されましたが、特に本年度においてはこういつた様な非常時態（非常）にありますが、特に農家においては非常に最悪の状態だということでもあります、その他にもう少し農家に対する救済対策或はいくらなりでも奨励の方法が考えられないのか。或はこういつた様なおまつりさわぎによつて農家に与える影響は充分効果をもたらすかどうかですね。それについて。

経済課長～この面につきましては、共進会が単に経済課の共進会だけじゃございませんし、担当の部面だけではございませんし、総合共進会ということになつておりますので、私が今その見解はちよつと述べるのはどうかと思つておられますけれども、しばしば各市町村におきましてそういう緊急の災害の場合にはそういう業事的なものは中止して、そういう対策にむけるという例は沢山あります。それで今後も天候如何によつてはそういう事も当然考えられなげやいかんじやないかと私は思つておりますけれども、これは私のはつきり申上げられる問題じゃないので、以上で説明をおわりたいと思つてます。

助 役～もち論かん害対策の方も必要ではございますが、産業経済の発展をはかる上においてはそういう農家の或は生産部間の意欲を高めるという趣旨からしまして、共進会の方が高く評価されて、各市町村において毎年々々やられておる事でもあります。又職前からずつとそういうことはやられておる何でございまして、干害対策或は非常対策という面からすればそういうことをとりやめるといふことも一応は理のあることではないかと思つてはございますが、しかしその反面又その恒久的な何からして生産のちん滞気味な何をこういう機会をとらえて振興をはかるという事も又一策じやないかという考えを持つておられて今この所すぐやめる。どうするといふ事については見解はひかえさせて置きたいと思つておられます。

4 番～私がいうのはそのとうぎうだとか、他の共進会ですね。

助 役～とうぎゆうにつきましては、今までの共進会の持ち方からしてどうしても先のちくぎゆうの奨助費の方でも云々されました様に宜野湾の方は職前からウシの内ぎゆうの盛んな所であるし、そういうふうな何からしまして何とかしてこれを職前なみにちくぎゆう村に持つていきたいという何で、村の当時からそういう施策がとられて来た訳でございまして、そのちくぎゆう奨助の面からしましてもうとうぎゆうの方がいいんじゃないかという何で、去年からですかやられておる訳でございまして今後の問題としては、これから研究して行きたいと思っております。

4 番～それから市場費でございます。市場費の維持管理費とですね、収入とのバランスについてお伺いします。もち論この経費の算定はこの敷地料ですね、それから利子その他人件費全部ひつくるめてのこの提案であります。

経済課長～これは今概算しか申上げられませんが、才入の所で大体見積られておりますので、あれをど宛になつて載きたいと思つております。5,126\$が収入の見積りになつております。それから管理費が予算上に表われておりますが、358\$となつております。後ののは施設費でありますので、これは管理費ではございませんで必要経費は358\$。それからこの外に敷地料は市の市有地でございまして、支払いはしてあげませんが、見積りますと大体年1,20\$としました場合に420\$位が敷地料の額だと、大体概算出来ます。それから人件費はつきりこの分に対する人件費がいくらということにはちよつといえませんが、月に30\$位見積りますと360\$という事になりますから、約800\$とそれだけですから1,078\$と500\$が利子だということになりますから1,500\$位が経費だということになると思ひます。

4 番～3,000\$余りの利益があるということになると、独立採算制からいつて充分別途会計にしても行けるかどうかですね。

経済課長～これは別途会計にする必要があるならばもち論しても採算は充分出来ると思ひます。必要性であるのかどうかの問題については私は分りませんけれども。

議 長～置休憩いたします。(午後4時57分)

議 長～再開いたします。(午後5時5分)

4 番～施設費の中の1,636\$の農産物集荷所ですね。これの計画ですねどういった様な計画がなされておるかですね。どの様な施設ですかこれは。

4 番～私がいうのはそのとうぎうだとか。他の共進会のですね。

助 役～とうぎゆうにつきましては、今までの共進会の持ち方からしてどうしても先のちくぎゆうの奨励費の方でも云々されました様に宜野湾の方は職前からウシの肉ぎゆうの盛んな所であるし、そういうふうな何からしまして何とかしてこれを職前なみにちくぎゆう村に持つていきたいという何で、村の当時からそういう施策がとられて来た訳でございまして、そのちくぎゆう奨励の面からしましてもとうぎゆうの方がいいんじゃないかという何で、去年からですかやられておる訳でございまして今後の問題としては、これから考究して行きたいと思っております。

4 番～それから市場費でございます。市場費の維持管理費とですね、収入とのバランスについてお伺いします。もち論この経費の算定はこの敷地料ですね、それから利子その他人件費全部ひつくるめてのこの提案であります。

経済課長～これは今概算しか申上げられませんが、才入の所で大体見積られておりますので、あれを公算になつて載きたいと思つています。5,126 \$が収入の見積りになつております。それから管理費が予算上に表われておりますが、358 \$となつております。後ののは施設費でありますので、これは管理費ではございませんで必要経費は358 \$。それからこの外に敷地料は市の市有地でございますので、支払いはしておりませんが、見積りますと大体年1,20 \$としました場合に420 \$位が敷地料の額だと、大体概算出来ます。それから人件費ははつきりこの分に対する人件費がいくらということにはちよつといえませんが、月々に30 \$位見積りますと360 \$という事になりますから、約800 \$とそれだけですから1,078 \$と500 \$が利子だということになりますから1,500 \$位が経費だということになると思います。

4 番～3,000 \$余りの利益があるということになると、独立採算制からいつて充分別途会計にしても行けるかどうかですね。

経済課長～これは別途会計にする必要があるならばもち論しても採算は充分出来ると思います。必要性であるのかどうかの問題については私は分りませんけれども。

議 長～暫休いたします。(午後4時57分)

議 長～再開いたします。(午後5時5分)

4 番～施設費の中の1,636 \$の農産物集荷所ですね。この計画ですねどういった様な計画がなされておるかですね。どの様な施設ですかこれは。

経済課長～これは現在の建物の西側の広場に木造でいわゆる農産物売りさばく日除け屋根の施設をしようと考えてあります。坪数は30坪の2つ。

4 番～そうすと、これの維持管理ですね。運営費面はどうなるかですね。

経済課長～使用料は無料であります。別に使用料を取ろうというあれじやありません。

3 番～先き一寸話が出ておりましたが、みどりのはねの問題であります。みどりのはね、赤いはね、白いはねといっているいろいろありますが、その面の還元されて来る分があると思いますが、その場合の才入の方はどう取り扱っておるか。

経済課長～あれは市の予算に入っております。

3 番～それは予算のどこに入っておりますか。

経済課長～これはいわゆる経済課の職員が取り扱っております。

3 番～赤いはねはどうですか。

総務課長～赤いはねと白いはねの方は市社会福祉協議会の方に關係しますのでそここれ取り扱っております。

3 番～何かそれにやらねばいかんとか、そういう様な規定がございますか。

総務課長～赤いはねは市社会福祉協議会の芳募金であります。それから今度は白いはねは赤十字社の募金でありますので、いわゆる市町村においては市社協に還元するというようなことでもあります。

3 番～そういう面の収入は一般会計を設けなくちやいかんというのは、特別に指示があつていわゆるそれを置かんで、処理できるということであれば仕方がないが或可その用途についても有効に生かしてもらいたいという意味で私たちも関心をもっておりますので、一つよろしくお願いたします。それから先も何番さんですか質問がございましたが、9月の生産資材購入費の問題であります。先も課長さんから説明がございましたが、申請によつて大体内響を審査しておるというんですが今度私この面の大きな問題を一寸申込者先に対して突撃調査したんですが内容を見た場合にはもう5～6件がすでに買われておると、その中に1つ中古を買つて補助申請しているという様な現状があつて、これによつて予算化されておるが、はたしてそれをそのままやられた場合には、今後の問題も出て来ると思うんですが、事実をよく調査して補助してもらいたいと思います。それから共進会の奨助費のことであ

経済課長～これは現在の建物の西側の広場に木造でいわゆる農産物売りさばく日除け程度の施設をしようと考う考えてあります。坪数は30坪の2つ。

4 番～そうすと、これの維持管理ですね。運営費面はどうなるかですね。

経済課長～使用料は無料であります。別に使用料を取ろうというあれじやありません。

3 番～先き一寸話が出ておりましたが、みどりのはねの問題であります。みどりのはね。赤いはね。白いはねといつていろいろありますが、その面の還元されて来る分があると思ひますが、その場合の才入の方はどう取り扱つておるか。

経済課長～あれは市の予算に入つております。

3 番～それは予算のどこに入つておりますか。

経済課長～これはいわゆる経済課の職員が取り扱ひしております。

3 番～赤いはねはどうですか。

総務課長～赤いはねと白いはねの方は市社会福祉協議会の方に関係しますのでそれ取り扱つております。

3 番～何かそれにやらねばいかんとか、そういう様な規定がございますか。

総務課長～赤いはねは神福社会福祉協議会の方募金であります。それから今度は白いはねは赤十字社の募金でありますので、いわゆる市町村においては市社協に還元するというようなことであります。

3 番～そういう面の収入は一般会計を設けなくちやいかんというのは、特別に指示があつていわゆるそれを置かんで、処理できるということであれば仕方がないが成可くその用途についても有効に生かしてもらいたいという意味で私たちも関心をもつておりますので、1つよろしくお願ひいたします。それから先も何番さんですか質問がありましたが、9目の生産資材購入費の問題であります。先も課長さんから説明がありました。申請によつて大体内容を審査しておるというんですが今度私この面の大きな問題を一寸申込者先に対して実態調査したんですが内容を見た場合にはもう5～6件がすでに買われておると、その中に1つ中古を買つて補助申請しているという様な現状があつて、これによつて予算化されておるが、はたしてそれをそのままやられた場合には、今後の問題も出て来ると思ふんですが、事実をよく調査して補助してもらいたいと思ひます。それから共進会の奨励費のことであ

りますが、これは608もですか。計上されておる様であります、元の5月の臨時議会にこの改編の答申をやつて、新しい施政方針の中にも次年度からその区分でやるというふうになつています。そういう面ですべてそれを対象にして計上されておるのか。

経済課長～それは未編行政のこの機構改革の問題がございましてけれども、その時期がすぐ新年度からは満足出来ないという様な状況になつてしまひましてそれで補助の申請は大体5月10日までに申請しなけれやいかないというふうになつておりますために、現在の機構で現在の各区からの補助申請になつておりますので、これが突進の段階になりますと、変更を余儀なくされるんじゃないかと思つております。それで今申請が出ておりますのは嘉敷と突に屋の外は全部第2工部局申請が出ております。

3 番～課長さんは答申案はよく見られて、これはやつておる訳ですね。只市長の施政方針もよく見られての検討の上ということですね。

経済課長～補助申請が今年の5月になつておりますので、補助申請に基づいて計上してあります。

3 番～もう1点だけ市場の件であります、これは条例によりまして運営されていくかどうかですね。話に聞いたら我々の市場を作つた場合には市内では小さい資本でもつてこの大資本家にいわゆる店を建てたいんだが資本がないから出来ないとか。そういう面も入れたいという様なこともあつたと思つてますが、話に聞いたら申込はやつても何か資金が少ないからというので、店を出すことが出来ないという事情があるというふうなことを聞いているんですが、果して条例によつて運営されているかどうかですね。市場の組合長によつて、その権限が与えられているのか。その辺を御説明下さい。

経済課長～この問題については、御説明申し上げます。もち論この運営規則、条例によりましてもち論この使用の申込が出来る様になつております。それでその使用者の認定は市長がなすべき様になつていましてけれどもこの問題につきましては、今迄の問題が市場のそこに組合がございまして。組合が今後その組合が申出がございまして今後その市場をほんとうに発展させるためには、ある程度そとで相事も出来るような人。そういう人々が集つて来ない限り全部ほろびてしまふんだとこういう様な観点からどうしても使用者のその受け入れについては予め我々にも共に又今後協力してやつて行ける様な人であるかどうかとも又その人が果してそういう能力を備わっているかどうか一応我々にも検討させてくれと、こういう様な申出があつた訳であります。それで条例、規則にはそういう事がないので、条例、規則的にはそういう事を認める取組にはいけないけれども、組合の発展を願うという意味の協力的立場

りますが、これは608 \$ですか。計上されておる様であります。先
の5月の臨時議会にこの改編の答申をやつて、新しい施政方針の中
にも次年度からその区分でやるというふうになつています。そ
ういう面でそれを対象にして計上されておるのか。

経済課長～それは末端行政のこの機構改革の問題がござい
ますけれども、その時期がすぐ新年度からは完足出来な
いという様な実状になつてしまつてそれで補助の申請は
大体5月10日までに申請しなければいけないというふう
になつておりますために、現在の機構で現在の各区から
の補助申請になつておりますので、これが実施の段階にな
りますと、変更を余儀なくされるんじゃないかと思つてお
ります。それで今申請が出ておりますのは嘉敷と安に屋の
外は全部落21部落申請が出ております。

3 番～課長さんは答申案はよく見られて、これはやつて
おる訳ですね。只市長の施政方針もよく見られての検討
の上ということですね。

経済課長～補助申請が今年5月になつておりますので、
補助申請に基づいて計上してあります。

3 番～もう1点だけ市場の件であります。これは条例
によりまして運営されているかどうかですね。話に聞いたら
我々の市場を作つた場合には市内では小さい資本でも
つてこの大資本家にいわれる店を建てたいんだが資本
がないから出来ないとか。そういう面も入れたいとい
う様なこともあつたと思うんですが、話に聞いたら申
込はやつても何か資金が少ないからというので、店を
出すことが出来ないという事情があるというふうな
ことを聞いているんですが、果して条例によつて運
営されているかどうかですね。市場の組合長によつて、
その権限が与えられているのか。その辺を御説明下
さい。

経済課長～この問題については、御説明申し上げます。もち
論この運営規則・条例によりましてもち論この使用の申
込が出せる様になつております。それでその使用者の
認定は市長がなすべき様になつてはおりますけれども
この問題につきましては、今先の問題が市場のそこに
組合がございまして。組合が今後その組合が申出が
ありまして今後その市場をほんとうに発展させるた
めには、ある程度そこで相当事業も出来るような人。
そういう人々が集つて来ない限り全部ほろびてしま
うんだとこういう様な観点からどうしても使用者の
その受け入れについては予め我々にも共に又今後協
力してやつて行ける様な人であるかどうか又その人
が果してそういう能力を備わつておるかどうかも一
応我々にも検討させてくれと、こういう様な申出があ
つた訳であります。それで条例・規則にはそういう事
がないので、条例原則的にはそういう事を認める訳
にはいけないけれども、組合の発展を願うという意味
の協力的立場

からならば市としてもこれはいいんじゃないかと、こういう事を申し上げた訳であります。それで今受け入れにつきましては、そういうふうに組合の方で相当いろいろ費用の問題とか、その業主の問題とか検討しておる訳であります。それがあんまり過ぎるともろいかならないかと思いますが、ある程度の事は必要じゃないかと、いわゆる市場そのものが単に経済的な問題じゃなくして市のいわゆる財源を確保するという様な意味もありますので、ある程度はやむをえないかというふうな考え方でおる訳であります。

3 番～市に借入を申込んで折わたた件数が何件あるかですね。現在控えている件数が何件あるか。

1 8 番 現在かん害に対する予想に立つて現在の生産物がかり入れる時期になつてのたいまんが相当されている訳ですが、そこで各市町村においても、災害対策の委員会なり或はこれを作りまして、それに対する措置がなされつつあるということではありますが、本市におきまして予算編成において、そういった所の配慮があつたかと思つておるんですが、特に産業経済費の中でかん害に対する予算裏付としての配慮したことについて御説明願います。

経済課長～これは64年度の予算においては、いわゆるばれい曇の種びよう確保の面の2,200万は予算措置はされております。それから去つた追加更正で病害ちゆう対策と種びよう確保でかん水の経費が計上されております。それから今後第2期作の種もみの確保がありますが、これは政府補助もございまして、額もはつきりしませんので追加更正を是非やりたいというふうに思つております。今経済課の担当としては再生産に要する対策が我々の担当だという考えで考えております。

1 8 番～新年度においてじやがいの補助金は費目はあるが実際にやつたかどうか。

経済課長～前年度は別にじやがいという訳じゃなくして災害対策の費目容置をしております。現年度においては別に支出しておりません。

1 8 番～先程の答弁の中に農薬かれこれは、現在まで一律50%補助ですか。今度50%以内の枠でやるというふうな農薬によつてですね、というふうな答弁でありましたが、むしろこういう場合においてですね、もつと増額して助成されるべきだということが考えられるが、その辺についての見解ですね。
もう一つちくぎゆうの補助金。これは現在まで続いた分を計上したんだと、これから対処する考えだという様な説明でありましたが、理直としてはある一定の人が2～3割も借りて、こうなると特定の人に補

からならば市としてもこれはいいんじゃないかと、こういう事を申し上げた訳であります。それで今受け入れにつきましては、そういうふうに組合の方で相当いろいろ使用費の問題とか、その業主の問題とか検討しておる訳であります。それがあんまり過ぎるともち論いかないと思いますが、ある程度の事は必要じゃないかと、いわゆる市場そのものが単に救済的な問題じゃなくして市のいわゆる財源を確保するという様な意味もありますので、ある程度はやむをえないかというふうな考え方でおる訳であります。

3 番～市に借用を申込んで断わらわた件数が何件あるかですね。現在空いている件数が何件あるか。

1 8 番 現在かん害に対する予想に立つて現在の生産物がかり入れる時期になつてのたいまんが相当されている訳ですが、そこで各市町村においても、災害対策の委員会なり或はこれを作りまして、それに対する措置がなされつつあるということではありますが、本市におきまして予算編成において、そういった所の配慮があつたかと思うんですが、特に産業経済費の中でかん害に対する予算裏付としての配慮したことについて御説明願います。

経済課長～これは64年度の予算においては、いわゆるばれい暑の種びよう確保の面の2,200 \$は予算措置はされております。それから去つた追加更正で病害ちゆう対策と種びよう確保でかん水の経費が計上されております。それから今後第2期作の種もみの確保がありますが、これは政府補助もございまして、頼もはつきりしませんので追加更正を是非やりたいというふうに思っております。今経済課の担当としては再生産に要する対策が我々の担当だという考えで考えております。

1 8 番～新年度においてじがいの補助金は費目はあるが実際にやつたかどうか。

経済課長～前年度は別にじがいのという訳じゃなくして災害対策の費目存置をしております。現年度においては別に支出してありません。

1 8 番～先程の答弁の中に農業かれこれは、現在までは一律50%補助ですか今度は50%以内の枠でやるというふうな農業によつてですね。というふうな答弁でありましたが、むしろこういう場合においてですね。もつと増額して助成されるべきだということが考えられるが、その辺についての見解ですね。

もう一つちくぎゆうの補助金。これは現在まで続いた分を計上したんだと、これから対処する考えだという様な説明でありましたが、理由としてはある一定の人が2～3回も借りて、こうなると特定の人に補

助した様な形になるというふうな事でありましたが、むしろ有機肥料を作るにおいても大家ちくの奨励をして、そういうことも出きと申すんですが、もしそういった様な一人においてですね2~3回も借りて単なる特定のみに補助したということであればですね、そういった所は是正して、今度のかん冷害による所の1つの救済対策として、そういった所も継続してしかるべきだというふうな考えに違ふんですが、これに対する当局の見解ですね、それからもう1つ市の共同防除ですね、共同防除においては薬品が全部市負担というふうな事になっておるが、この予算面にはどこにあるかですね、農薬補助の中からその農薬から出しているのが別に市独自のですね、農薬というふうにあるかどうかですね、その点についてお伺いいたします。

経済課長～第1点の冷かん害によりまして農家の経済がいわゆる収入が少なくなつて非常に難しくなるにかかわらず補助金が率が下げられるということにつきましては、私も同感と思つております。増すべきであつて減らすべきではないという考えであります。しかし今度の場合は去つた追加更正1,100~~0~~余りの農薬を買つて一応はキジの共同防除は全部一さいにやる計画をしておりますので、突貫上においては、あれを考えれば相当の量になる訳であります。もちろん補助率については、下げるべきではないと思つております。これは予算さえ許せば減らすべきでないという考えであります。それからウシの購入資金の利子補助金であります。これは今この補助金がなくなつたからといつて決して今のウシの頭数が減るといふ心配は私は全然ないと思つております。何故かと申し上げますと、これはすでに敷~~に~~にわたつての補助金をもらつて、そして頭数はずつとやになつておる人々であります。それから今まで全然新しい人がこう生れてこなかつたという事から見てもウシを買う人は固定化しておるとこういう様に考えておりますので、大体現状維持は出来てもあつても現状維持はおるか増える事はあつても、減らないと思つております。それから資金については別に農協も資金を貸付しないという訳ではありませんし、資金はどんどん従前以上に貸付けをして行きたいと農協長もはつきりいつておりますので、その面は心配はないというふうに考えております。もう一点は共同防除の農薬は費目は3目の消耗品費であります。

15番～4目の所でございますが、先きの市場管理の問題でございますが、これは市場組合がある訳ですか、それはもち論規程の受入者に問題があると願いますけれども、条例によつて運営されるべきであつて組合自体が規程をつくつてどうするといふことはいかないんじゃないかと思つてますが、その点について御説明願ひたい。

経済課長～組合の規程というより、一応審査して協力させるという意味です。即ち適当な人を協定するために組合が協力して、今後市場が発展する様に充分能力があり協力的な人を受け入れるために我々との協定に協

助した様な形になるというふうな事でありましたが、むしろ有機肥料を作るにおいても大家ちくの奨励をして、そういうことも出きると思うんですが、もしそういった様な一人においてですね2~3回も借りて単なる特定の人に補助したということであればですね。そういった所は是正して、今度のかん冷害による所の1つの救済対策として、そういった所も継続してしかるべきだというふうに考えに達するんだが、これに対する当局の見解ですね。それからもう1つ市の共同防除ですね。共同防除においては農薬が全部市負担というふうな事になっておるが、この予算面にはどこにあるかですね。農薬補助の中からその農薬から出しているのが別に市独自のですね。農薬というふうにあるのかどうかですね、その点についてお伺いいたします。

経済課長～第1点の冷かん害によりまして農家の経済がいわゆる収入が少なくなつて非常に難しくなるにかかわらず補助金が率が下げられるということにつきましては、私も同感とは思つております。増すべきであつて減らすべきではないという考えであります。しかし今度の場合は去つた追加更正1,1000\$余りの農薬を買つて一応はキジの共同防除は全部一さいにやる計画をしておりますので、実質上においては、あれを考えれば相当の量になる訳であります。もちろん補助率については、下げるべきではないとは思つております。これは予算さえ許せば減らすべきでないという考えであります。それからウシの購入資金の利子補助金であります。これは今この補助金がなくなつたからといつて決して今のウシの頭数が減るといふ心配は私は全然ないと思つております。何故かと申し上げますと、これはすでに数頭にわたつての補助金をもらつて、そして頭数はずつとやしなつておる人々であります。それから今まで全然新しい人がころ生れてこなかつたという事から見てもウシを買う人は固定化しておるといふ様に考えておりますので、大体现状維持は出来てもああ現状維持はおろか増える事はあつても、減らないと思つております。それから資金については別に農協も資金を貸付しないという訳ではありませんし、資金はどンドン従前以上に貸付けをして行きたいと農協長もはつきりいつておりますので、その面は心配はないというふうに考えております。もう一点は共同防除の農薬は費目は3目の消耗品費であります。

15番～4目の所ですが、先きの市場管理の問題であります。これは市場組合がある訳ですか。それはもち論規程の受入者に問題があると思ひますけれども、条例によつて運営されるべきであつて組合自体が規程をつくつてどうするといふことはいかないんじゃないかと思ひますが、その点について御説明願ひたい。

経済課長～組合の規程というより、一応審査して協力させるという意味です。即ち適当な人を選定するために組合が協力して、今後市場が発展する様に充分能力があり協力的な人を受け入れるために我々との選定に協

力したいという様な意味からの申出があつた訳でありまして、この面の協力をお願いする訳であります。

15番～そうすると、結局この組合が例えば推薦したり何かしている様なかつどうですか。推薦されない場合に仮に充分敷地料もあつて、こういつた様な人達でも推薦されない場合には出来ないとか。そういった様な現状はありますか。

経済課長～そういうことはないと思います。別に組合としましても、人の好悪を考えている訳じやございませんので、人の人物何か問題じやなくして、いわゆるその資金があつてですね。そして充分この市場がお客を寄せる様に協力。いわゆる能力発揮出来る様な人を受け入れたいというのが本ずじであります。

15番～御要請申上げます。当然これは市が運営管理方面に当るべきであつて単に組合だけにまかしきらないで、充分部長がない様にやつてもらいたい。

経済課長～もし組合がですね、特定の人を今までの何かのつながりで感情的に拒否する様な例があるならば、私達としましても充分そこは監督し又申入れたいと思つております。

15番～それから6目の方でございますが、これは今までは全部申請数によつてなされておる訳ですか。これは大体で結構ですから、その資料の値段はわかりませんか。

経済課長～これはいろいろ沢山ございます。このふんむ器も沢山種類がありまして水平高圧が予定値段が56\$になつております。それから巻開式の中型のふんむ器が20\$。それから丸中式が23\$。かたかきが10\$50セント。これは全部その申請者の選定によつてやつている訳であります。それからさん器がはいのう式でこれは26\$と15\$のと出ております。それからミット器は150\$。すきが28\$。それからそのスキと同じ様な清器といたのがあります。これはキジのですね。植えみぞを掘るものですが。これが25\$。それからとう炭計(ブリックス計)が19\$。耕うん機の方は沢山種類がございまして全部値段が違います。

15番～別にしてもそんなに高くはないんですが、申請数がこれだけというのは何か原因がありますか。

経済課長～この補助申請は規程を設けまして充分審査検討しております。そしてその面については部長さん方もお分りになつておりますし、又農家自体におきまして充分お分りになつているんじゃないかと思ひます。

力したいという様な意味からの申出があつた訳でありまして、この面の協力をお願いする訳であります。

15番～そうすると、結局この組合が例えば推薦したり何かしている様なかつこうですか。推薦されない場合に仮に充分敷地料もあつて、こういう様な人達でも推薦されない場合には出来ないとか。そういう様な現状はありますか。

経済課長～そういうことはないと思います。別に組合としましても、人の好悪を考えている訳じやございませんので、人の人物何か問題じやなくして、いわゆるその資金があつてですね。そして充分この市場がお客を寄せる様に協力。いわゆる能力發揮出来る様な人を受け入れたいというのが本すじであります。

15番～御要望申し上げます。当然これは市が運営管理方面に当るべきであつて単に組合だけにまかしきらないで、充分落度がない様にやつてもらいたい。

経済課長～もし組合がですね、特定の人を今までの何かのつながりで感情的に拒否する様な例があるならば、私達としましても充分そこは監督し又申入れたいと思っております。

15番～それから6目の方でございますが、これは今までは全部申請数によつてなされておる訳ですか。これは大体で結構ですから、その資料の値段はわかりませんか。

経済課長～これはいろいろ沢山ございます。このふんむ器も沢山種類がありまして水平高圧が予定価額が56\$になつております。それから発田式の中型のふんむ器が20\$。それから丸中式が23\$。かたかきが\$50セント。これは全部その申請者の選定によつてやつている訳であります。それからさん粉器がはいのう式でこれは26\$と15\$のと出ております。それからミット器は150\$。すきが28\$。それからそのスキと同じ様な清堀器というのがあります。これはキジのですね。植えみぞを廻るものですが、これが25\$。それからとう度計(ブリックス計)が19\$、耕うん機の方は沢山種類がございまして全部値段が違います。

15番～額にしてもそんなに高くはないんですが、申請数がこれだけというのは何か原因がありますか。

経済課長～この補助申請は規程を設けまして充分審査検討しております。そしてその面については区長さん方もお分りになつておりますし、又農家自体におきまして充分お分りになつているんじゃないかと思ひます。

12番～11目の商工業奨励費であります。商工会所にいくらの奨励金を掲げておりますか。又それから米りゆう親善にいくらか。それから街灯設置にいくらか。それぞれどこですか。それをお伺いします。

もう1点商工業の奨励費はこれだけ。沢山のほう大な奨励金を出しているのに第1次産業である所の農業生産施設に、~~大~~つた2600を百分の1にもたりない費目。置的額でございませう。今年の冬の農作かん害です。ね、又最近のかんばつ。こういふものについて農村は非常にきゆうきゆうしております。当用としては今後第1次産業をますます育成。発展させて行くためには。只単なる用水池だけに補助するのみでなく、日本本土においては。ビニールとかいろいろ野さいにおう資材を使つて。農家の生産力を向上しております。ビニール製品など。或は農耕地から出る所の水。灌地から出る所の水を池を作つてためて、そして干害用水に備用させるといふような所も。1つの生産施設とすべきじゃないかと私は考えます。その面については是非当局としても。もつとその面に力を入れてもらいたいと。要望申し上げます。先ず最初に何故これだけの少額を計上したかについて。お答え願ひます。

経済課長～額の比較の面でございますが、これはこの項目はどちらも補助規程によつて補助申請によつて予算は計上されたものであります。補助申請によつていわれるところが。見込みで計上したものでなくして、補助申請によつて計上された額でございます。

12番～農家ではこの点について。成る程度分つておりますか。

経済課長～充分分つていると思ひます。それは本年度だけの問題ではなくして。毎年こういふやんと。規程にもうたわれておるし、又区長さん方も又充分知つておるものであります。だからいわれるそれだけ農家が関心を持つてないということであつて、別にこちらが額をこの必要性がないと下げたという意味じゃない訳です。それから額の問題でしたが、商工さいに1,901、それから米りゆう親善に494、それから街灯設置に229、なつております。それから300が公設市場の入口の表示門です。門になつております。公設市場の宣伝費です。

16番～商工会議所の育成は大変結構だと思ひますが、商工会議所自体において規程で設けた期限内に出されたかどうか。

経済課長～補助申請ですか。お答えいたします。今まで商工会議所が大分おくれましたが、今回の場合はやむをえなかつたというふうにお考へております。

16番～じや何時ごろ出されましたか。

経済課長～受付はつきおほえておりませんが、5月29日頃だつたと思つて。

12番～11目の商工業奨励費であります。商工会所にいくらの奨励金を掲げておりますか。又それから米りゆう親善にいくらか。それから街灯設置にいかほどそれがどこですか。それをお伺いします。

もう1点商工業の奨励費はこれだけ沢山のほう大な奨励金を出しているのに第1次産業である所の農業生産施設にたつた26%百分の1にもたりない費目存置的な額でございます。今年の冬の興状かん管です。ね、又最近のかんぽつこういふものについて農村は非常にきゆうきゆうしております。当局としては今後第1次産業をますます育成発展させて行くためには只単なる用水池だけに補助するのみでなく、日本本土においてはビニールとかいろいろ野さいにおう資材を使つて農家の生産力を向上しております。ビニール製品など或は農耕地から出る所の水源池から出る所の水を池を作つてためて、そして干害用水に使用させるといふような所も1つの生産施設とすべきじやないかと私は考えます。その面については是非当局としてももつとその面に力を入れてもらいたいと要望申し上げます。先ず最初に何故これだけの少額を計上したかについてお答え願います。

経済課長～額の比較の面でございますが、これはこの項目はどちらも補助規程によつて補助申請によつて予算は計上されたものであります。補助申請によつていわゆるこちらが見込みで計上したものでなくして、補助申請によつて計上された額でございます。

12番～農家ではこの点について或る程度分つておりますか。

経済課長～充分分つていると思ひます。それは本年度だけの問題ではなくして毎年こううちやんと規程にもうたわれておるし、又区長さん方も又充分知つておるものであります。だからいわゆるそれだけ農家が関心を持つてないということであつて、別にこちらが額をこの必要性がないと下げたという意味じやない訳です。それから額の問題でしたが、商工業さいに1,901\$。それから米りゆう親善に494\$。それから街灯設置に229\$になつております。それから300\$が公設市場の入口の表示門です。門になつております。公設市場の宣伝費です。

16番～商工会議所の育成は大変結構だと思ひますが、商工会議所自体において規程で設けた期限内に出されたかどうか。

経済課長～補助申請ですか。お答えいたします。今まで商工会議所が大分おくれましたが、今回の場合はやむをえなかつたというふうに考えております。

16番～じや何時ごろ出されましたか。

経済課長～受付ははつきおぼえておりませんが、5月29日頃だつたと思つて

おります。大体月末であります。

16番～そうした場合には商工会として、その事業を遂行する場合においては商工会員自体の会費の徴収によつて補助額以外をまかなうことになっておるんですか。この予算見積についてはどういふふうに出されておりますか。

経済課長～これの見積はまだ出されておりません。

16番～出されてない、それが出されてないのに予算に計上するということはありませんか。

経済課長～金額補助じゃないので、結局市が補助する以外は館庫費は当然持つものだという考えであります。

16番～奨励金交付補助金規程の中に商工会をもつて事業資金に充当する場合云々がありますが、

経済課長～あれは街灯設置の場合であります。

16番～そういうふうな事業計画見積というものは出さないで予算に計上できるんですか。

経済課長～商工会議所の場合はそういう見積はまだ事務局が出来ておりませんので。

16番～ということは、はつきりした算定の基礎は出来てないと受け取つていい訳でしょう。

経済課長～商工会議所自体の事業の場合には、その都度市の予算でやつております。

16番～それから規程の以外に米りゆう親善行事費というのに対して、どういふふうな規程を適用して計上されたかですね。

経済課長～これは商工まつりの中に計画される米りゆう親善行事という意味であります。

16番～そうなりますと、当然商工会自体の事業の中じやございせんか。

経済課長～商工会員の事業でございます。

おります。大体月末であります。

16番～そうした場合には商工会として、その事業を遂行する場合においては商工会員自体の会費の徴収によつて補助額以外をまかなうことになつておるんですか。この予算見積についてはどういうふうに出されておりますか。

経済課長～この見積はまだ出されておられません。

16番～出されてない、それが出されてないのに予算に計上するということがあり得ないと思いますが、

経済課長～全額補助じゃないので、結局市が補助する以上は態様費は当然持つものだという考えであります。

16番～奨励金交付補助金規程の中に商工会をもつて事業資金に充当する場合云々がありますが、

経済課長～あれは街灯設置の場合であります。

16番～そういうふうな事業計画見積というのは出さないで予算に計上出来る訳ですか。

経済課長～商工会議所の場合はそういう見積はまだ事務局が出来ておりませんので。

16番～ということは、はつきりした算定の基礎は出来てないと受け取つていい訳でしょう。

経済課長～商工会議所自体の事業の場合には、その都度市の予算でやつております。

16番～それから規程の以外に米りゆう親善行事費というのに対して、どういふふうな規程を適用して計上されたかですね。

経済課長～これは商工まつりの中に計画される米りゆう親善行事という意味であります。

16番～そうなりますと、当然商工会自体の事業の中じやございせんか。

経済課長～商工会員の事業でございます。

16番～商工会議所の事業，商工まつりと米りゆう親善行事と2つ別個にやるわけですか。

経済課長～定期的に2回に分けてやるために，こういう具名前を変えただけであります。

16番～じや商工会議所の事業の中という訳じやございませんね。

経済課長～はい，そういう意味です。

4番～施設費の中の車購入費であります。2,150\$。この車の種類ですね。どういった様なものを想定しておるか。或は購入して後の燃料費はどういうふうに算定しておるか。

経済課長～車は日産のピックアップです。

4番～いくらですか。

経済課長～1,800\$です。

4番～そうしたら2,100\$というのは何ですか。

経済課長～あれは改造費が300\$です。荷物台の改造費ですね。人員運送出来るような施設をするという意味です。

4番～この荷物台の改造ですね。あれは300\$かかりますか。

経済課長～350\$かかります。

4番～車の代価が1,800\$ですね。

経済課長～それから燃料費の場合は，まだ使用の経験がなく専門の方から聞いて，これを計上してあります。

だから1日何キロ使っているかという，はつきりした数量はいえないのであります。

4番～現在経済課において，車の使用度はどの位であるのかですね。或は車を使った経費はいくらになっているのか。

経済課長～経費は別に。

4番～年間大休車の利用率，使用度ですね，使用度合これほどの位ですか。

経済課長～使用度というのは，使用回数という意味ですか。

16番～商工会議所の事業，商工まつりと米りゆう親善行事と2つ別個にやるわけですか。

経済課長～時期的に2回に分けてやるために，こういう只名前を要えただけであります。

16番～じや商工会議所の事業の中という訳じやございせんね。

経済課長～はい。そういう意味です。

4番～施設費の中の車購入費であります。2,150\$。この車の種類ですね。どういつた様なものを想定しておくか。或は購入して後の燃料費はどういうふうに算定しておくか。

経済課長～車は日産のピックアップです。

4番～いくらですか。

経済課長～1,800\$です。

4番～そうしたら2,100\$というのは何ですか。

経済課長～あれは改造費が300\$です。荷物合の改造費ですね。人員運送出来るような施設をするという意味です。

4番～この荷物合の改造ですね。あれは300\$かかりますか。

経済課長～350\$かかります。

4番～車の代価が1,800\$ですね。

経済課長～それから燃料費の場合は，まだ使用の経験がなく専門の方から聞いて，これを計上してあります。だから1日何ガロン使っているかという，はつきりした数量はいえないのであります。

4番～現在経済課において，車の使用度はどの位であるのかですね。或は車を使つた経費はいくらになつているのか。

経済課長～経費は別に。

4番～年間大体車の耐用度，使用度ですね。耐用度合これはどの位ですか。

経済課長～使用度というのは，使用回数という意味ですか。

4 番～その実績はどうなっておりますか。

経済課長～実績は借れる場合と借りられない場合がありますが、1週間に1～2回位です。

4 番～それからその予算から先にも甲上げました様に、干害に対する救援対策が全然認められてないと、そうしますとこの予算を見た場合260,000
多之余の、この被害を出している本市において、果してこの予算から見
た場合深刻な問題として印税は別に受けられません。そこで政府にお
いて、これから救援対策補助金をもらう場合、或は被害額に対する
救援金ですか。救援の補助金をもらう場合に、市独自のそういった様
な救援対策も認められていないということになると、果して可能かど
うか。もし私が政府ならば、私はこの予算からすると、あべこべに他
の車購入や或はいろいろな面に使用しているという様なことで、全然
補助の対象にしないということが考えられますが、果してそれが可能
であるかどうか。尚又他の市町村においては、外の事業をストップして
ても非常事態のきゆう状を何とか打開しようという様なことが新聞紙
上でよく扱っております。そうしますと本市の場合は260,000\$の被害
をこうむるといふがこの予算からするとさほどそれに対する裏付け
が全然受けられないということになります。今後の政府からの寄
付獲得或は補助の獲得において交渉はないかどうかですね。

経済課長～政府からの救援金があるかどうか、それははつきり見逃せませんが
この干害による所の被害というのは結局農業生産が滅収することによ
つて、農家が生きゆの経済がいわゆる悪くなると、結局生活が困きゆう
うしてくるという様なことがいわゆる突厥問題としての被害だと感
得ておりますが、その場合に、あとは2つに考えてこの対策が考えら
れると思っております。先ず1つは再生産、対策というものが考え
られると、1つは実際にそこにひん困の実情が表われて来た場合に金
銭的或は物質的な援助金ということが考えられると思っております
が、その場合には社会問題として後の問題からは考える問題であつて
直接この第1点の問題とは関係がないという訳でありまして、この
予算に盛り込まれているのは第1点の問題だけ、いわゆる再生産対策だけ
であります。だから政府の補助金が先ず救援金があるとするならば、
これとは関係がないと私は考えております。

4 番～我々立法府のおともをして干害の調査をした場合に調査した場合に
にあの宜野湾のキビの状態、全めつ前でありまして、しかも所有者の
状態は、それをかりて全部やいてしまおうかなといった様な深刻なこ
とを話しておりますが、そうすると、そういつたのは全めつ、今まで
ここまでするまでさせるためにいろいろと経費がかかつたと思ひます。
その所有者はそうすると今度の干害によつて全めつ、元も子もなくな
つたといふ様な実情であります。それはその人の責任において

4 番～その実績はどうなっておりますか。

経済課長～実績は借れる場合と借りられない場合がありますが、1週間に1～2回位です。

4 番～それからその予算から先にも甲上げました様に、干害に対する救援対策が全然講じられてないと、そうしますとこの予算を見た場合260,000\$余の、この被害を出している本市において、果してこの予算から見た場合深刻な問題として印象は別に受けられません。そこで政府において、これから救援対策の補助金をもらう場合、或は被害額に対する救援金ですか。救援の補助金をもらう場合に、市独自のそういった様な救援対策も講じられていないということになると、果して可能かどうか。もし私が政府ならば、私はこの予算からすると、あべこべに他の車購入や或はいろいろな面に使用しているという様なことで、全然補助の対象にしないということが考えられますが、果してそれが可能であるかどうか。尚又他の市町村においては、外の事業をストップしてでも非常時態のきゆう状を何とか打開しようという様なことが新聞紙上でよく振っております。そうしますと本市の場合は260,000\$の被害をこうむるといふがこの予算からするとさほどそれに対する裏付けが全然受けられないということになりますが、今後の政府からの寄付獲得或は補助の獲得において支障はないかどうかですね。

経済課長～政府からの救援金があるかどうか、それははつきり見透せませんがこの干害による所の被害というのは結局農業生産が減収することによつて、農家が困窮の経済がいわゆる悪くなると、結局生活が困窮してくるという様なことがいわゆる実際問題としての被害だと思ふ訳であります。その場合に、あとは2つに考えてこの対策が考えられると思ふ訳であります。先ず1つは再生産、対策というものが考えられると、1つは実際にそこにひん困の実情が表われて来た場合に金銭的な或は物質的な援助ということが考えられると思ふ訳であります。その場合には社会問題として後の問題からは考える問題であつて直接この第1点の問題とは関係がないという訳であります。この予算に盛り込まれているのは第1点の問題だけ、いわゆる再生産対策だけあります。だから政府の補助金が先ず救援金があるとすれば、これとは関係がないと私は考えております。

4 番～我々立法院のおともをして干害の視察をした場合に調査した場合に特にあの宜野湾のキジの状態、全めつ状態です。しかも所有者の快態は、それをかりて全部やいてしまおうかなといった様な深刻なことを話しておりますが、そうすると、そういったのは全めつ。今までここまで育成させるためにいろいろと経費がかかたつたと思ひます。その所有者はそうすると今度の干害によつて全めつ、元も子もなくなつたといふ様な実情であります。それはその人の責任において

なすべきであるのか、或はその責任は当該市町村がある程度分担して
なすべきであるのか、それについてお答え願います。

経済課長～現行の所、別に法がございませんで、義務はないと思っております。
す。もち論それは義務がないということは法律上の問題でありまして
是非市の住民がいわゆる困きゆうしてくれば、当該市としても対策を
うつべきという責任はありますけれども、その損害そのものに対して
いわゆるこれを市が補償しなければいけないという様な義務はござい
ませんし、又現在はそれが到底実施不可能じやないかと考える訳で
あります。

4 番～じやそういつたのは金めつ状態にあるという事は或は今まである程
経費がかかっておりますが、しかし今すでにかりて全部やき捨てたん
じやないかところ思っています。又今からあれをどんなに天候雨が降
つたにしても復旧ということとは不可能じやないかというふうに考
えませんが、いく分それに対する救援対策が講じられないかどうか、或は又
こうしてしかるべきだというお考えであるのかです。

経済課長～金さえあればもち論やる方が私は適切だと、望ましいと思います。

4 番～今の場合は我々が関知する問題じやないといった様なお考えであるか
どうかです。

経済課長～金があつてこそ関知ももてる、関心も持てるんであつて、不可能な
ことまれば結局それ以上のことに対しては検討の~~外~~外だと思つており
ます。

4 番～この予算からすると、ある程度私は可能と思っております。この予算
の効率的な或は又救援対策を講じているならばある程度可能だという
ふうに考えますが、それについてどうお考えであるか。

経済課長～お考えはいわゆる救済金として交付したらどうかというお考えです
か。現金を。

4 番～だから現金であろうが或は又種を支給しようが、或は今まで相当金も
かけたんだが元も子もなくなつたという実情であります。これはそう
でしょうな、金もかけたんだが全然ないと、それに対してです。そ
の人の責任において全部解決させるべきであるのかです。或は法的
に義務はないにしても、施策の上においてある程度そういう様な方
向が講じてしかるべきであるかということ。

経済課長～しかしその額の問題を一応計算してもらえば可能性があるかどうか
ということとは検討出来んじやないかと思ひます。

なすべきであるのか。或はその責任は当然市町村がある程度分担して
なすべきであるのか。それについてお答え願います。

経済課長～現行の所、別に法がございませんので、義務はないと思っております。もち論それは義務がないということは法律上の問題でありまして是非市の住民がいわゆる困きゆうしてくれば、当然市としても対策をうつべきという責任はありますけれども、その損害そのものに対していわゆるこれを市が補償しなければいけないという様な義務はございませんし、又現在はそれが到底実施不可能じやないかと考える訳であります。

4 番～じやそういつたのは金めつ状態にあるという事は或は今まである程度経費がかかつておりますが、しかし今すでにかりて全部やき捨てたんじやないかと思うつています。又今からあれをどんなに天候雨が降つたにしても復旧ということは片可能じやないかというふうに考えますが、いく分それに対する救済対策が講じられないかどうか、或は又こうしてしかるべきだというお考えであるのかですね。

経済課長～金さえあればもち論やる方が私は適切だと、望ましいと思います。

4 番～今の場合は我々が関知する問題じやないといつた様なお考えであるかどうかですね。

経済課長～金があつてこそ関知ももてる、関心も持てるんであつて、不可能なことまれば結局それ以上のことに対しては検討の禪外だと思つております。

4 番～この予算からすると、ある程度私は可能と思つております。この予算の効率的な或は又救済対策を講じているならばある程度可能だというふうに考えますが、それについてどうお考えであるか。

経済課長～お考えはいわゆる救済金として交付したらどうかというお考えですか。現金を。

4 番～だから現金であろうが或は又種を支給しようが、或は今まで相当金もかけたんだが元も子もなくなつたという実情であります。これはそうでしょうな、金もかけたんだが全然ないと、それに対してですね。その人の責任において全部解決させるべきであるのかですね。或は法的に義務はないにしても、施策の上においてある程度そういった様な方向が講じてしかるべきであるかということですよ。

経済課長～しかしその額の問題を一応計算してもらえば可能性はあるかどうかということは検討出来んじやないかと思ひます。

5 番～どの産業に対しまして、その育成のための補助金は市が予算の範囲内において、非常に奨励すべきものでありますが、先き程からいわゆる干害対策長期干ばつによる所のいわゆる特に農業生産者に対してのその補助、こういつた宜野湾市だけでなく全りゆう的の範囲であります、こういつた現実におきまして商工業奨励費に2,924万の補助金をやるということは、これは今予算組む前は別と致しまして、予算に組んでから現在今日、只今現在に至るまでの経費で、これはやはり多すぎぬかという感じはしませんか、とにかく長期干ばつによる所の例のない所のいわゆる70年という前例のない被害をこうむっている現状におきまして、これは各産業ともそれぞれ受けた形ちて被害があるはずですが、比較においては相当な格差があるはずで、そういつた面から検討いたしました場合に果して適切な補助金であるかどうかといつた点に率直に御説明をお願いします。

経済課長～比較しての検討はまだやっております。

5 番～私がいうのは金額じやなく比較しての割合のどちらを、いわゆる比重を置くべきであると思いませんか、いずれの産業を。

経済課長～それはどちらの産業を優先すべきということは、現在の市の状況からはつきりいえないと思います。

5 番～施策はもち論年長始めに一応は立てられますが、その予定しなかつたいわゆる今度の問題は天災といわれておりますが、予期しなかつたある事情によつて相当ある産業が被害をうけた場合には施策そのものも当然考え方の方向も変えなくちやいかないというふうに考える訳でございますが、この各産業の補助金の配分の仕方をしてまいりますと、何んと強く、いわゆる積極的に補助金交付の折衝をうけた産業には、それだけ当局がいわゆる全面的に承諾してしまつた、そういうふうな何が印象をうける訳でございますが、こういうふうなお感じは当局は持つておられませんか、よろめいた様な印象を受けますが。

経済課長～別にどつちを余計あまく見ようという考えは全然もつておりません

5 番～私の申上げる事は、商工業関係にはこんな多額な補助金は必要はないという前提ではありません、只今度の場合は特別な事情であるというそういう点を考慮した場合には各産業とも比較において適切な補助金の組み方であつたか、その点にポイントをおいておる訳でございます

経済課長～別にどつちも最初からどうするというふうな関連がない以上は、

5 番～しからはもち論市が今度この市一円の商工会が設立されたからには、それなりの計画があつての、そしてそれに対しての必要額という計上

5 番～どの産業に対しましても、その育成のための補助金は市が予算の範囲内において、非常に奨励すべきものでありますが、先き程からいわゆる干害対策長期干ばつによる所のいわゆる特に農業生産者に対してのその補助、こういつた宜野湾市だけでなく全りゆう的問題でありませんが、こういう現実におきまして商工業奨励費に2,924 \$の補助金をやるということは、これは今予算組む前は別と致しまして、予算に組んでから現在今日只今現在に至るまでの経過で、これはやはり多すぎたなあという感じはしませんか。とにかく長期干ばつによる所の例のない所のいわゆる70年という前例のない被害をこうむっている現状におきまして、これは各産業ともそれぞれ変った形ちで被害があるはずですが、比較においては相当な格差があるはずで。そういつた面から検討いたしました場合に果して妥当な補助金であるかどうかといった点に率直に御説明を願います。

経済課長～比較しての検討はまだやつておりません。

5 番～私がいうのは金額じやなく比較しての割合のどちらを、いわゆる比重を置くべきであると思いませんか。いずれの産業を。

経済課長～それはどちらの産業を優先すべきということは、現在の市の状況からははつきりいえないと思います。

5 番～施策はもち論年度始めに一応は立てられますが、その予定しなかつたいわゆる今度の問題は天災といわれておりますが、予期しなかつたある事柄によつて相当ある産業が被害をうけた場合には施策そのものも当然考え方の方向も変えなくちやいかないというふうに考える訳でございしますが、この各産業の補助金の配分の仕方をしてまいりますと、何んと強く、いわゆる積極的に補助金交付の折衝をうけた産業には、それだけ当局がいわゆる全面的に承諾してしまつた、そういうふうな何が印象をうける訳でございしますが、こういうふうなお考慮には当局は持つておられませんか。よろめいた様な印象を受けますが。

経済課長～別にどつちを余計あまく見ようという考えは全然もつておりません

5 番～私の申上げる事は、商工業関係にはこんな多額な補助金は必要はないという前提ではありません。只今度の場合は特別な事情であるというそういう点を考慮した場合には各産業とも比較において妥当な補助金の組み方であつたか、その点にポイントをおいておる訳でございす

経済課長～別にどつちも最初からどうするというふうな関連がない以上は。

5 番～しからはもち論市が今度この市一円の商工会が設立されたからには、それなりの計画があつての、そしてそれに対しての必要額という計上

であることは充分に分っているつもりであります。繰り返す様であります。こういうかんばつが被害が大きいという時におきまして、この金額が妥当であるかは、現在においてもやはり妥当であるという考え方でございますね。

経済課長～別に考えはありません。

- 5 番～それじや細かいかも分りませんが、更に聞きます。これは直接いわゆる予算案成立までには各課から要求作業があるはずであります。要求作業に取りかかる前にこの交付補助金交付の申請者から1番最初に接しよくを持ったのは、経済課長でありますか、市長でありますか。

経済課長～商工会議所の方とですか（はい）これについては経済課に来ております。

- 5 番～市長ともこの件の折衝があつた訳ですね。

経済課長～商工会議所の方から。

- 5 番～責任者からこの件のたしかに陳情があつたはずですよ。

経済課長～別に改まつた事はありませんでした。

- 5 番～別に改まつたというよりも、面接があつたですか。市長室においても。

経済課長～経済課だけです。

- 5 番～直接いわゆる接しよくしたのは、経済課だけでございますか、上司は文書の連絡だけで立ち合つておる訳でございますね。

であることは充分に分っているつもりであります。繰り返す様であります。こういうかんばつの被害が大きいという時におきまして、この金額が妥当であるかは、現在においてもやはり妥当であるという考え方でございますね。

経済課長～別に考えはありません。

- 5 番～それじや細かいかも分りませんが、更に聞きます。これは直接いわゆる予算案成立までには各課から要求作業があるはずであります。要求作業に取りかかる前にこの交付補助金交付の申請者から1番最初に接しよくを持ったのは、経済課長でありますか、市長でありますか。

経済課長～商工会議所の方とですか（はい）これについては経済課に承っております。

- 5 番～市長ともこの件の折衝があつた訳ですね。

経済課長～商工会議所の方から。

- 5 番～責任者からこの件のたしかに陳情があつたはずで。

経済課長～別に改まつた事はありませんでした。

- 5 番～別に改まつたというよりも、面接はあつたですか。市長室においても。

経済課長～経済課だけです。

- 5 番～直接いわゆる接しよくしたのは、経済課だけでございますか、上司は文書の連絡だけで立ち合つておる訳でございますね。

18番～当局の執行不能についてすでにそれに対する検討をされたかどうか

助 役～当局としては、かん害対策については検討が進められている訳でございますが、当初予算においては先から課長が説明しておりましたか様に検討されての上で現段階においては、馬鈴薯の増産とそれから二期作の水稻の確保と云うふうな何が検討されておりますが、それはその他の面については、災害による困きゆうと云うふうな何になつた場合には、社会面の何として問題が出てくると然しその方は、政府の施策と相候つてやつて行きたいと、それからちく産の減少に対する何につきましては先課長の方から、説明がありました様に検討はして居るけれども現段階においては、どうにもならないと又政府においても、そう云うふうな面においては、先し料の話しも出ておりましたが、結局その方もし料購入の資金の貸付でありまして別に現物を与へ給する補助することになつて居りません。それ云う関係で市としまして、このかん害対策に現段階においてやれるのは、先にかん害対策の予算を追加して戴いた件と、それから新年度予算に盛り込まれている分だけしか今のところは検討されておられません。この問題はかん害対策にしろ沖繩における農業の考え方からして考えが進められなければいかなないじやないかと、と申しかますのは、他の産面との比較もそうでございしますが、又むかしからやしなわれて居ります様に沖繩では、農業は結局従来から考え方からすれば100を作らなければ間に合ないと云うのは、結局自分ばが生活する為にあらゆる角度から何して100を減ばいしなれるも立つて行けないと云うふうなかつ好で百しよう云われている何は云われて居りますが、特に日本においては自分が食うものは、自分がつて居りません。全部自分の生活にはつながつて居りますが、自分が食べる消費する為には農業をやつておるのは、まれてあります。ほとんど日本の農業においては生産部門として他の産業にたちうちする様な方式に立つてやられておる様な訳でございます。その何かからしました場合は沖繩の今年のかん害、或は合ふう災害そう云う何に付きましては、それに対する農業の考え方と云うのは、180度転換して行かなければいかなないじやないかと、そういう何からしまして、日本の方は既に農業基本法が出来ておりますが、沖繩においてはまだそう云うこともやられていない。それと計画生産と云うこともやられてない。そういうふうなことからしまして、他の産業とたちうちし、或は天災と戦う意味におきましては考え方そのものを考へて行くと同時にまた構造そのものも改善して行かなければいかなないじやないか。そういう見地からしまして結局意志の方かそういうパイロット地区として今年から指定されておりました。そういうモデル地区として農業形態の構造改善にふみ切つて行こうと云う何で今全流で政府の方では三ヶ所が指定されておりますが、今年度において新しく三ヶ所を追加してやつて行こうという何で日本の方の農業基本法による何に法こそないんです。そういう何で他の産業のたちちにおいて、仕事は着々進められて居るんですが然し

1 時的このいわゆるかん警対策、或はぼうふう対^方においては、日本
の方では農業の災害補償法ですか、そういう何もとられているので
すが、神尾においてはまだそういう事も在れておりませんので、現段
階においては先課長の方が云つた様に金さえあれば何んとか出来るん
じやないかと云うことは云える訳ですか、充分なる検討は行われてな
いと云う実情が現段階であります。

課長～冒休憩致します。(午後6.00)

課長～再開致します。(午後6時24分)

課長～次は、8款～9～10～11～12款に入ります。

8.9.10をまとめていい訳ですか。(はいと呼ぶ)

8款の財産費についてであります。この財産の管理費でございますが、
けれども先程も衛生費管理面から一応問題が出て居りましたけれども
庁舎が大分ベンキがおちている様でございますけれどもそれについて
のベンキ塗装費などは、この中に含まれる性質のものだと思いが、そ
うするとそれを考えて居られるかどうか。

事務部長～これは財産費に計上してなくて後所費の中の管理費に計上してあり
ます。

1 番～管理費に計上してあるんですか、管理費と云うのは管理費に計上して
ある訳ですか、11款の諸支出金がございましてけれども、27659ドル
の算定について御説明願います。

助 役～この方は、徴税費とそれから過^年の支出、雑出この三つからなつて居
りますが、徴税の方は1024千になつております。それから雑出の方が
多く過年度支出は費目存置ばかりでございますが、雑出の方で事務委
託費がございまして、これが区長廃止に伴う処置として63年度にお
きまして、途中の追加更正で11款の方にもつてきてある費目でござ
いまして、新年度においても雑出として11款の方に計上してあり
ます。この方は行政区画の再編成については、今までに答申をして、
20箇所と云うふうになつて居りますが、発促が今のところいつから
出来るかと云うことが十分に検討されておりませんので、今まで通り
の何としまして23区の分とそれから給与の面においても今まで通り
の何として、そして従米前の何に基本給と云う考えで5千アツクと云
う何でやられて居ります。そして報償費の方は従前の職員手当の方で
組んで居りました期末手当の方をこつちに数字上は雑出の方が多くな
つて居りますが、尚徴税費の面については御質問にお答えしたいと思
います。

1 番～もう1度お伺いいたしますけれども、3目の雑費でございますが行政
事務をいたすには何年の何になつて一応算定したと云うことでござ

1 時的のこのいわゆるかん管対策、或はほうふう対においては、日本の方では農業の災害補償法ですか。そういう何もとられているのですが、沖縄においてはまだそういう事も生れておりませんので、現段階においては先課長の方が云つた様に金さえあれば何とか出来るんじゃないかと云うことは云える訳ですか。充分なる検討はやられてないと云う実情が現段階であります。

議 長～暫休憩致します。(午後6.00)

議 長～再開致します。(午後6時24分)

議 長～次は、8款～9～10～11～12款に入ります。

8.9.10をまとめていい訳ですか。(はいと呼ぶ)

8款の財産費についてであります。この財産の管理費でございますけれども先程も衛生費管理面から一応問題が出て居りましたけれども庁舎が大分ベンキがおちている様でございますけれどもそれについてのベンキ塗装費などは、この中に含まれる性質のものだと思ふが、そうするとそれを考えて居られるかどうか。

総務課長～これは財産費に計上してなくて役所費の中の管轄費に計上してあります。

1 番～管轄費に計上してあるんですか。管理費と云うのは管轄費に計上してある訳ですか。11款の諸支出金がございましてけれども、17659ドルの算定について御説明願います。

助 役～この方は、徴税費とそれから過年の支出、雑出この三つからなつて居りますが、徴税の方は1824\$になつております。それから雑出の方が多く過年度支出は費目存置ばかりでございますが、雑出の方で事務委託費がございまして、これが区長隠止に伴う処置として63年度におきまして、途中の追加更正で11款の方にもつてきてある費目でございまして、新年度においても雑出として11款の方に計上してあります。この方は行政区画の再編成については、今までに答申をして、20箇所と云うふうになつて居りますが、強促が今のところいつから出来るかと云うことが十分に検討されておりませんので、今まで通りの何としまして23区に分とそれから給与の面においても今まで通りの何として、そして従来前の何に基本給と云う考えで5\$アツツと云う何でやられて居ります。そして報償費の方は従前の職員手当の方で組んで居りました期末手当の方をこつちに数字上は雑出の方が多くなつて居りますが、尚徴税費の面については御質問にお答えしたいと思ひます。

1 番～もう1度お伺いいたしますけれども、3目の雑費でございますが行政事務をいたすには例年の例にならつて一応算定したと云うことでござ

いますが行政事務をいたすには例年の例にならつて、一応算定したと云うこととさせていただきますが、すでに去つた議会においては、行政改革の諮問が出ておりました。議会として諮問案に答申してまいりますが、最初から改革すると云う考え方をもちて諮問したに違いないと考へておりますが、突如予算の計上面においてはその政策と云うのが全然反映していないと云うことは如何なる理由であるか、それについて御説明願います。

助 役～一応従前の通りに計上しておいても、新行政区画の発足に伴うとは別に支障はないんじゃないかとそれと先程も申し上げました通りに発足については市長の方から説明がありました様に7月1日を期してやるべきでございますが、その検討においてまだ充分なる検討がなされて居りませんので、予算上としては従前通りを計上したと、

1 番～くどい様ですがもう1度、確かに議会の諮問におくれて居りますが、議会が若し答申案決定したら何カ月以内にこれを断行する考へてあつたか、それについてもう1度お伺い致します。

助 役～諮問案を出す何については諮問案を出した時の御説明にもあつたとお思つて居りますが、新年度から発足するんだと云う気持で諮問案は出されて居る訳であります。然し諮問案に対する答申の方は出されて居りますが先から申上げる様に新発足については今の所見渡しがつきませんので予算上は従前の様な処置をとつてある訳です。

5 番～11款1項の3目滞納処分についてお伺い致します。現在滞納額ちやなくて件数にしたらどの位ありますか。件数です。大体で結構です。

財政課長～63年度に繰り越した滞納の件数は12,616件。

5 番～ちよつと待つて下さい。その内訳は時効にかかつたものを含まないで時効にかかつたと思われまので件数です。つまり取ればとれるものですか。前に掲げられた資料には、あれはもう既に時効にかかつて居る恐れが多分にあるでしょう。だからあれが既算で良いですから何れもか控除してですか。大体で良いです。資料ありますか。大体でよろしいです。

財政課長～とれる見込みが。

5 番～見込みじゃない時効にかかつて居るものを除いた全部です。だから時効にかかつて居ないものはまだ調査済んでいないんですか。その後の見込みでいいです。見込みによる時効にかかつて居る件数を除いてですか。大体で結構です。私がお聞きしたいのは50%をです。1等の滞納者に対する滞納処分費がどの位かかるか、いわゆる算定基礎ですか。1

います。行政事務をいたすには例年の例にならつて、一応算定したと云うことでございますが、すでに去つた議会においては、行政区の改革の諮問が出ておりました。議会としても諮問案に答申してございます。当局が最初から改革すると云う考え方をもちて諮問したに違いないと考えておりますが、実雑予算の計上面においてはその政策と云うのが全然反映していないと云うことは如何なる理由であるか、それについて御説明願います。

助 役～一応従前の通りに計上しておいても、新行政区画の発足に伴うとは別に支障はないんじゃないかとそれと先程も申し上げました通りに発足については市長の方から説明がありました様に7月1日を期してやるべきでございましたが、その検討においてまだ充分なる検討がなされて居りませんので、予算上としましては従前通りを計上したと、

1 番～くどい様ですがもう1度、確かに議会の諮問におくれて居りますが、議会が若し答申案決定したら何カ月以内にこれを断行する考えであつたか、それについてもう1度お伺い致します。

助 役～諮問案を出す何については諮問案を出した時の御説明にもあつたと思つて居りますが、新年度から発足するんだと云う気構えて諮問案は出されて居る訳であります。然し諮問案に対する答申の方は出されて居りますが先から申上げる様に新発足については今の所見透しがつきませんので予算上は従前の様な処置をとつてある訳です。

5 番～11款1項の3目滞納処分についてお伺い致します。現在滞納額ちやなくて件数にしたらどの位ありますか。件数です。大体で結構です。

財政課長～63年度に繰り越した滞納の件数は12,616件。

5 番～ちよつと待つて下さい。その内訳は時効にかかつたものを含まないで時効にかかつたと思われまして件数です。つまり取ればとれるものですか。前に掲げられた資料には、あれはもう既に時効にかかつて居る恐れが多分にあるんでしよう。だからあれが概算で良いですから何%か控除してですか、大体で良いです。資料ありますか。大体でよろしいです。

財政課長～とれる見込みが、

5 番～見込みじゃない時効にかかつて居るものを除いた全部です。だから時効にかかつていないものはまだ調査済んでいないんですか。その後の見込みでいいです。見込みによる時効にかかつてた件数を除いてですか。大体で結構です。私がお聞きしたいのは50%をです。1件の滞納者に対する滞納処分費がどの位かかるか、いわゆる算定基礎ですか。1

件の滞納者に対する滞納処分費はいくらと仮定しての算定ですか。

財政課長～通信運搬費として150円です。

5 答～150円ですか。この50円はです。1件の場合どの位つきますか。

財政課長～大体50円程度で車賃。

5 答～その50円で督促上の通信費ですか。

財政課長～それも含まれて居ります。郵送していく場合他市町村の場合も。

5 答～これは郵送で行く場合の算定ですか。

財政課長～ちがいます。強制執行をする場合に。

5 答～そうすると強制執行の費用のみの算定ですか。その前の督促状の送達
の費用は含まれてないですか。これには。

財政課長～強制執行と他市町村へのですか。通信費です。

5 答～私が今お尋ねしているのはこの50円が計上されているでしょう。そ
の50円はです。督促状の送達も強制執行そのものの費用も一括ですか。
この前を分けた場合に督促手数料の額はどれ位ですか。送達するに
どれ位の費用がかかりますか。それに郵送の場合と使丁にもたす場合
があるだろうが、これはやはり郵送の場合を仮定してあるんですか。
使丁に直接そこに送達させる場合の算定ですか。この50円の中には
強制執行だけの費用ぢやないんですか。それが出る為のいわゆる督
促状の送達その費用も含んでおりますか。

財政課長～はい。

5 答～それならばその費用は1件いくらとして計上されましたか。

財政課長～他市町村の場合58件。

5 答～他市町村ではない。

財政課長～これが郵送件数になる訳です。558件でありますので。

5 答～現在の滞納件数ですか。この558件と云うのは何んですか。

それをとらえてなければ。この滞納処分費と云うのは単なる打切りで
あるとしか云えない。件数がいくらあつて最初件数を**把持**してそれ

件の滞納者に対する滞納処分費はいくらと仮定しての算定ですか。

財政課長～通信運搬費として150円です。

5 番～150円ですか。この50円はです。1件の場合どの位つきますか。

財政課長～大体500円程度で車賃。

5 番～その500円で督促上の通信費ですか。

財政課長～それも含まれて居ります。郵送していく場合他市町村の場合も。

5 番～これは郵送で行く場合の算定ですか。

財政課長～ちがいます。強制執行をする場合に。

5 番～そうすると強制執行の費用のみの算定ですか。その前の督促状の発送の費用は含まれてないですか。これには。

財政課長～強制執行と他市町村へのですか。通信費です。

5 番～私が今お尋ねしているのはこの50円が計上されているでしょう。その50円はです。書状の発送も強制執行そのもの費用も一語ですか。この前を分けた場合に督促手紙教料の額はどれ位ですか。送達するにどれ位の費用がかかりますか。それに郵送の場合と使丁にもたす場合があるだろうが。これはやはり郵送の場合を仮定してあるんですか。使丁に直接そこに送達させる場合の算定ですか。この50円の中には強制執行だけの費用ぢやないんですか。それが出きる為のいわゆる督促状の送達その費用も含んでおりますか。

財政課長～はい。

5 番～それならばその費用は1件いくらとして計上されましたか。

財政課長～他市町村の場合58件。

5 番～他市町村ではない。

財政課長～これが郵送件数になる訳です。558件でありますので。

5 番～現在の滞納件数ですか。この558件と云うのは何んですか。

それをとらえてなければ。この滞納処分費と云うのは単なる打切りであるとしか云えない。件数がいくらあつて最初件数をヒアクしてそれ

に基いて次は何件あるからいくらかかるその予想に基いて、とう云う費用と云うのは予算に組まれるのであつて、これはどういふふうな組み方をされているのか後でです。いわゆる経費が少なくて人員不足を来したと云うてです。又今年の場合で少いかつたと云われを困りますから、そのために私は充分なる費用を余る位組みたいんです。その為に関心しているんです。それぢやこの50\$は一店別にしてですか、送達する場合は1件どれ位の費用がかかりますか

財政課長～1件3センです。

5 答～配達証明扱いで送達する場合ですか。

議 長～暫休憩致します。(午後6時40分)

議 長～再開致します。(午後6時43分)

4 答～天久議員の送達の問題に關連して、そこに計上されている郵便費は助役の御説明によれば23名分だと云うことですが、そうですか、そうしますと市長は行政区画を施策によつて20区画にしてあります。そうすると実施しようとする自分で決めた施策を進めようとするか、或は又新年度に計上してあるものは全くおぼんずかる感じがしますが、それについてはどうですか。と云うことはです。市長は20区にするんだと云つて一応進めておられます。然し予算においでは23名にするかと云うことであらば、これでもやつて行けると云うことですがそれについてはどうですか、23名でやつて行けると云う予算のうら付けがあれば、それは執行できる訳ですから、そうすると非常におぼんずかるんだと思ひますが、それについてはどうですか。

助 役～この方は路問の何とも関係はしますが執行すると云う前提において路問ををされていうことは先から申上げます様にはつきりして居りますが然しその実施の段階においてまだいつか新行政区画によつて充足するんだと云う目はながつて居りませんので、従前通りの何を計上してあると云うまでであつてこれを計上してあるから路問をそつち退けにして執行しないと云うことはお願考えて居りません。

4 答～いやいや私が聞いているのは、この23名の事務委託者の算定によつてこの額が生まれた以上はです。23名でも良いんだと云うことであらばこのまま執行出来るかどうか、予算のうら付けが23名になつて居りますか、未端行政を執行する為にはです。23名のうら付けが仮に3名でも良いんだと云う議会の意思決定がなされれば出来るかどうか。

助 役～23名で良いと云うことに関心して居りませんがどう云うことですか。

に基いて次は何件あるからいくらかかるその予想に基いて、こう云う費用と云うのは予算に組まれるのであつて、これはどういふふうな組まざるのぞあかズいどればみ方をされているのか後でです。いわゆる経費が少なくて人員不足を来したと云うてです。又今度の場合で少い経費であつたために後で自分がその予想していた成績が挙げられなかつたと云われと困りますから、そのために私は充分なる費用を余る位組みたいんです。その為聞いています。それぢやこの50\$は一応別にしてですか、送達する場合は1件どれ位の費用がかかりますか

財政課長～1件3センです。

5 答～配達証明扱いで送達する場合はですか。

議 長～暫休憩致します。(午後6時40分)

議 長～再開致します。(午後6時43分)

4 答～天久議員の質問に關連して、そこに計上されている委託費は助役の御説明によれば23名だと云うことですが、そうですか。そうしますと市長は行政区画を施策によつて20区画にしてあります。そうすると実施しようとする自分で決めた施策を進めようとする事と或は又新年度に計上してあるものとは全く予じゆんする様な感じがしますが、それについてはどうですか。と云うことはです。市長は20区にするんだと云つて一応進めております。然し予算においては23名にすると云うことであれば、これでもやつて行けると云うことですがそれについてはどうですか、23名でやつて行けると云う予算のうら付けがあれば、それは執行できる訳ですから、そうすると非常に予じゆんして居るんだと思ひますが、それについてはどうですか。

助 役～この方は語問の何とも關連しますが執行すると云う前提において語問をされていることは先から申し上げます様にはつきりして居りますが然しその実施の段階においてまだいつか新行政区画によつて発足するんだと云う目はながついて居りませんので、従前通りの何を計上してあると云うまでであつてこれを計上してあるから語問をそつち退けにして執行しないと云うことは予頭考へて居りません。

4 答～いやいや私が聞いているのは、この23名の事務委託者の算定によつてこの額が生まれた以上はです。23名でも良いんだと云うことであればこのまま執行出来るかどうか、予算のうら付けが23名になつて居りますか、末端行政を執行する為にです。23名のうら付けが仮に3名でも良いんだと云う議会の意志決定がなされれば出来るかどうか。

助 役～23名で良いと云うことは聞いておりませんがどう云うことですか。

4 答～予算上はは23名でも良いと云う意味が含まれている。

助 役～だから先から申し上げます様にです。諮問をそつちのけにして予算^{えん}くん
だ様にはなつて居りますが結果的にはそういうかつ好になつて居りま
すが諮問はそつち退けにして予算を運用していくとは^あ頭考えてい
ない。

4 新～私が聞いているのはこの予算です。この予算を執行する為には23名
の受託者を置ても出来ると云うことになるのか、23名を置けると云
うことも可能だと云うことですか。これを認めれば、

助 役～そうです。

4 新～そうすると議会が認めるならば、或はまた市長が云うのを23名のう
ら付けをもっているから23名でやるんだと云うことであれば出来な
いことはないんですか。

助 役～そうです。

4 新～そうすると自ら決定したこの行政区画のですか。再編そのものが果し
て意味なすかどうか。

助 役～この方は先から申し上げます様に又市長も明言して居られた様に^あ足
の時期はまだ検討されておられませんので諮問の当初においでな^あは新年
から^あ宛足するんだと云う^あ意気とみでやられて居る訳でありまして
上に23名を来通り計上してあるからと云つて諮問をそつちのけにす
ると云う考えはもっていないと云うことです。

4 新～努力を払うと云うことは云える訳ですか。ちや議会の決定した諮問は
7月1日^あで施行せよと云う諮問であります。そうすると議会がこの2
3名で良いんだと云うことになつた場合で議会の決定そのものが
^あむじゆんしなければいけない。

助 役～予算の成立についてですか。

4 新～23名で新年度はやめて良いんだと云う決定がなされた場合ですか。
これは7月1日^あから実施しなさいと行政担当区行政事務をです。そ
20名でやりなさいと決定をして居る訳ですか。7月1日^あからそ
うしますとあれと逆になさるで市長がやると云う新年度の予算編
のうら付けが^あ出て来る訳ですか。そうすると議会は、これを決定した
合はですか、23名で良いんだと云う決定になるんですか。これでは
そうしますとそれはむじゆんしないかどうか、この議会の決定とは、

助 役～予算上の何からするとむじゆんすると云うことになりませう然し
の運

4 番～予算上はは23名でも良いと云う意味が含まれている。

助 役～だから先から申上げます様にです。諮問をそつちのけにして予算くん
だ様にはなつて居りますが結果的にはそういうかつ好になつて居りま
すが諮問はそつち退けにして予算を運用していくとはけ頭考えていな
い。

4 番～私が聞いているのはこの予算です。この予算を執行する為には23名
の委託者を置ても出来ると云うことになるのか。23名を置けると云
うことも可能だと云うことですか。これを認めれば。

助 役～そうです。

4 番～そうすると議会が認めるならば、或はまた市長が云うのを23名のう
ら付けをもっているから23名でやるんだと云うことであれば出来な
いことはないんですか。

助 役～そうです。

4 番～そうすると自ら決定したこの行政区画のですか。再編そのものが果し
て意味なすかどうか。

助 役～この方は先から申上げます様に又市長も明言して居られた様に発足
の時期はまだ検討されておりませんので諮問の当初においては新年度
から発足するんだと云う意気込みでやられて居る訳でありまして予算
上に23名従来通り計上してあるからと云つて諮問をそつちのけにす
ると云う考えはもっていないと云うことです。

4 番～努力を払うと云うことは云える訳ですか。ちや議会の決定した諮問は
7月1日で施行せよと云う諮問であります。そうすると議会がこの2
3名で良いんだと云うことになつた場合で議会の決定そのものがです
予じゆんしなければいけない。

助 役～予算の成立についてですか。

4 番～23名で新年度はやめて良いんだと云う決定がなされた場合ですか。
これは7月1日から実施しなさいと行政区担当区の行政事務をです。
20名でやりなさいと云う決定をしている訳ですか。7月1日からそ
うしますとあれとは逆に23名で市長がやるんだと云う新年度の予算
のうら付けが出て来る訳です。そうすると議会は、これを決定した場
合はですか。23名で良いんだと云う決定になるんですか。これでは
そうしますとそれはむじゆんしないかどうか。この議会の決定とは。

助 役～予算上の何からするとむじゆんすると云うことになりませんが然し実際
の運

の運用においてはこれが真向うからむじゆんすると云うことは当然
じやないかと考えます。

議 長～暫休致致します。(午後6時47分)

議 長～再開致します。(午後6時54分)

5 番～この問題は納得し兼ねます。この疑義に対する答弁のやり方を聞いて
見ましても、そこでこの問題に関連して質問をいたしたいと思いま
す。議長、市長の出席を要請します。

議 長～暫休致致します。(午後6時55分)

議 長～再開致します。(午後6時57分)

5 番～この12,626\$委託費これを23名で割^{3分}ならば平均したならいくらにな
りますか、1人宛

助 役～43\$です。

5 番～1ヶ月43\$ですか、そうすると平均した場合には、現年費と比較し
て賸るんですか。

助 役～基本給を上げると云う立派から5\$を、

10 番～この給与の査定はいわゆる委託要綱のあれに基いてされておりますか

助 役～委託要綱には依つて居りません。

10 番～では此の委託要綱をした場合にも1963年7月1日から適用される
と云うことになつて居りますが、これとの関連はどうなりますか。

助 役～だから先から申上げます様に7月1日からの発足が到底できない様にな
つておりますので、7月1日から適用と云うことは考えて計上され
ておりません。

10 番～では、そういうことになりましたと、いわゆる予算計上される金額その
ものはどこから算定基礎になされた訳ですか。

助 役～先きから申上げます様に従来の例をおさえて、そして基本給を上げ
るんだと云う例に立つて5\$のアップと云う線で算定してあります。

10 番～そうしました場合に事務規程要綱に反すると云うことになりませんか

総務部長～その件につきまして、補足説明申し上げます。市町村の法規には条例

の運用においてはこれが真向うからむじゆんすると云うことは適ら
じやないかと考えます。

議 長～暫休憩致します。(午後6時47分)

議 長～再開致します。(午後6時54分)

5 番～この問題は納得し兼ねます。この疑義に対する答弁のやり方を聞いて見ましても、そこでこの問題に関連して質問をいたしたいと思いま
す。議長、市長の出席を要望します。

議 長～暫休憩致します。(7分54秒)

議 長～再開致します。(11分10秒)

5 番～この12,626\$委託費これを23名で割ならば平均したならいくらにな
りますか、1人宛

助 役～43\$です。

5 番～1ヶ月43\$ですか、そうすると平均した場合には、現年度と比較し
て殖えるんですか。

助 役～基本給を上げると云う立前から5\$を、

10 番～この給与の査定はいわゆる委託要項のあれに基いてされておりますか

助 役～委託要項には依つて居りません。

10 番～では此の委託要項をした場合にも1963年7月1日から適用される
と云うことになつて居りますが、これとの関連はどうなりますか。

助 役～だから先から申上げます様に7月1日からの発足が到底できない様にな
つておりますので、7月1日から適用と云うことは考えて計上され
ておりません。

10 番～では、そういうこととなりますと、いわゆる予算計上される金額その
ものはどこから算定基礎はなされた訳ですか。

助 役～先きから申し上げます様に従来の何をおさえて、そして基本給を上げ
るんだと云う何に立つて5\$のアップと云う線で算定してあります。

10 番～そうしました場合に事務委託要項に反すると云うことになりませんか

総務課長～その件につきまして、補足説明申し上げます。市町村の法規には条例

規則、規程要綱とかそう云うふうにいる々分れますが、条例と云うのは一つの自治体における法律であります、それから規則、規程要綱と云うのはそういう基本的事項に対する施行的な規則であります、いわゆる施行を前提としたものであります、それで一応この規則要綱に書く場合にその内容の軟硬がない場合にはそれでもつて一応予算と云うのは計上する訳でありますが、新しく角度を変えてやると云う場合には、予算そのもの何が決らない、いわゆる予算の運轉規程、執行規程が各条例に对应する規程要綱でありますので、そういう意味では是非要綱の改正が必要だと思つてくると云うふうなことになります、で改正の内容であります現在の要綱の中ではいわゆる人口とそれから均等2つの方法によつて要綱の内容は前の要綱説明今御説明申し上げた様に63会計年度で、~~現在~~ 現年度の区長の給与に關する部分の予算額をいわゆる逆算した額、逆算した基準、そういうふうな形になつて居りましたので新年度においては自らこれの變更を考慮しなければいけないというふうなことは前に申し上げておつたと思いません、それで今此の内容を検討して見ましたら、いわゆる人口と基準給のみにやつた場合はいわゆる現在の最高が80、最低がいわゆる30、35といふふうな額の同きになります、現在の区長さん方の給与のひらきは最高が54、最低が36とこれだけの枠にはまつて居りますが要綱を適用した場合に最高額が80それから最低が31、32といふふうな枠にきまうので今までの給与体系とは根本的に違つてくるとそれじゃ世帯も一応取り入れたらどうかと云うことが考えられました、世帯を取り入れた場合はいわゆる人口の少ない農村地域の都合この場合には世帯自身もいわゆる家族構成が一世帯で世帯平均が7、8名とか農村地域に行くにしたがつて世帯の要する人口がいわゆる一戸当りの人口が多いと云うことで人口の格差と云うものよりは世帯の格差はもつと開きが出て来る、と云うふうなことにまつてかえつて差はのびて行く、と云うふうな結果になる様な内容であります、それで先づ要綱改正の何でありますが一応は現行の方法即ち段階基本給と人口段階別の給与支給と云う方法にどうしても変えて行かないといかないと云うこれは予算が一応通過しましたら、その範囲で予算を運用すると云うふうな意味でいく分が修正をして行く修正の今の提案の内容は平均基本給に5%をプラスすると云うふうな内容の改正をしたいと思つて居ります。

- 10番～これは、いわゆる12月の議会で議決されたのでありますが、いわゆる工賃の使用、適用されるそのままお流れと云うことになる様な形になつて居るのですが、これを提出されたあの当時いわゆるどう云う様な計画をもたれてこの提出をなされたか、
 総務課長～これは議決対象にはなつて居りません、あくまでも市用でございまして、一応の要綱規程と云うのは健康会の議決対象ではございませんので皆様方の審査資料だと思つて居ります、それからこの要綱の何かいわゆる基準を算定基準ですか、それについては先も申し上げました様に結局6

規則、規程要項とかそう云うふうにいる々分れますが、条例と云うのは1つの1自治体における法律であります。それから規則、規程要項と云うのはそういう基本的な事項に対する施行的な規則であります。いわゆる施行を前提としたものであります。それで一応この規則要項に基く場合にその内容の改変がない場合にはそれをもつて一応予算と云うのは計上する訳であります。新しく角度を変えてやると云う場合には、予算そのもの何かが決らない、いわゆる予算の運用規程、執行規程が条例に対応する規程要項でありますので、そういう意味では是非要項の改正が必要になつてくると云うふうなことになると思います。改正の内容であります。現在の要項の中はいわゆる人口とそれから均等2つの方法によつて要項の内容は前の要項説明今御説明申上られた様に63会計年度です。現在が区長現年度の区長の給与に關する部分の予算総額をいわゆる逆算した額、逆算した基準、そういうふうな形になつて居りましたので新年度においては自らこの変更を考慮しなければいけません。そういうことは前に申上げてあつたと思えます。それで今回この内容を検討して見ましたら、いわゆる人口と基本給のみにやつた場合はいわゆる現在の最高が80、最低がいわゆる30、余というふうな額の開きになります。現在の区長さん方の給与のひらきは最高が54、最低が36とこれだけの枠にはまつて居りますが要項を適用した場合に最高額が80それから最低が31、32というふうな枠にきますので今までの給与体系とは根本的に違つてくるとそれじゃ世帯も一応取り入れたらどうかと云うことが考えられました。が世帯を取り入れた場合にいわゆる人口の少い農村地域の場この場合には世帯自身もいわゆる家族構成が一世帯で世帯平均が7、8名とか農村地域に行くにしたがつて世帯の要する人口がいわゆる一戸当りの人口が多いと云うことで人口の格差と云うものよりは世帯の格差はもつと開きが出て来る。と云うふうなことになつてかえつて差はのびて行くと云うふうな結果になる様な内容であります。それで先ず要項改正の何でありますが一応は現行の方法即ち段階基本給と人口段階別の給与支給と云う方法にどうしても変えて行かないといかないとこれは予算が一応通過しましたら、その範囲で予算を運用すると云うふうな意味でいく分が修正をして行く修正の今の提案の内容は平均基本給に5をプラスすると云うふうな内容の改正をしたいと云うふに考えています。

10 答～これは、いわゆる12月の議会で議決されたのでありますが、いわゆる1圓の使用、適用されるそのままお流れと云うことになる様な形になつて居るのですが、これを提出されたあの当時いわゆるどう云う様な計画をもたれてこの提出をなされたか。

総務課長～これは議決対象にはなつて居りません。あくまでも市用でございますので要項規程と云うのは議会の議決対象ではございませんので皆様方の審査資料だと思つて居ります。それからこの要項の何かいわゆる基準を算定基準ですか。それについては先も申し上げました様に結局6

3会計年度の予算總額をいわゆる基準と人口に分けて計算した額を12月の要~~和~~設定の基準に出してあります。

10番～これによりますと7月1日^日いわゆる5条ですか、5条は平均給料そして人口割^割そういうものが得^得られて居るのでございますが、そのうち条は7月1日より適用すると云うことはいわゆる次年度から適用すると云うふうに解して居るんですが、当然これを採用して新年の予算に計上されるものと考えております。然しながらこの予算を見た場合に大きな手違^違いが出て居りますが、非常に不審をいタク、一寸休憩して下さい。

議長～暫休憩致します。(午後7時03分)

議長～再開致します。(午後7時07分)

助役～12番さんからの区長の平均給の計上はどうなつて居るかと言ふ何てありますが去年度のアップの件については念頭もなく平均給だけ額にありましたので訂正させていただき度いと思ひます。43%と先申上げました様に46%であります。

4番～諸問の問題に一寸ふれたいと思ひますが、あの諸問は従来のあり方を変えると云う趣旨内容で私は審議したと思つて居りますが、その通りでありますか。

助役～そうです。

4番～そうしますと、そのあり方を従来のとは変えると云うことを決定してありますし、当然予算においてはずか、覆るべきが常軌^軌やないかと思ひますが、変つてないと言ふことは、それに対しては、あれは變つたにしてもこれは変らなくても良いと云う考え方でありますか。

助役～この件につきましては先から申上げて居ります様に予算にはどう感じられて居るんですか。諸問の方を軽く見るかと云うことについては願^願そう云う考えをもつていません。

4番～いやいや、私のものは法的な問題です。これからやろうと云う章^章款^款に対しては私は充分^分感^感んでおります。だが然しこの予算のうち付^付けがあれは法的にはこの通りでも出来るかと云う意味です。

助役～この方は諸問はもち論答^答は得^得て居る訳でございますが予算上の何としまして然らば答申^申通りに與^與加^加せなければ空白^白をおいて良いかと云うふうなかつ好^好になりますので、そういう見地から予算としては、これをつり合^合わんと云うこととてございまして答申^申に対して軽く見て答申

3会計年度の予算総枠をいわゆる基準と人口に分けて逆算した額を12月の要項設定の基準には出してあります。

10番～これによりますと7月1日いわゆる5条ですか。5条は平均給料そして人口割そういうものが持たれて居るのでございますが、その5条は7月1日より適用すると云うことはいわゆる次年度から適用すると云うふうに解して居るんですが、当然これを採用して新年度の予算に計上されるものと考えております。然しながらこの予算を見た場合に大きな手違いが出て居りますが、非常に不審をいタク、一寸休憩して下さい。

議長～暫休憩致します。(午後7時03分)

議長～再開致します。(午後7時07分)

助役～12番さんからの区長の平均給の計上はどうかと云う何てありますが去年度のアップの件については念頭になく平均給だけ頭にありましたので訂正させていただき度いと思ひます。43\$と先申上げました様に46\$であります。

4番～諮問の問題に一寸ふれたいと思ひますが、あの諮問は従来のあり方を要えると云う趣旨内容で私は審議したと思つて居りますが、その通りでありますか。

助役～そうです。

4番～そうしますと、そのあり方を従来のとは要えると云うことを決定しておりますし、当然予算においてはですか、要すべきが常識的でないかと思ひますが、要つてないと云うことは、それに対しては、あれは要つたにしてもこれは要らなくても良いと云う考え方でありますか。

助役～この件につきましては先から申上げて居ります様に予算にはこう感じられて居るんですか。諮問の方を軽く見るかと云うことについては、願うそう云う考えをもつていません。

4番～いやいや、私のものは法的な問題です。これからやろうと云う意欲に対しては私は充分んでおります。だが然しこの予算のうら付けがあれば法的にはこの通りでも出きるかと云う意味です。

助役～この方は諮問はもち論答申は得て居る訳でございますが予算上の何としまして然らば答申通りに実施できなければ空白をおいて良いかと云うふうなかつ好になりますので、そういう見地から予算としては、これをつり合わんと云うことでございまして答申に対して軽く見て答申

通りはやらなくても良いと云うことは予算を計上してある訳ではございません。

- 4 番～いや、私が云うのは法的にですか。若しこの23名のうら付けがあればですか。この通りやつて行けるかどうか、この通りでもやつて行けると云う見解でありますか。例えは23名のうら付けが予算は予算として我々は完全な執行をさせる考えてこの23名の事務委託費をですか。完全に執行させると云うのが我々の審議の基準になるんですがその場合当局としてはそのうら付けがあれば23名のうら付けがあればこの通り法的にはやれると云うのであるか、法的な見解です。

議長～暫休憩致します。(午後7時10分)

議長～再開致します。(午後7時20分)

- 19 番～長今の事務委託費ですか。報酬費これは先期末手当と云うことをおつしやつておりました。けれども委託と云うことはあくまでも相互契約であるんですから、相互契約者に対して、そういう期末手当が支払われて然るべきかということですか。

助 役～これについては、要綱が契約案にも示されている通り従来の方で今の所やられている訳です。

19 番～従来の考え方はどうか分りませんが、

助 役～要綱が契約案にございます。

19 番～これは、はつきりしているんじゃないですか、相互契約であると。

助 役～相互契約ではあるんですが、要綱の中にも盛り込まれて語ります。

議長～暫休憩致します。(午後7時27分)

議長～再開致します。(午後7時28分)

- 16 番～8 款の基本財産の造成費の面で感じたんですが、条例によると今期の議会は基本財産積立金から5000\$の繰入れ金の議案が出て語ります。説明予算案には6000\$後の1000\$は説明資料によりますと退職給与金の積立金から出て語ります。条例には勘にそういうふうなことも添われて語りませんか、条例にないからと云つて一般財源に議決案件としてでもなく繰り入れられるかどうか。

助 役～これは積立金の条例制定の趣旨がらしましてふれないんだと願っております。

通りはやらなくても良いと云うことは予算を計上してある訳ではございません。

- 4 番～いや、私が云うのは法的にですか。若しこの23名のうら付けがあればですか。この通りやつて行けるかどうか。この通りでもやつて行けると云う見解でありますか。例えば23名のうら付があります予算はそして我々は完全な執行をさせる考えでこの23名の事務委託費をですか。完全に執行させると云うのが我々の審議の基準になるんですがその場合当局としてはそのうら付けがあれば23名のうら付けがあればこの通り法的にはやれると云うのであるか、法的な見解です。

議長～暫休憩致します。(午後7時10分)

議長～再開致します。(午後7時20分)

- 19 番～異今の事務委託費のですか。報償費これは先期末手当と云うことをおつれやつておりました。けれども委託と云うことはあくまでも相互契約であるんですから、相互契約者に対して、そういう期末手当が支払われて然るべきかということですか。

助 役～これについては、要項が契約案かにも示されている通り従来の方で今の所やられている訳です。

19 番～従来の方ではどうか分かりませんが、

助 役～要項が契約案にございます。

19 番～これは、はつきりしているんじゃないですか。相互契約であると。

助 役～相互契約ではあるんですが、要項の併中にも織り込まれて居ります。

議長～暫休憩致します。(午後7時27分)

議長～再開致します。(午後7時28分)

- 16 番～8 款の基本財産の造成費の面で感じたんですが、条例によると今回の議会は基本財産積立金から5000\$の繰入れ金の議案が出て居ります。説明予算案には6000\$後の1000\$は説明資料によりますと退職給与金の積立金から出て居ります。条例には別にそういうふうなことも載られて居りませんか。条例にないからと云つて一般財源に議決案件としてでもなく繰り入れられるかどうか。

助 役～これは積立金の条例制定の趣旨からしましてふれないんだと解しております。

16 番～ふれないとするならば、どうして才出において条例の ~~第5条~~ 第5条には停止するか減額云々の免責がございませう。停止もしない減額もしないで繰入れしてまだ条例を左かして才出面にその通り500万計上されましたか。

助 役～あくまでもこれは引当金等の条例の趣旨でございませうので別に法に抵触しなくすると云うことには存しておりませう。

16 番～条例の趣旨からするならば減額もふれてないと、ふれなければ繰入れられない性質のものだと考えます。

助 役～いや、そうじやございませう。

16 番～条例には減額停止だけしかないと、退職給与金の積立金から一般財源への1000万の繰入れがございませう。然しながら繰り入れは別に条例においてはずか、そういうような繰入れをするしないの問題は ~~左~~ 頭とございませうが然しこれは議決案件も出さないうえ繰入れながら、その又条例のそん置して折角この5条があるのに5条を左かさないで才出面には500万をもつてきてある。

総務課長～一寸補足申し上げます。この積立金条例が4つございませうが、その中で特定、全部特定目的ではございませうが、消防車購入資金積立金それから退職給与金こういうものがこの目的のために申告される場合には繰入れの議決の対象にはなりません。退職金支給のために積立てると云う場合には議決の対象にはなりません。たゞ基本財産の場合には繰入れの場合には一般財源に当てる場合には注意しなければいかんとして、これは目的積立の場合でありますから、その目的支出の為の場合には、議決は必要はないと云うことが普通の考えであります。条例の現行のすがたであります。それから後の質問の今度は、条例 ~~は~~ は、減額するかは積立てないことが出来ると云う、いわゆる既に積立てたものから繰入れてきて今度は現年度ではまた積立てると云うふうになつたらちよつとおかしいんぢやないかと云う御質問だと思ひますが、この才のある目的行為をする為の積立金でありますから、当然その目的の何れに対しての資金があることになりませうから、予算をどの財源でもつてもつかと、いわゆる減額して、現年度において積立ててその予算を確保するか、それとも既に基金としてもつていながら繰入れてその財源にも当てて、その新年度はその新年度なりの計画で又積立てる行方と云う2つの方法があると思ひますが、予算の減額などからして結局積立金があるのだから減額議決をする様な事案ではないと、

16 番～若しそういうふうな解しなくは成立つならば条例と云うことは結局は形骸に過ぎない条例と云うものは、条例はあくまでも法律を前提としてその法律であるそん置しないで執行当局だけでそう云うふうな解

16番～ふれないとするならば、どうして才出において条例の例の第5条には停止するか減額云々の条がございます。停止もしない減額もしないで繰入れしてまだ条例を生かして才出面にその通り500\$計上されましたか。

助役～あくまでもこれは引当全式の条例の趣旨でございますので別に法に押しゆくすると云うことば考えておりません。

16番～条例の趣旨からするならば全然ふれてないと、ふれなければ繰入れられない性質のものだと考えます。

助役～いや、そうじゃございせん。

16番～条例には減額停止だけしかない。退職給与金の積立金から一般財源への1000\$の繰入れがございます。然しながら繰り入れは別に条例においてはですか。そういうような繰入れをするしないの問題はけ頭ございせんが然しこれは議決案件も出さないで繰入れながら、その又条例のそん重して折角この5条があるのに5条を生かさなくて才出面には500\$をもつてきてある。

総務課長～一寸補促申上げます。この積立金条例が4つございますが、その中で特定、全部特定目的ではございますが、消防車購入資金積立金それから退職給与金こういうものがこの目的のために申告される場合には繰入れの議決の対象にはならない、退職金支給のために積立ると云う場合には議決の対象にはなりません。ただ基本財産の場合には繰入れの場合には一般財源に当てる場合には注意しなければいかんと、これは目的積立の場合でありますから、その目的支出の為の場合には、議決は必要はないと云うことが普通の考えであります。条例の現在のすがたであります。それから後の質問の今度は、条例は、減額する或は積立てないことが出来ると云う、いわゆる既に積立てたものからは繰入れてきて今度は現年度ではまた積立ると云うふうになつたらちよつとおかしいんぢやないかと云う御質問だと思いますが、この才は既にある目的行為をする為の積立金でありますので当然その目的の何に対しての資金があることになりまして、予算をどの財源でもつてもつかと、いわゆる減額して、現年度において積立てることを減額する。或は積立てないことが出来ると云う議決によつてその予算を確保するか、それとも既に基金としてもつているものから繰入れてその財源にも当てて、その新年度はその新年度なりの計画で又積立てを行うと云う2つの方法があると思いますが、予算の運用などからして結局積立金があるの減額議決をする様な事態ではないと。

16番～若しそういうふうな解しやくに成立つならば条例と云うことは結局は形成に過ぎない条例と云うものは、条例はあくまでも母法を前提としての市の法律であるそん重しないで執行当局だけでそう云うふうな解

しやくが成立つたら大要なことである 一。

総務課長～解しやくではございません。その予算編成の方法が今問題だと思えます。いわゆる積立から特定その目的のために積立てられている積立金を繰り入れてその目的を送行すると云うこともこれは条約の決めた通りであります。そしてその年度においては義務的にその積立原則をしなければならぬと云うふうなことになりますので、条約の原則を採用したと、いわゆる特定である減額することが出来ないと云うことが出来ると議決によつてはですか。その特定は採用しないといわゆる条約の原則を採用したと云うだけの違いであります。

16番～と云うことは、結局は条約には抵しはしないと云うことですか。

総務課長～そうです。

16番～ちや今の解しやくから生み出すならば結局は4条までを考えた場合にはこの非常な特別な時期じやないんで、そういうことはあり得ないのでそれも可能だと、結局は支出の目的には変わりはないんやといつた解しやくですか。

総務課長～だから方法としては可能と思いますが、今おつしやる積立金は繰入れもする位なのに何故新年度も積立てるかと云うふうな点はですか。予算の編成方法の問題の点かと思いますが、その方はいわゆる原則を採用したと云うふうな。

16番～ちや結局議決はなくても一般会計の性質のものであれば、繰り入れても良いと云うことですか。

総務課長～はい。それはもう漸防其積立金、退職給与積立金と云うのはですか。その目的に使う為であれば、結局積立てること自身がその目的の為に積立てるのであるからその目的使用の場合には繰り入れ議決は必要ないと云う訳です。

議 長～暫休散致します。(午後7時30分)

議 長～再開致します。(午後7時32分)

4番～徴税費の中の4目納税奨励費、特に新年度においては納税思想の高揚だと納税思想を高めるために従来の支策を廃えてそして納税組合の高揚をさせると云う様な方策がうち出されて居りますが、内地においても非常に活発に行われて居りますが、それにはうら付けになる市からの奨励費となつて居りますが、これからすると果して期待している程度の高揚がなされるか、或はまた納税指導の高揚がはつ

しやくが成立つたら大変なことであるとある。

総務課長～解しやくではございません。その予算編成の方法が今問題だと思えます。いわゆる積立から特定その目的のために積立てられている積立金を繰り入れてその目的を遂行すると云うこともこれは条例の決めた通りであります。そしてその年度においては義務的にその目的の積立をしなければならぬと云うふうなことになりますので、条例の原則を採用したと、いわゆる特定である減額することが出来る積立でないことが出来ると議決によつてはですか。その特定は採用しないでいわゆる条例の原則を採用したと云うだけの違いであります。

16番～と云うことは、結局は条例には抵しゆくはしないと云うことですか。

総務課長～そうです。

16番～ちや今の解しやくから生み出すならば結局は4条までを考えた場合にはこの非常態特別な時期じゃないんで、そういうことはあり得ないのでそれも可能だと、結局は支出の目的には変わりはないんだといつた解しやくですか。

総務課長～だから方法としては可能と思いますが、今おつしやる様に積立金は繰入れもする位なのに何故新年度も積立てるかと云うふうな点はですか。予算の編成方法の問題の点かと思いますが、その方はいわゆる原則採用したと云うふうな。

16番～ちや結局議決はなくても一般会計の性質のものであれば、繰り入れても良いと云うことですか。

総務課長～はい。それはもう消防車購入積立金、退職給与積立金と云うのはですか。その目的に使う為であれば、結局積立てること自身がその目的の為に積立てるのであるからその目的使用の場合には積立て繰入れ議決は必要ないと云う訳です。

議長～暫休憩致します。(午後7時30分)

議長～再開致します。(午後7時32分)

4番～徴税費の中の4目納税奨励費、特に新年度においては納税思想の高揚だと納税思想を高めるために従来の工作を變えてそして納税組合の結成をさせると云う様な方策がうち出されて居りますが、内地においても非常に活発に行われて居りますが、それにはうら付けになる市からの奨励費となつて居りますが、これからすると果して期待している様だのなこの納税組合の活動がなされるか、或はまた納税指導の高揚がはつ

きり従来と変わるか、私はこの予算では心細いんじゃないかと思えますがこの報酬金の奨励費の500万は何か所分で又どういうふうに支給されるか、これについてお伺い致します。

財政課長～前年度と比較しまして今年度は500万に値してありますが、前年度は300万余りでありましたが、これは今年申上げてあります通り納税組合を組織してその18区は95%以上あがるんじゃないかと云うふうな考えでその場合一応20区と考えると25%計上と云うふうなことになるかと云います。

4 番～そうしますと従来予算が350万ですが、これはほとんど共進会においての奨励金或はまた家賃費と云うことになると思えますが、果して20区の納税組合を組織させて、その運営費に当てるだけの経費あるかどうか、疑問をもつて居りますが果してこれだけでやつて行けますか、不足額ありませんか。

財政課長～まだ部落員にも相当影響する程度30%位までは思っていました。が予算の関係もありまして大体25%程度で20区で消化しようとする様な考えであります。

4 番～それは20区に対してですか。

財政課長～とにかく95%以上挙げた区を対象にしてですか。

4 番～当局においては1行政区単位でなくして或はそれをもつと規模を小さくした所の組合がたくさん出来ると思えますが、そう云つたことは考えて居られないかどうか。

財政課長～そう云つた細わけした所の納税組合の組織は考えて居りません。

4 番～充分やつて行けると云うことですか。それから基本財産の造成費であります。それを先程の公害対策費とも関連すると思えますが、あのかん害による所の被害対策が真げんに講じられているならば、云つた様なものはそう云つたものに關せなかつたかどうか、せめて被害額の十分の一、或は又百分の一でも救援をしようとして、或は深刻な農家の立場を充分考慮していたならば、こう云つた様な積立金を今年だけは止してそう云つたものに振向けられなかつたかどうか。

助 役～公害対策については先程から御説明申上げて居ります通りでございます。積立金についてはあなたのおつしやる振りがえについては考えておりません。

13 番～納税組合と云うのがありますが、組合の構想があれば御説明願います。それから一応20区として1区に25%の線で95%の成績にやると

きり従来と変わるか、私はこの予算では心細いんじゃないかと思いますがこの報償金の奨励費の500\$は何か所分で又どういふように支給されるか、これについてお伺い致します。

財政課長～前年度と比較しまして今年度は500\$に殖してありますが、前年度は300\$余りですが、これは今度申上げてあります通り納税組合を組織してその18区は95%以上あがるんじゃないかと云うような考えでその場合一応20区と考えると25\$計上と云うようなことになつて居ります。

4 番～そうしますと従来の予算が350\$ですが、これはほとんど共進会においての奨励金或はまたイ賞費と云うことになると思いますが、果して20区の納税組合を組織させて、その運営費に当てるだけの経費あるかどうか、疑問をもつて居りますが果してこれだけでやつて行けますか、不足額ありませんか。

財政課長～まだ部落員にも相当影響する程度30\$位まではと思つていましたが予算の関係もありまして大体25\$程度で20区で消化しようとする様な考えであります。

4 番～それは20区に対してですか。

財政課長～とにかく95%以上挙げた区を対象にしてですか。

4 番～当局においては1行政区単位でなくして或はそれをもつと規程を小さくした所の組合がたくさん出来ると思いますが、そう云つたことは考へて居られないかどうか。

財政課長～そう云つた細わけした所の納税組合の組織は考へて居りません。

4 番～充分やつて行けると云うことですか。それから基本財産の造成費であります、それを先程のかん害対策費とも関連すると思いますが、あのかん害による所の被害対策が真げんに講じられているならばこう云つた様なものはそう云つたものに圓せなかつたかどうか、せめて被害額の十分の一、或は又百分の一でも救援をしようとして、或は深刻な農家の立場を充分考慮していたならば、こう云つた様な積立金を今度だけは止してそう云つたものに振向けられなかつたかどうか。

助 役～かん害対策については先程から御説明申上げて居ります通りでございます、積立金についてはあなたのおつしやる振りかえについては考へておりません。

18 番～納税組合と云うのがありますが、組合の構想があれば御説明願います、それから一応20区として1区に25\$の額で95%の成績にやると

云うことでございますが、その納税組合そのものの組織ですか、今当局で考えられている所の。

財政課長～まだ具体的には構想をもつて居りませんが現在沖繩でやつて居りますのが名義だけでありますが、向こうの資料によつて習つて組織したいと思つて居ります。

18番～組織の内容は一応それで良いでしようが、然し20区と云うのは、各区に1つづつ置くと云う構想であるか、ただ必要な所に設けてその数は20にするんだと云うふうであるか。

財政課長～1部と云うことは考えておりません、その各全体の納税組合にしたいと云う計画でありません。

18番～するとそれから計画されている行政の対象が20区その区を1区としてのその納税が全額の95%納めた所に対する現在の段階における構想なんですか。

1番～財政課長に次の資料について提出方をお願い致します。才出予算における人件費の総額及びその内訳、その内容は交渉費及び比較手数料全部^{組合}含めて下さい。人件費ですか。予算総額のそれから徴税費用の徴税額の徴収予算額の比率徴税に要する総額費用ですか、もち論人件費も入れて下さい。それと徴税予算額の比率ですか、何%をしめておく費用がです。

財政課長～予算に対するですか、

1番～はい、予算に対する、それから投資経費の総額と消費的経費の総額及び予算に対する比率ですか、それから若し出来れば日本へ士における標準の市町村における比率での対象表ですか、こう云つた数字が出せるんだつたらお願いします。この問題につきましては本予算案を具体的に検討する意味で私個人的に必要でございますので出来る限りお願い致します。万一時間的に間に合わなかつた場合には止むを得ませんが、

議長～暫休憩致します。(午後7時41分)

議長～再開致します。(午後8時03分)

議長～議案第12号、1964年度宜野湾市一般会計才入才出予算案は質疑の段階で継続審議と致します。

議長～暫休憩致します。(午後8時04分)

議長～再開致します。(午後8時06分)

云うことでございますが、その納税組合そのものの組織ですか、今当局で考えられている所の。

財政課長～まだ具体的には構想をもつて居りませんが現在沖縄でやつて居りますのが名義だけでありますが、向こうの資料によつて習つて組織したいと思つて居ります。

18番～組織の内容は一応それで良いでしようが、然し20区と云うのは、各区に1つづつ置くと云う構想であるか、ただ必要な所に設けてその数は20にするんだと云うふうであるか。

財政課長～1部と云うことは考えておりません。その各全体の納税組合にしたいと云う計画ではありません。

18番～するとそれから計画されている行政の対象が20区その区を1区としてのその納税が全額の95%納めた所に対する現在の段階における構想なんですか。

1番～財政課長に次の資料について提出方をお願い致します。才出予算における人件費の総額及びその内訳、その内容は交渉費及び比較手数料全部含めて下さい。人件費ですか。予算総額のそれから徴税費用の徴税額の徴収予算額の比率徴税に要する総額費用ですか、もち論人件費も入れて下さい。それと徴税予算額の比率ですか、何%をしめていくか費用がです。

財政課長～予算に対するですか。

1番～はい。予算に対する、それから投資経費の総額と消費的経費の総額及び予算に対する比率ですか。それから若し出来れば日本々土における標準の市町村における比率での対象表ですか。こう云つた数字が出せるんだつたらお願いします。この問題につきましては本予算案を総体的に検討する意味で私個人的に必要でございますので出来る限りお願い致します。万一時間的に間に合わなかつた場合には止むを得ませんが。

議長～暫休憩致します。(午後7時41分)

議長～再開致します。(午後8時03分)

議長～議案第12号、1964年度宜野湾市一般会計才入才出予算案は質疑の段階で継続審議と致します。

議長～暫休憩致します。(午後8時04分)

議長～再開致します。(午後8時06分)

議長～議案第13号1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出予算案を議題と致します。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

助役～議案第13号について御説明申し上げます。これは上水道特別会計予算になつておきまして、本年度におきましては第4年度の建設費に於ては、5号線一帯については本年度で計画を完了して、6年度以降は、その建設費の見積りについて、今までの既設の分、その給水の改良その他増設の面について、増額を要する、才入の面につきましては、前に議決していただいた水道使用料の料率、変更による住民への負担、一ビスと云う何れ前年度より取入減が見込まれること、それからカバ一されていく分の改良施設費の方も計画されておきます。それから人権費につきましては、本議会において定数増の提案はあり、まず通りに3名増員の予定でありますので、それを考慮に入れて計上されては、居ります。尚給水面のその他増給、或は手当関係の何につきましては、一般会計予算と同様な何で計上されておきます。それで本市の水道事業は、結局は先申上げました通り、又全面的に給水はされて居りません。それが然しながら、本年64年度を境にして、これから充分のびていくんじやないか、そういふ何かからして、これから料率の変更による住民への負担、一ビスは、考えていくんじやないかと、それと先全地域にわたつて、まだ配水施設の方からされていないと申し上げましたが、既配地域においても、今まで説明して来ましたが、通りに基本的施設は、まだされて居りませんが、この方は、これからよ々に改良出来るものと考へられる訳であります。それと本予算につきましては、今まで再々討議的になつておきます。自己水源による問題については、本年度において、別なふれておりませんが、以上簡単ではございますが、提案の趣旨について御説明申し上げますが、尚詳しいことにつきましては、課長の方から答へてもらう様に致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後8時25分)

議長～再開致します。(午後8時30分)

4 番～6月現在で総数にして何件かまた新年度において何件増える想定のもとに計上されたか。

水道課長～6月現在はまだとつてありませんが、5月31日現在で3010栓になつております。こんど64年度の計画としましては、現在の給水地域内で720栓を見て居ります。それ以外にマーシー地域の150栓

議 長～議案第13号1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出予算案を
議題と致します。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

助 役～議案第13号について御説明申し上げます。これは上水道特別会計予算
になつておりまして、本年度におきましては第4年度の予算になつて
居りまして市長からの市政方針の中にもありました繰建設改良費につ
いては5号線一帯については本年度で計画をして64年度の本案には
その建設費の方は見積つてございせん。今までの既費の分、その
給水の改良それから増設この面についての増額であります。才入面
につきましては前に議決していただいた水道使用料の料率の変更による
住民へのサービスと云う何て前年度より取入減が見積もられる訳でござ
いせんが、然しこれは既設地域における需要者の増と云うことだから
カバーされていく分の改良施設費の方も計画されております。それか
人権費につきましては本議会において定数増の提案してあります通り
に3名増員の予定でありますのでそれを考慮に入れて計上されて居り
ます。尚給与面のその他の増給或は手当関係の何につきましては一般会計予
算と同じ様な何で計上されております。それで本市の水道事業
は結局は先申し上げました通り又全面的に給水はされて居りませんです
が然しながら本年64年度を境にしてこれから充分のびていくんじや
ないか、そういう何からしてこれからも料率の変更による住民へのサ
ービスは考えていくんじやないかと、それと先全地域にわたつてまだ
配水施設の方からされていないと申し上げましたが、既配水地域におい
ても今まで説明して来ましたが通りに基本的施設はまだされて居りま
せんですが、この方はこれからじよ々に改良出来るものと考えられる
訳であります。それと本予算につきましては今まで再々討議的にな
つております。自己水源による問題については本年度においては別に
ふれておりません。以上簡単ではございますが提案の趣旨について御
説明申し上げますが、尚詳しいことにつきましては課長の方から答
えてもらう様に致します。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後8時25分)

議 長～再開致します。(午後8時30分)

4 答～6月現在で栓数にして何件かまた新年度において何件殖える想定のも
とに計上されたか。

水道課長～6月現在はまだとつてありませんが、5月31日現在で3010栓
になつております。こんど64年度の計画としましては現在の給水地
域内で720栓を見て居ります。それ以外にマーシー地域の150栓

を本年度当初でメーターを取り付けて全部で970給を目標にして居ります。

4 番～現行料金の場合次年度の収入はどれ位になりますか。

水道課長～予算書のうち欄に資料を添えてございます。その資料では64年度の6月末でこれは市の料率を適用した一般としてございますが給水料が\$119,200.97量水器使用料が\$6118.35計125319.32それからマーシー地域の方がこれはメーター取付けの目標が10月からと云うことで給水料が12686.61量水器使用料が\$319.95計13,006.56と云う収入を見込んで居ります。

議 長～暫休憩致します。(午後3時33分)

議 長～再開致します。(午後3時40分)

4 番～給水収益のですか。現行料金で算定した場合の額面はどれ位ですか。

水道課長～給水収益の現在の料金によつて計上した場合は、一般の方が\$145,862.67でこれだけで2万\$の差があります。

4 番～2款の資産収入であります。一項の中の2目4目となつて居りますが1目と3目はないのかどうか。御説明願います。

水道課長～収入の1目3目であります。現在の所起業債は今まで1目でありましたが、これから計画中でありますので起業債は入れてありません。それから借入れ金も入れてありません。起業債とか借入金は目は設けてありません。

4 番～この場合1目3目はぬかして2目4目だけで予算形式上良いかどうか

水道課長～これは財政法ですか。あれによりまして、目、欄に準じて予算を編成してありますので妥当だと思つております。

4 番～そう云う想定はない訳ですか。補助金については想定してありませんか。

水道課長～現在の所補助金についても費目存置だけにとどめて想定はしてありません。

4 番～じゃ、1目、3目においても想定しなければ一応費目存置として表わした方がよくないか。同じく想定しなければ、補助金の場合は費目存置にしてあるんだが起業債や或は又借入れ金については全額費目に収め

を本年度当初でメーターを取り付けて全部で970栓を目標にして居ります。

4 番～現行料金の場合次年度の収入はどれ位になりますか。

水道課長～予算書のうら例に資料を添えてございます。その資料では64年度の6月末でこれは市の料率を適用した一般としてございますが給水料が\$119,200.97量水器使用料が\$6118.35計125319.32それからマーシー地域の方がこれはメーター取付けの目標が10月からと云うことで給水料が12686.61量水器使用料が\$319.95計13,006.56と云う収入を見込んで居ります。

議 長～暫休願致します。(午後8時33分)

議 長～再開致します。(午後8時40分)

4 番～給水収益のですか。現行料金で算定した場合の額面はどれ位ですか。

水道課長～給水収益の現在の料金によつて計上した場合は、一般の方が\$145,862.67でこれだけで2万\$の差があります。

4 番～2款の資産収入であります。一項の中の2目4目となつて居りますが1目と3目はないのかどうか。御説明願います。

水道課長～収入の1目3目ではありますが、現在の所起業債は今まで1目でありましたが、これから計画中でありますので起業債は入れておりません。それから借入れ金も入れておりません。起業債とか借入れ金は目は設けておりません。

4 番～この場合1目3目はぬかして2目4目だけで予算形式上良いかどうか

水道課長～これは財政法ですか。あれによりまして、目・節に準じて予算を編成してありますので妥当だと思つております。

4 番～そう云う想定はない訳ですか。補助金については想定してありませんか。

水道課長～現在の所補助金についても費目存置だけにとどめて想定はしてありません。

4 番～じゃ、1目・3目においても想定しなければ一応費目存置として表わした方がよくないか。同しく想定しなければ、補助金の場合は費目存置にしてあるんだが起業債や或は又借入れ金については全然費目に載ら

つてないと云う理由はどこにあるか。

水道課長～今年度は目を設けてありますが補助金と繰越金だけであります当初の予定としましては起業債とか、或は借入金等はこの当初予算においては又目途がついていませんので目は設けてございせんもし計画が早急に出て是非起業債が今年度で借入れられると新たに起業債の1目を設けたいと思っております。

議 長～暫休憩致します。(午後8時50分)

議 長～再開致します。(午後8時54分)

4 番～ちや、もう1回質問します。これだけの料金を値下げ断行しても、後相当余裕があります。この才入面においては増収になつて居ります新年度中にもつと値下げ出来る様な見通しはないか。

水道課長～お答えします。今度総額に対する14%の値下げをして居りますが事業においてはそれだけの施設の維持修繕並びにその地域内の建設改良と云うことは是非やつて行かないものと思ひます。それで今度の値下げによりまして前年度建設改良費においては若干の大差はございせん。それは前年度に対する比率、実際の建設改良は改修の事業と致しまして20%の増額を計上しなされたいと思つて居ります。その中でも特に本年度は配管工事におきまして、その他延長工事におきまして特に差控えて給水管の増加分を見張り、その他は前年度の12月或は又2月から給水を開始した大蔵米人住宅地域の施設の買い上げが大半と云うことになつて居ります。それでこれだけの建設改良は是非ともやつて行かなければいかぬ様な状態でありますので、これ以上の値下げは到底無理だと思つて居ります。

4 番～63年度の5月末現在の実績からしますと当然予算額よりはるかに収益が見込まれて居ります。おそらく新年度においてもそれに準じて収益においては特に併行して現年度に上昇することが想定されますが、そう云う見通しが出来ないか、どうか或は年度末においてもこれだけの実績しか上らないかどうか。

水道課長～当初見積つてあります。今年度の最終目標が一般の720栓とマーシーの250栓を見てこの予算を組んでございしますが、これ以上の収入を得たいと云うことは考えておつた訳でございしますが然しながら当初予算で計上できない理由としましては、これは去年の434件の外借人貸住宅地域の移管がございしましたが、それ以後又移管を希望する見積つておつた300件余りが新しい水道問題のいきさつがありまして水道公社との料金の規制とか、或はまた新しい契約案市町村への受取とか色々な問題がありまして当分は難しいんじゃないかと云う訳で予定

つてないと云う理由はどこにあるか。

水道課長～今年度は目を設けてありますのが補助金と繰越金だけでありますが当初の予定としましては起業債とか、或は借入金等はこの当初予算においてはお目途がついていませんでしたので目は設けてございませぬもし計画が早急に出来て是非起業債が今年度で借入れられると新たに起業債の1目を設けたいとこう思っております。

議長～暫休憩致します。(午後8時50分)

議長～再開致します。(午後8時54分)

4 番～ちや、もう1回質問します。これだけの料金を値下げ断行しても、後相当余裕があります。この才入面においては増収になつて居ります新年度中にもつと値下げ出来る様な見透しはないか。

水道課長～お答えします。今度総額に対する14%の値下げをして居りますが事業においてはそれだけの施設の維持修繕並びにその地域内での建設改良と云うことは是非やつて行かなければならないものと思ひます。それで今度の値下げによりまして先年度6建設改良費においてはそう大差はございませぬ。それで前予算に対する比率、実際の建設改良維持の事業費と致しましては20%の行為しかやれないと云うことになつて居ります。その中でも特に本年度は配管工事におきまして、その他延長工事におきまして特に差控えて給水栓数の増加の分を見積りその他は前年度の12月或は又2月から給水を開始した大講名米人住宅地域の施設の買い上げが大半と云うことになつて居ります。それでこれだけの建設改良は是非ともやつて行かなければいかぬ様な状態でございますので、これ以上の値下げは到底無理だところ思つて居ります。

4 番～63年度の5月末現在の実績からしますと当然予算額よりはるかに収益が見込まれて居ります。おそらく新年度においてもそれに準じて収益においては特に併行して現年度に上昇することが想定されますが、そう云う見透しが出来ないか、どうか或は年度末においてもこれだけの実績しか上らないかどうか。

水道課長～当初見積つてあります。今年度の最終目標が一戸の720栓とマーシーの250栓を見てこの予算を組んでございませぬが、これ以上の取入を得たいと云うことは考へておつた訳でございませぬが然しながら当初予算で計上できない理由としましては、これは去年の434件の外借人貸住宅地域の移管がございませぬが、それ以後又移管を希望の見積つておつた300件余りが新しい水道問題のいきさつがありまして水道公社との料金の規制とか、或はまた新しい契約案市町村への受理とか色々な問題がありまして当分は難しいんじゃないかと云う訳で予定

の控数を組んでございます。然しながら今年はこれだけの値下げによつて又新しい財源が見つけられると云う予則はしておつた訳でございます。今のところまだはつきりした決定はして居りませんので後外人借入住宅が500件以上ありますが当初予算ではこれだけの計上しか為し得ないと云う訳で才入をこれだけに留めてある訳でございます。

議 長～暫休憩致します。(午後9時02分)

議 長～再開致します。(午後9時15分)

議 長～本日の全日程が終了いたしましたのでこれをもちまして本日の会議を閉じることに致します。尚明日は午前10時から開会いたします。

議 長～散 会 (午後9時16分)

の枠数を組んでございます。然しながら今年はこれだけの値下げによつて又新しい財源が見つげられると云う予則はしておつた訳でございます。今のところまだはつきりした決定はして居りませんので後外人借入住宅が500件以上ありますが当初予算ではこれだけの計上しか為し得ないと云う訳で才入をこれだけに留めてある訳でございます。

議長～暫休憩致します。(午後9時02分)

議長～再開致します。(午後9時15分)

議長～本日の全日程が終了いたしましたのでこれをもちまして本日の会議を閉じることに致します。尚明日は午前10時から開会いたします。

議長～散会 (午後9時16分)